

# 参議院厚生労働委員会会議録第十二号

令和二年五月十九日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

石田 昌宏君  
小川 克巳君  
足立 信也君  
石橋 通宏君  
山本 香苗君  
片山さつき君  
自見はなこ君  
島村 大君  
高階恵美子君  
羽生田 俊君  
馬場 成志君  
藤井 基之君  
古川 俊治君  
本田 顕子君  
川田 龍平君  
田島麻衣子君  
田村 まみ君  
芳賀 道也君  
福島みずほ君  
下野 六太君  
平木 大作君  
東 徹君  
梅村 聡君  
倉林 明子君

衆議院議員  
修正案提出者  
岡本 充功君  
加藤 勝信君  
厚生労働大臣  
厚生労働大臣

第七部 厚生労働委員会会議録第十二号 令和二年五月十九日【参議院】

副大臣  
厚生労働副大臣 稲津 久君  
事務局側  
常任委員会専門員 吉岡 成子君

政府参考人  
法務省大臣官房審議官 竹内 努君  
外務省大臣官房審議官 高杉 優弘君  
厚生労働省大臣官房年金管理審議官 日原 知己君  
厚生労働省健康局長 宮崎 雅則君  
厚生労働省医業・生活衛生局長 鎌田 光明君  
厚生労働省労働基準局安全衛生部長 村山 誠君  
厚生労働省保険局長 濱谷 浩樹君  
厚生労働省年金局長 高橋 俊之君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(そのだ修光君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省年金局長高橋俊之君外七名を政府参考人として出席を求め、

その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(そのだ修光君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(そのだ修光君) 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。加藤厚生労働大臣。

○国務大臣(加藤勝信君) ただいま議題となりました年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

今後の社会経済の変化を展望すると、人手不足が進行するとともに、健康寿命が延伸し、中長期的には現役世代の人口の急速な減少が見込まれる中で、特に高齢者や女性の就業が進み、より多くの人がこれまでよりも長い期間にわたり多様な形で働くようになることが見込まれます。こうした社会経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を必要といたします。

今般、こうした社会経済の変化に対応し、年金制度の機能を強化するため、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、被用者保険の適用範囲を拡大するため、短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について段階的に引き下げます。また、五人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加します。

第二に、高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の高齢厚生年金受給者の年金額を毎年定時に改定することとします。また、特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を引き上げ、支給停止とならない範囲を拡大します。

第三に、現在六十歳から七十歳までとされている年金の受給開始時期の選択肢を六十歳から七十五歳までに拡大します。

第四に、確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げるとともに、受給開始時期の選択肢を拡大します。また、確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大、企業型確定拠出年金加入者の個人型確定拠出年金加入の要件緩和など、制度面及び手続面の改善を行います。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、令和四年四月一日としています。

以上がこの法律案の趣旨でございますが、この法律案につきましては、衆議院において修正が行われたところであり、御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

○委員長(そのだ修光君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員岡本充功君から説明を聴取いたします。岡本充功君。

○衆議院議員(岡本充功君) ただいま議題となりました年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分につきまして、御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができるとき等の児童扶養手当の支給の制限に係る政令を定めるに当たっては、監護等児童が二人以上である受給資格

者に支給される児童扶養手当の額が監護等児童が一人である受給資格者に支給される児童扶養手当の額を下回ることのないようにするものとする。

第二に、附則第二条第一項及び第二項の検討は、これまでの財政検証において、国民年金の調整期間の見通しが厚生年金保険の調整期間の見通しと比較して長期化し、モデル年金の所得代替率に占める基礎年金の額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを踏まえて行うものとする規定を追加すること。

第三に、政府は、国民年金の第一号被保険者に占める雇業者の割合の増加の状況、雇用によらない働き方をする者の就労及び育児の実態等を踏まえ、国民年金の第一号被保険者の育児期間に係る保険料負担に対する配慮の必要性並びに当該育児期間について措置を講ずることとした場合におけるその内容及び財源確保の在り方等について検討を行うものとする規定を追加すること。

第四に、政府は、国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を追加すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(そのだ修光君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○本田顕子君 自由民主党の本田顕子でございます。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。

冒頭、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、治療中の皆様の一日も早い回復を心からお祈り申し上げます。また、命や暮らしを守るために感染のリスクと隣り合わせで医療、生活を支えてくださっている皆様、外出自粛要請に応じおられる皆様、全ての皆様に心からの敬意と感謝を申し上げます。

では、質問に入らせていただきます。

私が年金について質問をさせていただくことは初めてでございます。私は、学生の皆さんの前で一度だけ、我が国の社会保障制度の現状と題して講義の時間をいただいたことがございます。今から九年前の二〇一一年です。熊本で崇城大学薬学部で、医療経済論の講義に薬学を学んだ外部講師として七十分お話をさせていただきました。学生の皆さんに分かるように、私自身の理解を深め、準備しました。受講していただいた学生さんも今は卒業され、薬剤師として社会に貢献されています。その方たちのこれからの人生設計にかなうものとなるように思いを込めて質問をさせていただきます。

今回の質問に当たり、二〇一一年に私が作成した講義用資料を読み返しました。当時から随分変わった部分もございました。より安定した年金制度の確立を常に目指し、改正を重ねてきたものと理解しています。今の仕組みは、戦後の高度成長期に設計された昭和の標準人生モデル、いわゆる二十年学び、四十年働き、二十年の老後設計です。これが標準的で幸せな生き方とされ、社会保障制度もこのモデルに沿うようにつくり、整備されたと思います。

しかしながら、長寿化、デジタル化、経済社会環境の構造的変化、個々の生き方、働き方も多様となりまして、モデルが今の時代に合っていないことは明らかでございます。今回の改正も、

こうした変化に対応し、進化していくものと理解しております。

そして、新型コロナウイルス感染症の恐怖があるからこそ、議論は大切だと思えます。年金は年を取ったときにもらうだけのものではありません。老齢年金、障害年金、遺族年金がございませぬ。突然の予期せぬことに遭遇したとき、受給を受けたいと思っても、ある一定の期間保険料を納めていないと受け取ることができないのが年金です。予期せぬ感染症に遭遇している今、自助だけでは乗り切れないと感じる皆様のために大切な議論だと思えます。

しかしながら、年金の議論となりますと、常に聞こえてくるのが不安でございます。年金と一口に言いますが、内容が広く多岐にわたります。ともすれば、数字合わせて給付削減、負担拡大と思われがちであります。

そこで、お伺いいたします。今回の公的、私的年金制度改革の趣旨及び目的について御説明をお願いいたします。

○政府参考人(高橋俊之君) 今先生から御指摘いただきましたように、年金制度の見直しは、そのときそのときの時代の変化に合わせて、それに対応して変えていくということが一番の基本だと考えてございます。

今後の社会経済の変化を展望いたしますと、より多くの方々がかれまでよりも長い期間にわたる多様な形で働く社会になっていくというふうに見込んでございます。こうした社会経済の変化を年金制度に反映して、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図ることが大事だと。少子化で働く方が減っているというふうなことがありますけれども、健康寿命はどんどん延びていますから、より高齢期の方でも働く社会になってくると、それに年金を合わせていくということでございます。

このため、老後生活の基本を支える公的年金制度につきましては、多様な就労を年金制度に反映するような被用者保険の適用拡大、また、就労期

間の延伸による年金の確保、充実のためには、在職老齢年金制度の見直し、在職定時改定の導入、年金受給開始時期の選択肢の拡大などについて見直しを行うものがございます。

また、公的年金に併せまして、老後生活の多様なニーズへ対応するため充実、普及を図っております。就労期間の延伸による年金の確保、充実のため、DC、確定拠出年金の加入可能年齢の引上げあるいは受給開始時期の選択肢の拡大、そして、より多くの企業や個人が制度を活用していただけますよう、中小企業向け制度の対象範囲の拡大、企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和等々の見直しを行うものがございます。

○本田顕子君 ありがとうございます。

人生百年時代における生き方多様化に対応できるものと理解いたしました。社会保障の理念を生かした働いても損をしない仕組みとなるよう、信頼を取り戻すことにも心掛けていただきますよう、よろしくお願いたします。

それで、通告は八番目とさせていただきます。ありがとうございました。それから、ちょっと今から確定拠出年金について御説明させていただきますと思います。配付資料も用意しておいたんですけれども、済みません。

私が、この確定拠出年金でございますけれども、加入したのは、二〇〇七年、製薬企業に勤めていたときです。会社を退職してからも運用を続け、十四年目になります。加入したときに受けた説明では、基礎年金はこれから増えないので、少しでも自分で運用して老後を安心して暮らせるようにしようというものでした。

最初は、運用することが初めてでしたので、元本保証型からスタートしました。そうしますと、手数料を引かれるのはもったいないと思うようになります。投資を始めました。今回の質問に当たり、久しぶりに自分の運用状況を見ましたら、ゼ口になつていなかったので、ひとまず安心しました。

しかしながら、投資ですから、もうかるとき、もうからないときがございます。今回の改正により確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げ、受給開始時期の選択肢を拡大することに私は異論ございません。しかしながら、運用の安定が前提でございます。

資料は、平成二十三年、二〇一一年、これを見ますと、年金運用、三・七兆円が赤字でした。赤字となった原因は、欧州債務危機などで世界的な金融不安が広がり、国内外の株価が大きく下落したことが原因でした。四半期ごとの運用結果では、リーマン・ショックの影響で二〇〇八年度には五兆六千六百一億円の赤字となったケースが最悪でございます。最悪でした。今回は、百年に一度と言われる経済のコロナショックでございます。リーマン・ショックを超えることは世界が知るところです。

五月十五日の参議院本会議におきまして、小川克巳議員が本年一月から三月の年金積立の運用状況から過去最大の十七兆円を超える赤字の試算に触れ、運用面、年金給付の安定性について質問され、大臣答弁もいただいているところでございますが、ほぼ五年ごとに赤字を繰り返している事実が否めません。そして、今回のコロナショックによるダメージは相当なものでございます。現在の運用状況と対応について御説明をお願いいたします。

○政府参考人(高橋俊之君) 公的年金制度の運用は、GPIFに委託して運用してございます。

GPIFにおける運用は長期の、超長期の運用ということでございます。四つの資産、外国の株、債券、国内の株、債券に分散して、市場は変動いたしますので、この分散投資によりまして長期的なリターンを安定的に取っていくと、成長の果実をしっかりと取り入れると、そういったことが重要でございます。

そういう意味で、このような大きな経済の変動があるときには、短期的にはぶれが出ますけれども、株式等々あるいは外国の資産を組み入れるこ

とによりまして長期的な利回りをしっかりと取り、経済の成長の果実を取っていくといったことが重要だと思っております。そういったことをよく丁寧に説明してまいりたいと思っております。

また、先生から御指摘いただきました確定拠出年金につきましても、同様に、これは個人が商品を選択して運用するわけでございます。

具体的な数字としては、全般の数字じゃないんですけれども、例えば二〇一八年度末の大手金融機関四社の企業型のDCの加入者の平均でいきますと、平均的な利回りは大体一・八六%ぐらいです。これ、個人個人違いますので、マイナスになっている方もおられますが、よく投資教育等々をしっかりとやりまして、そのところにつきましてもの心配なきようなところにも努めてまいりたいと考えてございます。

○本田顕子君 ありがとうございます。

安定した運用のためには、私は安定した雇用実現が必要不可欠と思えます。政府は、強い経済の実現に向けた取組を通じて得られる成長の果実によつて、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが更に経済を強くするという成長と分配の好循環を掲げておられます。さきの本会議答弁でも加藤厚生労働大臣から、生産性向上の支援も続けていくと答弁をいただいております。是非とも長期的視野で支援もよろしくお願いいたします。次に、被用者保険の適用拡大についてお伺いさせていただきます。

働きたい人が働きやすい環境を整える、そして社会保障制度における取扱いによつて選択をゆがめられたり不正を生じることがないようにするために、短時間労働者に対する年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険の適用拡大が進められております。

二〇一六年十月、従業員数が五百人超の企業で働く短時間労働者について被用者保険の適用拡大がなされました。さらに、今回の改正でより多くの短時間労働者が被用者保険に加入することとなり、将来受け取る年金が増えることに加え、障

害がある状態になった場合でもより多く年金を受け取ることができるようになります。さらに、健康保険に加入されるなら、疾病手当金や出産手当金を受け取ることができるようになりますので、重要な改正と考えます。

被用者の皆様にとつては厚生年金加入のハードルが大きく下がり、年金等の保障を厚くする観点から生活の安心、安定のためにも歓迎すべきところと思えますが、労働への影響がございします。前回の適用拡大の際には、就業調整した人より労働時間を延ばした人の方が多く、実際に適用を受けた短時間労働者の収入は増加傾向であったと聞いております。

そこで、お伺いいたします。適用拡大に伴う短時間労働者の就業調整についてどのように見通しているか、また就業調整にどのように対応していくつもりか、お答えください。

○政府参考人(高橋俊之君) 今先生から御紹介いただきましたように、前回五百人規模の適用拡大を行った際の状況につきまして、労働政策研究・研修機構、いわゆるJILPTで調査を行つてございまして、二〇一六年十月の施行につきましてその後の調査でございしますけれども、適用拡大によりまして働き方が変わった、基本的に変えなかつた方の方が多かつたわけでございしますけれども、変わった方の中でも、配偶者の扶養に入つている三号被保険者で見ても、労働時間を短くした人よりも延ばした人の方が多かつた。短縮した人は三号被保険者では三七%、むしろ延ばした人は五四%ということで、延ばした人の方が多かつたということ。それによりまして、また標準報酬月額額の分布を見ましても、収入が増えたことが多くいわけでございます。

こうした結果となりました際には、企業が従業員に対しまして被用者保険加入のメリットを丁寧に説明したということがアンケートの結果で分かつてございまして、今回の改正法案により適用拡大に当たりまして、中小企業等の対象になりますので、事業主が丁寧に従業員に説明するこ

とを支援するために専門職による説明支援を行う予算も確保しております。こういった支援を通じて、就業調整などの働き方や雇用の選択へのゆがみが生じないように努めてまいりたいと考えてございます。

○本田顕子君 ありがとうございます。

続けて、同じく適用拡大について、事業者に与える影響についてお伺いさせていただきます。全世代型社会保障検討会議中間報告に、厚生年金の適用拡大について書かれております。この実現には、中小企業・小規模事業者の生産性向上への支援も必要不可欠と存じます。人手不足が加速する中で、産業界にも現役世代に対する人的投資の重要性を理解していただく必要があるのではないかと思います。

その上で、中小企業等に悪影響が生じることのないようにどのような対策をお考えになられているか、具体的に教えてください。

○政府参考人(高橋俊之君) 今般の適用拡大を進めるに当たりまして、中小企業の経営への配慮というのは大変欠かせないと考えてございします。

現下の状況を考えますと、まずは中小企業が新型コロナウイルス感染症による難局を乗り越えた上で、その先に適用拡大にもしっかりと対応いただけるように取り組むことが大事だと考えてございまして、まずは、現下の新型コロナウイルス感染症による状況を乗り越えていただくための実質無利子無担保、最大五年元本返済据置き融資による資金繰りの支援、雇用調整助成金による雇用維持、中堅・中小企業等には最大二百万円、個人事業主には最大百万円の持続化給付金、そして税、社会保険料の無担保、延滞金なしでの猶予といった事業継続に向けた施策を講じているところでございます。

また、その上で、生産性向上施策でございます。三千億円を上回るものづくりの補助金、IT導入補助金、持続化補助金による生産性向上支援、中小企業庁を中心に取り組んでございます。また、短時間労働者の被用者保険加入と処遇改善

を行う事業主に対するキャリアアップ助成金による支援、そしてまた、被用者保険の適用拡大に向けた周知や専門家の活用支援など、適用拡大の円滑な施行に向けた環境整備の施策を積極的に講じてまいりたいと考えてございます。

○本田顕子君 どうもありがとうございます。次に、未婚の一人親等への対策について伺いたいします。

私は全国比例区でございますが、居住区は熊本でございます。同じ厚生労働委員でもあられます小川理事、馬場委員と同じく、チーム熊本の一員でございます。熊本からいただいている要望を御紹介させていただきます。

二〇二〇年五月、蒲島郁夫熊本県知事、池田和貴熊本県議会議長名、国の施策等に関する提案・要望、女性が輝き力を発揮できる社会づくりを進めるためには、特に企業や働く男性及び女性の意識改革を促すこと。二〇一九年十二月、井手順雄熊本県議会議長名意見書、社会保障制度の充実、多様で柔軟な働き方が選択できる環境整備。上記要望書は加藤厚生労働大臣にも提出されておりま

す。女性活躍推進につきまして政府で積極的に進めていただいているところでございますが、環境整備、特に年金につきましては、目先のことだけで精いっぱいというのが当事者の状況でございます。いざとなつたときに支えがないことや無年金になつてしまつていたことに気付く方も多いと伺います。

少し古い話ですが、二〇〇六年、厚生労働省が行つた社会保障に関する国民の意識調査変化では、二十歳代では自助努力を重視する人が多く、三十歳、四十歳と重ねるほどに、「将来のことは予測できない面があるので、自分で準備する」といつても限界がある。社会保障のための負担が重くなつてもよいから、老後の生活はなるべく社会保障でみてもらいたい」と社会保障を重視する方が多いという結果が出ておりました。

今の社会保障の標準モデルは、女性が一人親で

も生き抜くことは想定されていなかったのではと思ひます。時代の変化に対応し、意欲を持った女性が活躍できるように、今回の未婚の一人親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準に追加するものと存じます。追加の趣旨及び予想される効果についてどのように考えておられるか、お伺いいたします。

○政府参考人(高橋俊之君) 国民年金保険料の申請全額免除基準でございますけれども、これまで個人住民税の非課税基準に準拠しております。現行の国民年金法では、地方税法上の障害者や寡婦につきましても、一般の基準と比較して所得要件を緩和して全額免除の対象になりやすくしているところでございます。

令和二年度の税制改正大綱を受けまして先般改正法が提出されて成立されました地方税法改正におきまして、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一つにする子供を有する単身者に対しまして税制上の措置が講ぜられました。これを踏まえまして、国民年金保険料の申請全額免除につきましても、地方税法改正と同様に、一人親について地方税法上の障害者、寡婦と同じ所得要件を適用するものでございます。

この見直しによりまして国民年金保険料の申請全額免除が受けやすくなるということで、本来は納付していただいていた将来の年金に結び付けていただけのいいのではありませんけれども、なかなか納付が難しいという方には、未納になつてしまつてしまつてはなくて、免除手続をしていただくことによりまして国庫負担部分が付く、また将来は、年金生活者給付金も免除期間相当分の更に加算がございまして、そういった可能性も出てまいります。

そういったことを活用して将来の年金の充実に資するようにしていただければ改正を盛り込んだ次第でございます。

○本田顕子君 ありがとうございます。持続可能で安定的な公的年金制度の確立と無年金者をできる限り救済する、このことと女性活躍

推進は両輪であるべきと考えますので、引き続きよろしく願ひいたします。

次に、在職高齢年金、以後、低在老と述べさせていただきます。この基準額の見直しについて伺ひたいいたします。

低在老につきましては、年金額と月給、賞与に依りて年金額は減額され、場合によっては全額支給停止になる方もいらっしゃいます。人生百年時代に対応し、公的年金制度も長く働くことを応援する人生百年型年金に転換し、七十歳を超えても働くことができる環境整備の一つになるものと思ひますが、今回、新型コロナウイルス感染症で特に注意が必要な方として、持病を持つ方、高齢者等が該当します。年を重ねることで感染リスクが増えてまいります。こうした皆様の不安に配慮するために、厚生年金に加入しながら受け取る低在老の見直しを行い、働いても収入がある方が生活が安定し、かつ安全である、そして生きがいもつながらると思つていただけることが大切ではないかと思ひます。

低在老の基準額の見直しの趣旨及び目的は何か、お伺ひいたします。

○政府参考人(高橋俊之君) 今回の六十歳代前半の在職老齢年金、いわゆる低在老の見直しでございますけれども、低在老につきましては就労に与える影響が一定程度確認されていると、高在老に比べまして基準が低い、大変厳しくなつておりまして、一定程度あると。また、六十歳代前半の就

労、特に二〇三〇年、令和十二年まで支給開始年齢の引上げが続きます女性の就労を支援するといふ観点、そしてまた、低在老を高在老と同じ基準にすることは制度を分かりやすくすると、とかく分かりにくい年金でございまして、分かりますと、こういった観点もあろうかと思ひます。現行の二十八万円から高在老と同じ四十七万円に基準に合わせるものでございます。

今般の低在老の見直しによりまして、年金制度が就労に対してより中立的となることによりまして、多くの方にとつて年金が調整されることを気

にせず就労していただけるようになるかと考えてございます。

○本田顕子君 ありがとうございます。

人生には六十歳、七十歳の節目のお祝いがございます。以前、私がお祝いの席に出席した際、七十歳の方が、昭和の頃であれば六十歳の還暦で引退だつたけれど、今は職場で古希のお祝いをしていただけるようになりました。こき使われる人生と言えませんが、笑話話をされておりましたが、今回の改正がエイジフリー社会の実現に向けて背中を押す一歩となりますよう、よろしく願ひいたします。

さて、自民党厚生労働部会では、令和時代の社会保障改革として、人生百年時代や人口減少社会の到来の構造変化に対応した新しいこの国の形の基礎となる社会保障改革が必要と、取りまとめを行つております。

言うまでもなく、社会保障の持続可能性は受益と負担のバランスによつて決まります。現役と高齢者の比率、すなわち支える側と支えられる側の人数のバランスは重要な要素の一つとなりますが、若いときに加入したけれども脱退せざるを得ない方もおられます。特に、就職氷河期世代と言われる方々です。こうした方々が安心して年金制度に加入していただけることも、大変重要な要素と思ひます。

就職氷河期と言われる方々も含め、年金制度への理解をどのように深めていくつもりか、お答えください。

○政府参考人(高橋俊之君) 御指摘いただきましたように、老後の生活の基本を支える公的年金、これは世代間扶養の仕組みでございます。したがって、御指摘いただいたような就職氷河期世代を含む現役世代の皆様方に対して、しっかりと広報いたしました理解を深めていただくということが大事だと考えてございます。

例えば、今回の法案の中で申し上げますと、パート労働者に対する被用者保険の適用拡大は、短時間労働で厚生年金の適用が受けられていな

い、要するに国民年金で、それもなかなか払えないと、こういったような方々、いわゆる就職氷河期世代の方々も含めまして、現在、一号被保険者である方々にとりましては、適用拡大によりまして将来の年金水準を充実させるということにつながるのではないかと考えてございます。

こういったことも含めまして、今回の法案の趣旨、あるいはそもそもの年金制度の意義等につきまして、今SNSですとか多様な広報媒体もございますので、その世代特性を踏まえて分かりやすく広報に努めてまいりたいと考えてございます。

○本田顕子君 ありがとうございます。

政府が進める一億総活躍社会は、若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方も、一度失敗を経験した人も、みんなが包摂され活躍できる社会でございます。今回私が思いますのは、新型コロナウイルス感染症に対する不安から地方での就職を望む方が増えてきているという報道もございいます。いわゆるイターンであります。職業の選択もこれまでと意識が変わってくるのではないかと思います。人と関わることの難しさを経験した方にとっては、在宅で仕事ができることやオンライン学習の機会によって、心の不安を軽くして社会につながることもできると捉えている方もおられるのではないのでしょうか。もう一度社会にチャレンジし、年金に加入していただけるように、日本の暮らしを支える現場経験を積むことへの環境整備も併せてお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症により国民年金保険料を支払えないと不安に感じてもらえる方への対応についてお伺いいたします。

五月一日から、日本年金機構において特例免除申請の受付も開始されております。丁寧に国民の皆様へ年金免除の仕組みを説明していくことが必要不可欠と存じますが、救済措置の周知方法についてお伺いいたします。

○政府参考人(日原知君) 今お話をいただきましたように、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入が急減するなどし、当年中の見込

み所得が国民年金保険料の免除基準相当に該当される方につきましては、簡易な手続によりまして保険料の免除などを可能とする臨時特例措置を講じているところでございます。

この内容でございますけれども、厚生労働省や日本年金機構のホームページやツイッターへの掲載に加えまして、チラシやポスターを作成をいたしまして、市町村に対しまして、こうしたチラシの設置、またポスターの掲載などの協力をお願いして、周知に努めているところでございます。

またさらに、日本年金機構では、第一号被保険者の方に対しまして、保険料の納付を勧奨するための文書、これをお手元にお届けしておりますけれども、その中にもこの特例措置の内容を掲載するなど周知に努めているところでございまして、しっかりと制度を活用していただけるように対応してまいりたいと考えてございます。

○本田顕子君 どうもありがとうございます。通告させていただいた私の質問は以上でございますけれども、最後に要望として加藤厚生労働大臣に申し上げさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症により経営が悪化している医療機関についての検討も進んでおります。同じ医療提供施設として医療法に明記されている薬局は対象外になりがちです。現場は今、財政的にも身身共に疲弊に向かっています。薬局はどのような状況でも処方箋に基づく調剤を行う義務があり、現場の皆様が途切れることなくその責務と地域医療への貢献を続けてくださっております。支援策を講じる際にどうか薬局を忘れないでいただきたいということを強く要望させていただきます。私の質問を終わらせていただきます。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。

今般の国民年金法改正案につきまして、これまで加藤大臣の方からも、例えば、全世代型社会保障の流れの中での法案の意義、あるいは人生百年時代という話の中での位置付け等、いろいろ説明があったわけですが、改めて今日、私の方

からは、議論のスタートとして、昨年八月に公表されました五年に一度の財政検証、この法案との接続というところについて確認をさせていただけたらというふうに思っております。

まず、これ、昨年八月、まとまってこの委員会でもなかなか議論ができていないなという思いがありまして、この財政検証から明らかになったこと、主なこととしてどういうことがあるのか、そして、その結果というものがこの法案にどう反映されているのか、もう一つ言うと、議論がまだまだ成熟せずに当然見送られた部分があるかと思うんですけれども、この積み残しの部分、これを併せて大臣から御答弁いただけたらと思います。

○国務大臣(加藤勝信君) 昨年の財政検証、これは、財政検証のメーンは、一定の経済成長を置いた中で所得代替率が将来にわたって五〇％が確保できるかどうかと、言わばその検証ということでもあります。現行制度においても、経済成長と労働参加が進むケースにおいては引き続き所得代替率は五〇％以上確保できる、これが確認された、これがまず第一点目でございます。

加えて、今回、オプシオン試算をやらせていただきました。被用者保険の適用拡大、就労期間、加入期間の延長、繰下げ受給の選択、そういったものが年金の水準確保にどう影響があるかという中で、これはそれぞれ効果が大きいということが確認できたというふうに認識をしております。

この結果を踏まえて、この法案では、高齢者を踏まえ、多様な就労を年金制度に反映する被用者保険の適用の拡大、あるいは就労期間の延伸による年金の確保、充実のための在職老齢年金制度の見直し、年金受給開始時期の選択肢の拡大等については見直しを行うということで、この法案の中に盛り込まれております。そして、より長く多様な形になるよう、就労の変化を年金制度に反映して、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図っていきたいと思っております。

今回の改革によって、将来世代の所得代替率も財政検証で示した調整後の所得代替率と比べて

○二％のプラスの改善という、これは試算ということですが、示されたところであります。

それから、積み残しとなった検討課題というところでありますけれども、検討規定には被用者保険の適用範囲に加えて公的年金制度の所得再配分機能の強化についても盛り込んでおります。基礎年金、これ所得再配分機能という役割を担っておりますが、その機能維持に向けてどういう方策が可能か、引き続き検討が進むべき課題として認識をしております。

○平木大作君 大臣から、今簡潔に昨年の財政検証の結果、また本法案の趣旨について御説明をいただきました。

改めて、今回、この今いろいろ御紹介いただいたオプシオン試算等を通じて明らかになったこと、一つの結論は、やはり被用者保険の適用拡大ということが、所得代替率ですとか、あるいは基礎年金の水準確保に効果が大きいということだつたというふうに思っております。これをしっかりと今回法案の中に盛り込むことができた。

ただ、一方で、今後の検討課題ということで今御説明をいただいたとおり、まだまだやらなければいけないことは多い。その中で特に、やはり基礎年金そのものの充実。依然、この適用拡大が仮に進んだとしても、基礎年金のみを受給する方というのがまだまだたくさんいらっしゃる、また、厚生年金受給されていても、賃金水準がそもそも低いとか、あるいは加入期間が短いということなどで給付の水準自体がやはり十分でないという方もたくさんいらっしゃるわけでありまして、この基礎年金そのものの議論というのはやはりしっかりと先日も安倍総理が答弁されておりましたけれども、この意義をしっかりと確保することはできないだろうというふうに思っております。

改めて、満額でもまだ月六万五千円程度という基礎年金の給付水準をやはり放置したままではいけない、この委員会でも皆様と関連な議論をこれ

からしていきたいなというふうに思っておりますけれども、特に、例えばこれまで何度か議論はされてまいりましたけれども、加入期間を四十五年に延ばして給付水準を高めるですか、更なる年金制度の機能強化に向けた議論、必要と考えておりますが、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(加藤勝信君) 基礎年金というものが一体何を、どういう機能を担うのか。元々、国民年金の時代、これは主として自営業の方が中心でやってきた、それが今日、基礎年金のみをもちあわせている方、いわゆる国民年金の方が随分その対象も変わってきている。こういう状況も踏まえながら、一体この年金金額そのものの水準がどうあるべきなのかという議論は、これまでいろいろとこの委員会等でも御議論いただいたところがあります。

それに加えて、もう一つあるのは、財政検証を四回、五回、四回かな、やってくる中で、四回です、特に最初と二回目、要するに、二〇〇四年と二〇〇九年の財政検証でマクロ経済スライドの効き方がかなり違ってきて、結果的に、その報酬比例の調整が早まって基礎年金が遅れることによって、当初はトータルとしてのモデル年金の比率、これは当然抑制されるんですが、それに比べて基礎年金も比例部分も同じように減額していった、減額される結果になっていたものが出てきたという、大きく二つの論点が多分あるんだらうと思っております。それぞれ大事な論点であります。

いずれにしても、先ほど申し上げた基礎年金の持つている所得再配分機能といったものを含めてこれをどう維持していくのか、そして、この間生まれてきた様々な課題をどうその中で解消していくのか。それから、今お話があった点に関して申し上げれば、結果的には基礎年金そのものの金額は当初より高くなりますから、当然、年金で、年金保険料によって賄う部分は五年間の部分で賄っていくことは可能なんだらうと思えます。

ども、半分は国庫負担ということになりますから、その国庫負担をどういう形で財源を確保していくのか、そういった課題も当然出てまいります。それらも含めてしっかりと議論していく必要があるというふうに思います。

○平木大作君 大臣にも、課題の認識について非常に我々と同じ認識を持っていただいているんだなというところを改めて確認をいたしました。また、今後も引き続き、委員の皆様と一緒にこの議論を進めていきたいというふうに思っております。

さて、ちよつと各論に入る前に、先週金曜日の本会議においてちよつと気になる答弁があったので確認をさせていただきたいというふうに思っております。これは、先ほど本田委員が言及されたところとも重なるんですけれども、株式市場等の動向による一時的な評価損というものがGPIFの担う年金財政及び年金給付額に与える影響というところを問われた際の答弁なんです。そのま引用させていただきますと、こうなっています。

自主運用開始以降、収益額の累積は約七十五・二兆円となっており、このうち半分程度の約三十三・五兆円は株価下落時等でも着実に収益として確保される利子や配当収入等のインカムゲインであり、それ以外の約三十八・七兆円は評価損益等のキャピタルゲインであり、これは時価の変動により上下する性質のものであります。このため、市場の動向などによる一時的な評価損が生じたとしても直ちに年金財政上の問題は生じず、年金給付額に影響するものではありませんと、こういう答弁でございました。

これ、どういう意味なんだろうと。インカムゲインに非常に焦点を当てて答弁をされているというの、恐らくこの市場の荒い値動きに比べて相対的に小さく見える例えば債券のクーポンとか配当というものが、でも長期のトータルリターンの中で見ると非常に大きな貢献をしているんだと、こういうことを多分おっしゃりたくて説明されているんだらうなと思うわけですが、問いそ

のものになかなか実はこれ答え切れていないんじゃないかという認識を持っております。

そもそも、もう二十年以上前に時価会計制度が導入されてからは、期中に利払いとか配当というものが行われるかどうかというのは基本的にリターンにも全く影響しませんし、ある意味、運用の安定性というものを説明できるものにはちよつとなっていないということでありまして、また、もつとと言うと、受け取った配当とかあるいはクーポンというのは即座に再投資されますので、そういう意味でいくと、マーケットリスクに全額さらされております。

そういう意味では、改めて、ちよつと今日、そもそもGPIFが取り組む長期分散投資の効用というところを中心に御答弁いただけたらなと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参事(高橋俊之君) 御指摘のように、インカムゲインの大きさを強調して最近お答えしているのは、評価損、株式がどんと落ちてこれだけ損したというところはどうしても注目が行くものから、むしろGPIFの運用は超長期でござりますので、しっかりとインカムゲインを取りに行かなくては、そういうような運用、短期の上がり下がりになり余り感わされず、それが大事だということを少し強調したいということでございます。

先生御指摘のように、そもそもその長期的な観点から行う年金の積立金の運用でござりますので、株式を含めて、リスク、リターンの特性が異なる複数の資産を適切に組み合わせ分散投資を行う、これが一番の基本でございます。ポートフォリオ全体としてのリスクを抑えつつ、リスクというの、短期的なリスクというよりも、長期的な利回りが取れなくなるのがリスクでありまして、そこをしっかりと取り取るようにしていくことが運用方針の基本でございます。したがって、株式市場を含む市場の一時的な変動にとらわれることなく、利子や配当収入、あるいは長期的な株価の上昇でございますとか、そういうことも含めまして、長期的かつ安定的な経済成

長、世界の経済成長の果実をしっかりと取り込んでいくということが基本方針でございます。

GPIFの運用におきまして、自主運用開始以来、平成十三年度から去年の十二月末まで、累積収益七十五・二兆円というふうになっておりますけれども、一時的な評価損というのがあります。年金財政上の問題は生じないということと考えてございまして、そのうち、先生御指摘いただきましたように、インカムゲインがその半分、三十三・五兆円もあるということで、利子や配当収入等、こういったものをしっかりと取っていくと。

最近、低金利なものですから、国債で運用していてもそれを全く取れないということで、株を持つことによりまして、しっかりとしたインカムゲインを取る、少し変動があっても長期戦略としてはこれが重要だということの運用方針の下で、そういうことをよく丁寧に説明してまいりたいと考えてございます。

○平木大作君 このインカムゲインということ、先ほど申し上げたように、強調し過ぎると逆に誤解を生むところでありまして、例えば定期的に利払いがある、クーポンがあるみたいなことと対極にあるのは、例えば無配当の株式であったりゼロクーポン債という運用になるわけですけれども、そんなもので運用している年金ファンドって基本的にはありませんが、ただ、これ、無配当のものであっても、基本的にはタイムバリューのものというの、時間がたつにつれて、払出しがなかったとしても時価には反映されてきますから、そういう意味でいくと、やっぱり同じことなんです。なので、インカムについて余り説明していただくとは誤解を生むところを改めて強調させていただきますと思います。

その上で、GPIFについても一問だけ確認をしておきたいと思っております。

本年四月一日に、GPIFの基本ポートフォリオが変更となりました。これ、どういう方針でやられていたかという、基本的には、世界経済が低成長を迎えているという、こういう大変な運用

環境の中で、一・七％の運用目標を満たしつつ、最も小さいポートフォリオを選択する、こういうチャレンジをしていただきまして、これまで検討作業班による検討の回数が三十二回、そして経営委員会による十三回の議論、これをもって決定をしたということであります。

私は、中身についてはしつかりこれはいい検討ができていないんじゃないかなと思ってるんですが、唯一残念なのは、やっぱりちよつとタイミングでありまして、これはもうどうにもコントロールが利かないわけですけども、四月一日からですから、今回のある意味コロナ感染症の影響というものが、公表資料を見る限りにおいては、リスク検証ですとかストレステストにおいても考慮されていなくてあります。

今後の運用に当たっては、そういう意味では、これ、今のマーケットの状況というものを勘案して、追加的な検証、場合によっては基本ポートフォリオの再度の見直しということも含めて私はやるべきじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(高橋俊之君) 今般の基本ポートフォリオの見直しでございますけれども、国内の金利の低下、債券のですね、金利低下等々の運用環境を踏まえまして、GPIFにおきまして専門的知見に基づいて慎重な検討を行って策定したものでございます。

その策定過程におきましては、リーマン・ショックのような大幅な株安ですとかあるいは円高の局面も含めまして、過去の様々な大きな変動があった実績、こういうものを考慮して様々な試算を行った上で策定されたものでございます。新型コロナウイルスの影響による足下の市場変動、それ、直接踏まえた、時期的にですね、ものではないかもしれませんが、そういうような変動があり得るといったことを十分織り込んで策定をしたものと考えてございます。

年金の積立金の運用におきまして株式市場を含む市場の一時的な変動にとらわれるべきではありません。

ませんで、長期的な運用目標を下回るリスクをできるだけ抑制する、そういった意味で、今回、外国債券の組入れ比率を引き上げましたけれども、これによりまして、二十五年あるいは五十年と長期にわたって運用した場合には、年金財政上必要とされる積立金額から下振れリスクが見直し前の基本ポートフォリオに比べまして小さくなったという試算でございます。

いずれにしても、安全かつ効率的な運用を長期的な観点から行うということで、引き続きよく検証しながら進めてまいりたいと考えてございます。

○平木大作君 基本ポートフォリオというのは基本的にころころ変えるものではないかというふうな思っておりますが、一方で、今回のコロナの影響というのはこれまでのいわゆる深い谷と果たして同列に考えていいのかわからないことをやっぱりもう一度考えなければいけない可能性があるだろうと、谷の幅自体が物すごく長くなる、広くなる可能性があるわけですから、そこについて、特に債券の運用環境が海外においても極めて今急速に悪化しておりますので、そういったものをしっかりと柔軟に受け止めて検証を進めていただけたらということをお願いしたいと思います。

残りの時間で各論にちよつと入っていきたいんですが、まずは、繰下げ受給の上限年齢の引上げについてお伺いをしたいと思います。

現行七十歳までの繰下げ受給については、その上限年齢が、現行で七十歳までというものが今回七十五歳に引き上げられるわけでありまして、これは、個人個人のライフプランに応じてこの受給開始時期を選択できる、その選択肢が広がるということでありまして、なおかつ、繰り下げた場合に一月当たり〇・七％増額するというところでありますから、大変重要な見直しであると思うわけです。

一方で、現時点で繰下げ受給というのを選択される方というのは極めて限られている、一％台と

いうことだそうでありまして、まず、なぜ、数字だけ見るとお得に見えるわけですけども、この繰下げ受給選択される方がこれだけ少ないのか、その要因をどう認識されているのかということ。改めて、これやるべきだとかいう話ではないんですけども、当然活用していただけるような環境をしっかりとつくっていくことが何よりも政府には求められると思っておりますけれども、その点についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(高橋俊之君) 繰下げ受給につきましては、現在の利用率が非常に低いといったこと背景として一番大きいと考えられることでございますが、現在、厚生年金の支給開始年齢の六十五歳への引上げの途上でございます。六十歳代前半のいわゆる特別支給の老齢厚生年金がまだ支給されてございます。この特別支給の老齢厚生年金には繰下げ制度がございませんので、まずはそこを受給するということだと思います。

六十代前半で既に年金収入を前提とした生活が形作られているということでございます。そこで繰下げ受給をして一旦年金受給をやめるといふふうになかなかなりにくいというの大きな一因なのではないかなと考えてございます。こういった事情は、支給開始年齢の引上げが男性は二〇二五年、女性は一〇二〇年に完了しますと解消されるものでございます。そうなりますと少し状況は変わってくるかなというふうに考えてございます。

今後、若いうちからも含めまして、繰下げ制度ということについての周知を含めまして積極的な取組、情報提供をいたしまして、就労環境やライフプラン等を若いうちから検討していただけるような、そういった情報提供をしっかりとまいりたいと考えてございます。

○平木大作君 関連して確認をしておきたいんですが、今回、繰下げじゃなくて、今度繰上げですね、繰上げ受給については、従来一月当たり〇・五％の減額だったんですけども、令和四年四月以降、〇・四％の減額に変更されるわけでありま

す。

これ、繰上げされる方にとつては、とてもうれしいというか、減る分が小さくなるということでもありますからうれしいわけでありまして、この理由についてまずちよつと確認をしておきたいということ、この繰上げに伴う減少率あるいは繰下げに伴う増加率というのはどのくらいかわゆるスパンで見直しをしていくものなのか、併せて御答弁いただけたらと思います。

○政府参考人(高橋俊之君) 繰下げの増額率又は繰上げの減額率でございますけれども、これは数理的に年金財政中立を基本として設定したものでございます。

この数字でございますけれども、受給者の生活設計の安定を考慮いたしますと頻繁に変更するというものではないんじゃないかなというふうに思っております。今般は、受給開始時期の選択肢を七十五歳まで拡大すると、こういった契機に改めて計算をしてみたところ、これも一つのタイミングということで見直すこととしたものでございます。

計算の基礎となる前提につきまして、最新の平成二十七年完全生命表に基づく年齢別死亡率、そしてまた二〇一九年財政検証の長期の経済前提、これを用いた結果から、繰上げ受給の減額率については一月当たり〇・四％、平均余命が延びたということ、繰上げ受給の減額率については〇・四に減った。一方で、繰下げ受給につきましての増額率につきましては十年間のスパンで計算するというところで、同額でそろえたものでございます。

今後につきましては、今般の社会保障審議会の年金部会の議論でも、将来の寿命の延びを勘案しても増額率に大きな変化はないというところは確認してございますけれども、頻繁に変更すべきではないということ踏まえながら、長期的な動向を踏まえながら、将来に必要になれば対応していきたいと考えてございます。

○平木大作君 ありがとうございます。



という、ある意味これまでよりも低いところでの年取で就労調整を進めてしまうようなことが起きるんじゃないかという御指摘がございます。

この点について政府の御認識を最後にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(高橋俊之君) まず、前回、五百人規模の適用拡大した際には、労働時間を短くした人よりも延ばした人の方が多かったということがあるというのがまず一つございます。

その上で、百三十万円の壁というのと、百六万円が壁なのか何なのかという点でございますけれども、保険料負担のない三号被保険者や被扶養者や国民健康保険の加入者となると、これ、いわゆる百三十万円の壁でございますけれども、将来の年金額ですとかあるいは医療の給付というのが増えずに保険料が新たに負担が増える、これは確かに大きな壁だろうと思えます。

一方で、百六万円の賃金要件を満たして被用者保険の加入になる場合には、保険料は事業主との折半ではございますし、その一方で、基礎年金に加えて二階の報酬比例部分が付いてくると、また、健康保険も傷病手当金が付いてくると、それから、働き方の面におきましても、被用者保険適用後は扶養の範囲を気にすることなく希望に応じて働き方を選択できるという、こういったメリットが大きいわけでございます。これは必ずしも壁とは言えないのではないかと考えてございます。

就業調整の回避には、こういったメリットを丁寧に説明していくことが大事だと考えてございまして、そこところ、よく中小企業等への専門家派遣等々の支援を行いながら丁寧な説明をしてまいりますと考えてございます。

○平木大作君 第三号被保険者は今八百四十七万人ということでありまして、その半分ぐらいが、半数近くの方が働いていらつしやるということでありまして、しつかりと、今御説明いただいたようなメリットも含めて、よくよく制度を御理解いた

だけるように努めていただきますようお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○山本香苗君 公明党の山本香苗でございます。年金制度の法案に入る前に、一問、大臣に。

この間、妊婦さんの休業補償のことについて、多くの皆さんから何らかの対応をしてもらいたいという声が続いております。私も公明党としても、何とかしてもらいたいという要請をこの場でちょっとさせていただきたいと思えます。

といいますのも、先日、我が党の地方議員通じましてある大きな病院の事務長さんから、コロナ対策として妊娠している医療従事者の方を休ませてもらいたいんだと。しかしです、この雇用調整助成金の対象となる条件である売上げ5%以上減が満たせない。今、病院が減りつつあるところもあるんですけども、その病院は逆に、精神科が主な業務で、そして、現在も地域の患者さんたちのために頑張っておられ、経営維持が困難で、ほとんど減収にならないそうなんです。

このように、事業主側に休業する経済的な理由がない場合には雇用調整助成金が使えません。そして、今、新たな仕組みを御検討いただいておりますけれども、あちらの方でも、労働者の都合で休むということを念頭に置いたような仕組みにはならないと思っております。そうしますと、救済する方法がありません。是非とも、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置において、休業が必要な全ての働く妊婦さんを、安心して休業できるように別途新たな仕組みをつくっていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) 新型コロナウイルス感染症が拡大していく中で、妊婦の皆さん方の不安あるいは様々なストレス、それが増大をしております。そういった中で、先日、様々な御指摘もいただいて、男女雇用機会均等法に基づく指針を改正をして、母性健康管理措置について、妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることができるよう改正をさせていただいたところであります。

母性健康管理措置として、休業が必要な場合に、休業中の賃金をどのようにするかについて、これ、現状においては個々の事業主に任ざされているということでありまして、雇用調整助成金の支給対象であればそれは対象に当然なるわけでありませうけれども、本来、その事業主が対象にならなければその対象に該当しないということでありませう。また、就業規則に特別休暇の規定を整備した中小企業向けには助成金制度を設けておりますけれども、これがどのぐらい実効性があるのかという指摘も頂戴しております。

私どもとしては、一つは、まず、休みやすい環境を整備していただくよう経済団体、労働団体にもお願いをしております。妊婦の方々が安心して休業、休業が必要だといった場合には休業していただく、そして出産をしていただける、そのためにどうした対応が必要なのか、またそれぞれ、与党また野党の皆さんの中における御議論も踏まえながらしっかりと検討させていただきたいと思えます。

○山本香苗君 これは恐らく全ての会派の総意でもあると思えますので、是非重く受け止めていただきまして、第二次補正予算の中にもしっかりと盛り込んだんでいただけると、重ね重ね、重ね重ねお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

先ほど来、年金のお話、公明党として、今、平木大作さんの方から今回の法改正の重立ったところを質問していただきましたけど、私、いつも思うんですけど、この年金制度改革のときに、年金は別に老齢年金だけじゃない、障害年金もあるし、遺族年金もある。でも、この五年に一度の財政検証をやった後の議論で全然そういったところないんですね。でも、今回の年金制度改革というのは、人生百年時代という中で、高齢者の方だけじゃなくて障害者もいるし女性もいるし、そういう観点からちょっと質問させていただきたい

と。特に障害年金、日原審議官としっかりと議論させていただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

知的障害のあるお子さんの親御さんからお声をいただきました。特別支援学校を卒業して、二十歳を迎える頃になって障害基礎年金の申請の準備をしようとした。そうしたら、そこで初めて病歴・就労状況等申立書というものを提出しなきゃいけないということを知ったそうです。この病歴・就労状況等申立書には何書くかといったら、発病したときから現在、すなわち申請時までの経過を物すごい詳細に書かなきゃいけないんです。具体的に言いますと、通院期間だ、受診回数だ、入院期間、治療経過、医師から指示された事項、転医・受診中止の理由、その他日常生活状況、就労状況と、これ全部書かなきゃいけない。御相談していただいたそのお子さんって、生まれつき障害を持って生まれたお子さんですから、生後からその時点まで約二十年間、全ての記録を記録しておかなかつたら書けないようなものになっているわけなんです。子育てに必死で、いつ、どの病院にかかったか覚えていませんと、ここまで書かないと障害基礎年金ってもらえないものなんじゃないかと。

高橋局長が年管審でいらつしやつたときに、障害基礎年金の初診日が二十歳前だったことを確認できたのでそれで申請できるように大幅に改善していただいたんです。私、それで終わっていたと思つていました。そうしたら、これ書かないと駄目だというまだ運用が残つていまして、是非速攻見直していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(日原知己君) 御質問をいただきましたのは、二十歳前の障害基礎年金に係るその病歴・就労状況等申立書でございますけれども、昨年二月に初診日認定に係る医療機関による証明手続を緩和したこと、これを踏まえるとともに、請求者の方の今お話しございましたように負担の軽減を図るといふ観点から、本年秋頃より、初診日認

定の確実な実施を図りつつ、病歴等の経過の記載を簡素化させていただきたいというふうに考えております。

具体的には、昨年の見直しによりまして、二番目以降に受診した医療機関の証明書類によって対応できることとされたケース、こちらにつきましても、発病から証明書類を発行した医療機関の受診日までの経過、これにつきましても一括してまとめて記載いただければよいこととしたいと思っております。

それから、知的障害などの場合でございます。生年月日が初診日であるというふうに申立てされているケースにつきましては、特に大きな変化があった場合を中心に、出生時から請求時点までの状況を一括してまとめて記載すればよいということにさせていただきたいというふうに考えてございます。

○山本香苗君 言われなくてもこういうことをやってもらいたいと思うんですね。

先天性で治らないのに、なぜ三年に一度更新手続をしなくちゃいけないのか、こういう声もよく伺うところだと思えます。

障害年金には、更新を不要とする永久認定というものと、一年から五年の間で期間が定められ、更新を必要とする有期認定というものがございまして、どういう障害が永久認定になるのか、有期認定で、一年とか、何で三年とか五年とか、どう違うのか、これ何回聞いてもこの明確なルールがないんですね。症状が全く変わらないのに、短ければ一年で再び診断書取ってこいと、提出しなきゃいけないというのは、私、障害年金受給者の方にとって物理的だけじゃなくて心理的にも大きな負担だと思えます。

そこで、例えば再認定の際に、症状が全く変わりませんと、障害等級等が継続されている場合はこの更新期間を長めに設定するとか、もうちょっとこの更新期間の設定の仕方というものを改善していくべきじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○政府参考人(日原知己君) 障害年金におきます更新期間につきましては、審査の標準化を進めていくという観点から、今御指摘をいただきましたとおり、その改善を図っていくことが大変重要であるというふうに考えてございます。

このため、本年秋頃を目指して整備を進めております障害年金の業務統計におけるデータですとか、また実際の障害認定の事例などを踏まえつつ、障害年金におきますその更新期間の設定方法、この改善に向けた検討を進めていきたいというふうに考えております。

○山本香苗君 ということは、更新期間を長くしていくということもしつかりやっていただけるということでよろしいでしょうか。

○政府参考人(日原知己君) 今御指摘をいただきました点、またその審査の標準化等を推進していくといった点、こういった点を含めまして、先ほど申し上げましたような各種のデータですとか、それから事例などを踏まえながら、実態に即した検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○山本香苗君 やっていただけると認識しながら、次に進みたいと思えます。

がんなように、症状が固定せず、進行している障害につきましても、基本的には初診日の一年六か月というところが障害認定日となるわけですが、でも、じゃ、何で一年六か月なのかということになると、これは原則として健康保険の傷病手当金と合わせて切れ目ない保障を行うためだということなんです。障害認定日にすぐ障害年金を受給しているケースというのは一体どれぐらいあるんでしょうか。

例えば、がんとの闘病で生きているのが本人も家族も精いっぱい、障害年金まで頭が回らなかつた、それどころじゃなかつた。治療を続ける中でお金に困って相談した先で、がんで障害年金ももらえる場合がありますよということを知って申請に至つたという方、結構いらつしやいます。その場合、例えば初診日から一年六か月後に受診

した病院のカルテが必要になってくるわけですが、でも、病院がなくなつていたり、カルテがなくなつたりすると、これ一切遡及できないという形になっていきます。

また、初診日から一年半時点での障害認定日ではまだそれほど悪くなかつた、悪くなかつたけど、徐々に症状が悪化していったと。悪化していった、三年前ぐらいからもう人工透析を受けるようになった。こうした場合は、三年前から同様の症状が続いていると、人工透析入れてずつとやっていると、人工透析入れられたとして、三年前まで遡ることができないですね。請求日の翌月からしか受け取ることができない。せめて、人工透析だとか今人工関節など、その等級に該当することが疑いない場合は、それに該当した時点で遡つての請求ということが認められることができるのだから、そういう声も上がつていっていると思うんですが、この点については何か検討していただけないでしょうか。

○政府参考人(日原知己君) 今御指摘いただきました点につきましては、国民年金法等の規定に基づきまして、障害の認定日後に重症化をされて障害等級に該当された場合、この事後重症の請求につきましても、請求日の翌月から障害年金が支払われるところになってきているということでございます。

○山本香苗君 それ分かつた上で聞いているわけなんですけれども。

要は、そういう形で法律上はなっているけれども、そういう検討をしてもええないかと。○政府参考人(日原知己君) 大変繰り返しで恐縮でございますけれども、法律上は今のようないつても、御説明したような規定になっているということでございます。

ただ、そういう状態にある方が円滑に障害年金を受給していただけるようにということも大変重要であるというふうに考えておりまして、一つ考えておりますのは、傷病手当金を受給されている方のうち障害状態にある方が円滑に障害年金を受

給できますように、障害年金の仕組みや事後重症請求も含めた請求方法など、こちらを御紹介するリーフレットを作成して、医療保険者から傷病手当金受給者への周知を依頼すると。それから、日本年金機構におきまして、傷病手当金の受給者の方や医療保険者からのお問合せや相談に対して丁寧に対応するといったことを進めてまいりたいと考えております。

また、特に事後重症請求などを行ったケースにつきましても、実態をよく把握いたしましたので、こうした周知の在り方などを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○山本香苗君 障害に該当する時点になったら早めに請求すればいいじゃないかということなんですけど、そこを判断するのが非常に難しいわけでありまして、是非、周知はもちろんのことであります。丁寧に説明することも当然のことです。この事後重症請求ってどうなっているのかと、その実態を是非よく見ていただきたいと思っております。切にお願いしたいと思っております。

初診日認定というのはいつとも問題になるわけなんですけど、困難な例として挙げられておりました脳脊髄液減少症につきましては、昨年十二月に判断基準を明確にさせていただきました。ありがとうございました。

そのほかにも判断が難しいものとして、慢性疲労症候群や線維筋痛症、重症筋無力症などを挙げられております。これらについても是非明確化を図っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○政府参考人(日原知己君) 今御指摘いただきました慢性疲労症候群、それから線維筋痛症、それから重症筋無力症についてでございますけれども、これらにつきましては、発症直後に確定診断がされないという事例も見られるところでございます。障害年金の請求に当たりましてその初診日の判断が難しい場合があると、そういった御指摘もございまして。

このため、請求者の方が申し立てられました初診日、それと確定診断日が異なっているという事例、こちらをきちんと把握、収集いたしまして検討することによりまして、この初診日をより円滑に認定するため、判断基準ですとかあるいは審査方法がどうあるべきかといったことについて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○山本香苗君 是非ともよろしく願いたいと思います。

障害年金の申請をして不支給になったものの諦め切れずにもう一回申請をされる場合、また、症状が悪化したため改めて同一傷病で障害年金の再請求をする、そうした場合に、初診日の証明書等を再度提出しなければならぬとお伺いしました。もう既に、この初診日は、変わらない限り、機構にその書類あるんですよね。是非、最初の申請の際に機構に提出されたこの初診日の証明書を、新たに出せじやなくて、それを使っていたかどうかという優しき運用はできないものでしょうか。

○政府参考人(日原知己君) 今御指摘いただいた点でございませうけれども、現在は、今お話しただきましたとおり、不支給などに一度なられた後で、症状が悪化したために初回請求時と同一の傷病かつ同一の初診日で障害年金の再請求を日本年金機構に対して行っていた場合でありまして、再度、初診日に係る証明書類を提出いただいているということでございます。

ただ、こうした場合におきましては、今お話ございしましたように、再度医療機関においてその証明書類の取得をお願いするということは、これ請求者の方の御負担という面がございますので、請求者の方からお申出をいただきますと、日本年金機構におきまして初回請求時の証明書類を確認できる場合、こちらにつきましては、本年秋頃からこうした初診日に係る証明書類の提出、これを不要とすると、そういう方向で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○山本香苗君 是非、確認できる場合にはなくしていただきたいと思います。もう一回取るためにすごく苦

勞されていらつしやるわけなんです。是非ともそういう優しい運用を、言われるまでもなく是非やっていた方がいいと思います。

障害年金は障害のある方の生活の基盤として極めて重要なんですが、私もこの間ずっと、障害年金のいろいろと御意見を賜りながら、いろいろと委員会質疑等でも取り上げさせてきていただいておりますけれども、知られていないし、私たちも知らないこともたくさんあるし、ましてや障害年金を受給するような状況になると自分が思っていた方々からすれば、そこから勉強して何かという話で、非常に分かりにくいし、優しくない制度だと。是非とも、年金制度全体を考えた中で、特にここには配慮していただきたいと思っております。引き続き改善を言われるまでもなくやっていた方がいいと思いますので、よろしく願いたいと思います。

もう一つ、離婚時の年金分割制度についてお伺いさせていただきますか。

この制度は以前もつくって、制度自体は知られていなくて、離婚から二年以内で請求しなければならぬというところは、余りというよりほとんど知られていません。年金機構のホームページにも書いてありますけれども、ちゃんと広報もされていなかったと伺いまして、先般、法務省の民事局と連携をしていただいて周知を図っていただいたと伺いました。

○政府参考人(高橋俊之君) 今御指摘いただきました離婚時の年金分割でございませうけれども、これ、離婚した一方の当事者からの請求によりまして婚姻期間に係る一方の厚生年金保険料の納付記録をもう一方に分割する、こういった制度でございませう。

そういった意味で、この分割請求は、年金受給権が相続や譲渡の対象とならない一身専属権である、権利関係の早期確定の要請も強いと、こういう中で、民法で離婚時の財産分与請求権の除斥期

間が二年とされている。こういったことを踏まえて、離婚が成立した日の翌日から起算して二年を経過する日までに行わなければならないことと規定されたものでございます。

○山本香苗君 ということは、今高橋局長から御答弁いただきましたけれども、この年金制度の方が準拠している民法の方の財産分与の請求が二年ということだからということだという御答弁よろしいんですか。

この財産分与についても、二年以内ということには知らない方が結構いらつしやいます。実際、知らないがゆえに、二年たつた、そうならももう一切請求ができなくなるといってすよね。そのため、弱い立場にある方ほど泣き寝入りをしていけるケースがあると、いろんな形で支援をされていらつしやる方が、弁護士の方々からも多くのお声をいただいております。法務省としてはそういった実態というものを把握されていらつしやるんではないですか。

私は、是非この二年というところも、これが本当に妥当なかどうかということも含めて是非とも御議論いただきたいし、見直しをしていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○政府参考人(竹内努君) お答えいたします。

財産分与制度につきましては、御指摘のとおり、離婚のときから二年を経過したときは家庭裁判所に対して財産分与の請求をすることはできないこととされておりまして、この点につきましては、昨年六月、公明党の女性議員の先生方や日本女性法律家協会から当時の山下法務大臣に対し、様々な事情で期間内に請求することができない方がいるとして、この期間を延長する方向での見直しを求める提言をいただいたところであります。

財産分与制度の在り方につきましては、現在、御指摘の期間制限の見直しも含めまして、公益社団法人商事法務研究会が主催する家族法研究会で検討されておるところでございます。御提言の趣旨を踏まえ、法務省の担当者も積極的に議論に加わっているところでございます。

また、御提言では、併せて財産分与制度及びその期間制限の周知の重要性についても御指摘をいただいているところでございます。法務省は、本年三月、離婚時に考えておくべき事柄について分かりやすくかつ網羅的に情報提供しようというところでウェブサイトを新たに設けて、財産分与や年金分割等の解説をするとともに、その期間制限について注意喚起をするという記事を掲載いたしました。

今後、財産分与の期間制限の見直しに向けて必要な検討を鋭意進めさせていただくとともに、現行の制度を国民の皆様に分かりやすく周知するために積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○山本香苗君 事前に法務省の方にも、この二年という、そもそも民法で定まっているこの二年という根拠は何かというところ、余りはつきりとした理由でつけていないんです。ですので、改めてよく実態を見ていただいで、そして、いろんな法的な安定性とか様々な理由はあるかもしれないけれども、是非このところの改善を速やかに図っていただけるように、検討会の状況も引き続きフォローさせていただきますので、よろしく願いたいと思います。

最後に稲津副大臣にお伺いしたいんですが、結局これ、先ほどの年金の話に戻りますけど、この年金分割というのは、決して片方が言っただけではできなくて二人が合意しないとできないものがあります。離婚後二年間で合意するのが困難なケースというのがあります。

例えば、DVで避難しているケースなどといった場合は協議することすら難しいわけでありまして、こうした場合には、二年過ぎたら、じゃ、泣き寝入りすることしかないのかというわけではなくて、二年以内に審判又は調停の申出を行えば、二年を過ぎても、審判等が確定した日の翌日から一か月以内は請求することが可能になるわけですね。このことも知られていないわけですね。是非周知をしつかりしていただきたいと思います。

すし、あわせて、今申し上げたように、審判又は調停が確定した日から一か月以内に請求することになっていくわけです。これ一か月というのは実際業務上どれぐらい大変なのか聞きましたら、結構タイトらしいんですね。請求に当たっているんな必要な書類を集めなくちゃいけないと。弁護士の方等専門家のサポートがあれば、一か月があつとやつてどうにか間に合わせるということは可能だと伺いましたけれども、例えばシングルマザーで仕事が休めなくて、子供を抱えながら、なかなか決まった時間の役所の開庁時間、開いている時間に行けないと。そうすると、あつという間に一か月つてたつちやうわけです。ですから、是非、この一か月というところ、何か理由があるのかよく分かりませんが、この一か月をせめて半年に延長していただくことはできませんか。

○副大臣(稲津久君) お答えさせていただきます。離婚時の年金分割に関わつて、まず、今、二年の期限等についての周知の必要性についてのお話がありました。既に年金事務所の窓口での周知ですとか、あるいはこれは法務省さんにも御協力をいただいて、市区町村の戸籍担当課にもしっかりと周知をさせていただくことになっていきます。これらについては更にしつかり徹底をしていきたい、また御協力もいただきたいと思います。

その上で、御指摘の一か月の請求期限についてでございますが、年金分割を請求された側が再婚した後、年金分割が行われると、これは請求された方がお亡くなりになった場合、その再婚相手を受給し得る遺族年金が減額されると。こんなこともあつて、第三者の利害に影響が及ぶものであるために、権利関係の早期確定の観点からこのように設定をされておりますが、しかしながら、今議員からも御指摘がございましたように、この審判の確定から必要書類をそろえたときに年金事務所へ提出するための期間、そうしたことを考慮すると、一か月ではこれは大変短過ぎるという意見も

多く寄せられているところでございまして、御提示いただいた六か月の期限の延長を行うよう、できる限り速やかに厚生年金保険法施行規則の改正を行つてまいりたいと、このように考えております。

○山本香苗君 ありがとうございます。

六か月という形でありまして、実態を踏まえまして、いろいろとまたこれからは運用上改善していただけたところがありましたらやっていたければと思います。

以上で終わります。

○東徹君 日本維新の会の東徹でございます。

ちよつと冒頭に、委員長にこの厚生労働委員会の運営の在り方についてちよつと一言申し上げておきたいと思ひます。

厚生労働委員会、これは今日、決まったのが昨日の五時ですからね、夕方の。こんな遅い時間に決めるというのはやっぱり良くないです。もしそれから通告出したら、厚生労働省の職員の皆さん、答弁書くのに物すごくまたこれ遅い時間まで仕事しなきゃいけないわけですから、きちつともつと早くやつぱり委員会を立てていただきたいと思ひますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長(そのだ修光君) はい、承知しました。

○東徹君 それでは、年金の質疑をする前にコロナの関係について、前回ちよつと通告をしておつて質疑できなかったものがありますので、先にちよつとそこから質問をさせていただきたいと思ひます。

〔委員長退席、理事石田昌宏君着席〕

まず、抗体検査について前回ちよつとお聞きしました。今の感染状況どうなのかということ、是非実態を把握していく意味でも抗体検査を大規模にやつていくべきではないのですかということ、質問させていただきました。いつからかということはそのときおっしゃらなかったんですけれども、次の日には六月からというふうなお話でありました。

これは、報道でもありますが、一万件ぐらいらしいですが、東京、大阪、宮城、それ以外もあるのかどうか、それぞれどれぐらいの規模でこの抗体検査をやるのか、是非お示しをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(宮崎雅則君) お答え申し上げます。

献血者を対象とした調査結果を踏まえまして、我が国の社会全体の抗体の保有状況を把握するために、統計学を始めとした専門家からの助言を得ながら、早ければ来月から、複数の自治体で一般住民を対象に全体で一万人程度の規模の調査を開始したいと考えているところでございます。

御指摘の対象地域等につきましては、現在感染が流行している地域と必ずしもそうでない地域を含む幾つかの都道府県に対しまして今検討を依頼しているところでございまして、委員からも具体的な言及もございましたが、現時点で明確に申し上げられるものではないということは御理解いただければと思ひます。しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○東徹君 いや、大阪三千人と言つていますよ。もう報道で出ているじゃないですか。何でそれが言えないんですか。東京も三千人でしょう。違うんですか。報道出ていませんか。

○政府参考人(宮崎雅則君) お答え申し上げます。そういう報道があるということは承知しておりますが、我々としては、今現時点では幾つかの自治体と調整をさせていただいている段階ということでございますので、具体的に地域とか数については、ちよつと申し訳ございませんが、差し控えていただければと思ひます。

○東徹君 いやいや、報道じゃなくて、ごめんなさい、知事が言っているんですね、もう、そうやって知事が三千人ともう言っているんですから、じゃ、あとどこなのか、それぐらいちよつと申してもいいと思うんですね。これは厚生労働委員会で質問しているんですから、きちつ

と答弁してくださいよ、それぐらい。続きまして、ちよつとWHOのことについてお伺ひしたいと思います。

昨日からWHOの総会が始まつております。世界で最も新型コロナを抑えられている地域の一つである台湾なんですけれども、オプザバーでやつぱり参加すべきだというふうにしておりませんが、今回参加も、オプザバーの参加もやつぱりできなかったという状況であります。

台湾の知見というのは新型コロナ対策に立ち向かう上で非常に重要な部分だというふうにしておりまして、やつぱりきちつと台湾のそういったことも話を聞いて世界各国が対策を講じていくべきだというふうに考えますが、これ、大臣、台湾の参加が拒否されたことについてどのようになっているのか、お伺ひしたいと思います。

○国務大臣(加藤勝信君) 台湾問題の取扱については、台湾のオプザバー参加を議題として提案がなされました、参加国からですね。それについて議長が関係者と調整をした結果、秋以降に開催が想定される追加のWHO総会、ここでは、本総会、今回の総会ですね、で議論できなかった議題を取り扱うために予定をさせていただけておりますが、そこにおいてこの議題、まさに台湾のオプザバー参加の議題についても議論するということで提案がなされ、総会で了承がなされた、こういう経緯であります。

○東徹君 別に経緯は聞いていないんですね。参加を拒否されたことについてどう思われますかというところをお聞きしているんです。

○国務大臣(加藤勝信君) ごめんなさい。それについて、私、今朝の七時頃に発言をさせていただいて、こうした地勢的な空白を公衆衛生を進める問題においてはつくるべきではない、空白の地域をつくるべきではない。これは従前から申し上げてきていますが、今回それについても申し上げたところでありまして、また、台湾も一つの事例として、非常にうまくいっている事例として台湾の事例も挙げさせていただいたところで

あります。

○東徹君 今日外務省さんも来ていただいているので、外務省もしっかりとこれ、台湾をやっぱりオプザーバーとして参加していくべきだという働きかけをしっかりとやるべきだというふうに考えているんですが、どうですか。

〔理事石田昌宏君退席、委員長着席〕

○政府参考人(高杉優弘君) 外務省といたしましても、今回のWHO総会に台湾がオプザーバー参加できなかったことは残念に考えております。我が国として、従来より、国際保健課題への対応に当たっては地理的空白を生じさせないべきという観点から、台湾のWHO総会へのオプザーバー参加をこれまで一貫して支持してまいりました。特に、今回のような全世界に甚大な影響を与える感染症に対しては、自由、透明、迅速な形で各国・地域の情報や知見が広く共有されることが重要でございます。その意味で、新型コロナウイルス感染症対策のため、今後とも国際社会が一体となつて万全の対策を講じる必要があると考えております。

引き続き、あらゆる機会を捉えて我が国の立場をしつかりと主張してまいります。

○東徹君 是非、加藤大臣におかれましては、WHOにやっぱり台湾をしつかりとオプザーバーとして参加してもらうべきだということをやっぱり主張していただきたいというふうに思います。

今回、世界各国で、この新型コロナウイルスの感染源の件について真相究明していくべきだという意見が出ております。私も、これからまた新たなウイルスとかそういうものが出てきたときのために、やっぱり今回の感染源をきちつと調査しておくべきだというふうに考えます。中国武漢のあの研究施設が感染源ではないかというふうなこととも言われておりますけれども、日本にとつても大きな影響をこれを受けているわけでありまして、

WHOの総会において、政府は、WHOの初動対応の検証、通報ルールの厳格化、WHOの改革

を求める報道ではされております。WHO、十分機能しているか非常に懸念があるわけですが、WHOにこういった調査を任せるのではなくて、欧米各国と歩調を合わせて我が国も感染源の調査を進めるべきだというふうに考えますが、加藤大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) 今回のWHOのパンデミックについて、私も、先ほどの台湾のお話もありましたけれども、あわせて、この総会において、今後このような事態、まさに新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりパンデミックとなつたと、こういった事態を未然に防止できるように、WHOの対応、感染源、感染拡大ルート等について公平、独立かつ包括的な検証が必要だということとは強く申し上げさせていただいたところであります。

これまでも、G7の保健大臣会合も重ねさせていただいております。それぞれ皆さん意見がありますけれども、そうしたG7も一体になりながら、WHOの場、これ、場といたつたら別にWHOの中でも検証する仕組みもあります。そういったところを含めて、やっぱり参加国がそういうような中でしつかりと検証がなされていくということが必要なんだろうというふうに思っております。

○東徹君 日本としても独立的な調査をやるべきだというふうなことで、今日の報道でも出ていまして、けれども、独立的な機関でもつてやるというふうな報道もされておりました。でも、本当に、じゃ、独立的なものほどまで独立的なものなのかどうかというのはやっぱり分からないわけでありまして、その辺はやっぱりきちつと欧米諸国と歩調を合わせて対応を是非やっていたいただきたいというふうに思います。

是非、昨日も、中国がWHOに二年間で二千億円ですか、拠出するというふうなことで、これも非常に大きな金額を中国がやっぱりお金を出しているわけですね。だったら、やっぱり本当に独立的な機関が本当どうかどうかというの、これもよく分からないわけですし、是非、加藤大

臣、ここは欧米諸国と合わせてやっぱりやっていると、このことを言っていたかと思ひます

が、いかがですか。

○国務大臣(加藤勝信君) これまでも欧米諸国、特にG7の場等においても議論をさせていただいております。

ただ、やっぱりG7それぞれ立場がかなり違うという部分もありますから、やっぱりそこはG7一体となつてこれはまず進めて、G7が一体となりながら全体としてこの議論が進んでいくようにしていく必要があるだろうというふうに思っています。

○東徹君 是非、しっかりと検証を進めていかないと、いけないと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

新型コロナウイルスの対応の司令塔についてお伺ひをしたいと思います。

これも、十一日の予算委員会で安倍総理に司令塔誰ですかというふうに質問すると、総理自身が司令塔だと、担当大臣は西村大臣がおつて、厚労大臣には加藤大臣がおつてということなんです。やはり、そうではなくて、現場をやっぱりしつかりとどういう状況かというのを把握して現場に対してきちつと指導できる、マネジメントできる、そういった司令塔が私は必要だということに思ひます。

そういった司令塔、責任者、チームみたいなものをつくつて、これからまた第二波、第三波が来るかもしれないわけですから、それに備えて今からでもそういった司令塔をつくるべきだということに思ひますが、加藤大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) いわゆる日本版CDCの設置等についてもいろいろ御指摘をいただいておりますが、いわゆる特措法改正時の附帯決議においても、専門的知見を活用し、感染症対策を一元的に行う危機管理組織の在り方を検討することとされているわけでありまして、そういった意味で、今般の事案、また今の附帯決議も含めて、感染症の危機管理体制、これ不断の見直しを図つて

いく必要があるというふうに考えております。

今委員がおつしやられたあそこでも、私もたしかあの場において、委員と総理とのやり取りも聞かせていただきました。その司令塔という意味と、それから現場現場でそうした情報を集めながらその部分について機能していく部分というのが、多分それはそれぞれあつてしかるべきなんだろうと思ひます。

現状においても、それぞれの、医療であれば、私どもの下にいる、下というのか、私どもの厚労省にいたる人間がそれぞれ都道府県と連携しながら対処させていただいているという、こういう構図で、その動き全体を誰がきちんと把握していくのかと、そういう問題なんだろうと思ひますが、それは最終的に政務の話にもなつてくるわけでありまして、その辺の役割分担の仕方を含めて、これは、今の形が、私も常に今の形が一番いいということをおつていられるわけではありませぬ。常に必要な改善を図っていく必要があるだろうというふうに思ひます。

○東徹君 ほかの海外の成功しているところを見ましても、やっぱり強力な司令塔がいるというふうなことを報道でも見るわけですね。だから、やっぱり日本でも、CDCとかじゃなくて、やっぱり日本の下にそういった司令塔になる人が、責任を持ってやつていく人、そういった人が要るんじゃないですかというふうなことを申し上げさせていただきます。

大臣はやっぱりこうやって政府とおつしやいますけれども、政府の人たちは、やっぱりこういった委員会があつたり予算委員会があつたり、また記者会見やつたりとか、そういったことで大変時間が取られるわけですから、そうではなくて、現場を本当に時間に関係なくやれる人というのがやっぱり私には必要だというふうに思ひますので、是非御検討をいただきたいと思ひます。

続きまして、今回の補正予算で五億円が感染防止対策等による高齢労働者の職場環境整備事業に上がつておりまして、この感染防止というふう

な名前になつていまして、具体的な内容をこれ確認してみると、高齢者は熱中症になりやすいから体調を管理するためのウェアラブル端末の購入費を補助するとか、新型コロナとは関係ないものに対象となつていまして、これ条件を満たせば若者も対象になるというふうなことで、これ、よく分からない事業なんです。

こういう事業に五億円ではなくて、本来きつと医療従事者とかそういうところにお金を回していくべきというふうに考えますが、いかがですか。

○国務大臣(加藤勝信君) これ、本予算にのつておるものを増額をさせていただいて、感染症がこうして拡大する中で働いておられる方々、社会福祉施設、医療保健業、また旅館業、飲食店においてそれをどう防止していくのか、それを支援するというところで、この補正でも五億円の積み増しをさせていただきました。

具体的には、例えば介護施設においては移乗用リフトを導入して利用者と密に接触せずに移動させられること、あるいは旅館業、飲食店においては配膳台の運搬を、要するに無人搬送車をするということによって接触をできるだけ抑制していく、そういうことが対象になつていまして、それです。あと、労働者の体温や心拍数をリアルタイムで把握するウェアラブル端末を導入して健康状態を管理していく、そして何かがあればその者というものを休ませる、必要によつては受診をさせると、そういうことにもつなげていくということでもあります。それぞれ新型コロナウィルス感染の防止に資する取組だというふうな認識をさせていただく中で補正予算をさせていただき、これ補正で積み増したので、まだこれから募集ということですが、これから募集をし、具体的な取組がそれぞれの現場現場で進んでそれが感染防止につながっていくように、この予算もしっかりと活用していきたいというふうな思っています。

○東徹君 これ、コロナとはやっぱり関係ないで

すよ、余り。それはもう移動用リフトとかウェアラブル端末とか、こういったものは余りコロナとは関係ありません。ふだんの補助設備としてやっけていくという分については何となく分かりますが、コロナとは余り関係ないですよということだけは申し上げておきたいと思えます。

続きまして、年金の方に入らせていただきますけれども、まず、iDeCoのことについてお伺いしたいと思います。

現状、自営業者というのは基礎年金だけに加入している人がやっぱりほとんどです。先ほどもほかの委員からお話がありました。第一号被保険者のうち国民年金基金に加入している人というのは約三十六万人でありまして、第一号被保険者約一千四百万人の二%にしかやっぱりすぎないわけです。また、iDeCoの加入者について見ると、第一号被保険者は約十七万人で、第一号被保険者全体の1%にとどまっています。

加入がまだまだこれは進んでおりません。iDeCoを始め今の年金制度、自営業者の人にとつて安心して老後を迎えられるようなものになつていのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○政府参考人(高橋俊之君) 自営業者の方々、まず公的年金としては国民年金制度でございます。これにつきましては、自営業の方ですと、老齢期に入つた後も生活の手段を有して緩やかに引退していくと、こういう自営業者の特性に対応して定額負担、定額給付の制度設計として発足したという経緯がございます。

国民年金のみの加入者が将来受け取ることができる基礎年金は、それだけで老後の生活の全てを賄うわけではなくて、現役世代に構築した生活基盤や貯蓄と組み合わせて老後の生活を送るという考え方に立つて定額給付の水準設計が行われている。そういう意味で、この水準で十分かと言われると、そもその制度設計がこういう趣旨であるということでございます。

その上で、多様な希望やニーズがある中で、公

的年金を基本としながら、国民年金基金や個人型確定拠出年金、iDeCoによる資産形成の支援にも取り組んでいるわけでございます。

しかしながら、自営業者の方々、経済環境は様々でございますので、それでiDeCoや国民年金基金の加入につきましてもなかなか難しいという方々もおられます。全ての方々に安心して老後を迎えられるようなものになつていのかと言われれば、必ずしも十分ではない点もございしますが、できる限りの努力をしているところでございます。

○東徹君 先ほどもありましたけど、手数料が高いかという話もありました。だから、個人事業主の方にしやすい制度なのかというところ、やはりいろいろ課題があると思うんですね。やっぱり、そういうところをやっぱりしっかりと分析すべきだということを言わせていただきたいと思います。

自営業者の方なんですけれども、先ほどおっしゃったように、国民年金だけでは、やっぱりこれ、将来の生活というのはやっぱり成り立たないわけでありまして、自営業者の方にも老後安心して生活できる、そういうことを施策としてどのように考えていくのかということを考えているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(高橋俊之君) まず、一階部分の基礎年金を今後どういうふうにしていくかと。全国民共通の基礎年金、所得の多寡にかかわらず一定の年金額を保障する所得再分配機能を有する給付でございますので、この機能を将来にわたつて維持することが自営業者の国民年金のみの加入者にとつても、また厚生年金の加入者にとつても重要でございます。このところを今後しっかりとやってまいりたいというふうなことを考えてござい

ます。今回の改正では、被用者保険の適用拡大が国民年金財政を改善させるということであり、その第一歩ということで五十人規模までの適用拡大を行つておりますけれども、今般の改正法案の検討

規定には、被用者保険の適用範囲の今後の検討に加えまして、公的年金制度の所得再分配機能の強化についても盛り込んでいまして、基礎年金の所得再分配機能の維持に向けてどういった具体的な方策、どういったことができるか、引き続き検討してまいりたいというふうなことを考えてございます。

また、自営業者も利用できるiDeCoにつきまして、今回の改正で幾つかの見直しを行つておりますけれども、さらに、引き続きどういったことができるか検討してまいりたいと考えてございます。

○東徹君 自営業者の方にとっては、選択肢としてはiDeCo、それから国民年金基金と二つあるわけなんですけれども、このiDeCoなんですけれども、これiDeCoって何って、普通の人はやっぱり知らない人の方が多いですよ。iDeCoと聞いて年金つて、どうやってこれ想像付くんですかね。名前が非常に悪いんですね、名前の付け方が。厚生労働省つていつもそんなんです、ネーミングがくるみんなしたつてさうです、今回のコロナのことで、接触者外来、何だつたかな、帰国者・接触者外来、これ、名前聞いても、これコロナのあれなのかどうかつてこと分りにくいですが、名前からやっぱりきちっとそのものが想像できるような名前を、ネーミングをやっぱり考えるべきだと思うんですね。iDeCoって、それは、我々、会館の下にそんな銀行があつて、そこにiDeCo、iDeCoと書いてあるから、iDeCoって、ああ、年金かと分かりますけれども、一般の人は、やっぱりiDeCoって、それは存在自体知らないですから。

これ名前、やっぱり是非考えを見直すべきだと思うんですね。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) こればかりは、私どもが決めたというよりも、二〇一六年の九月に、実施主体である国民年金基金連合会のほか信託協会、生命保険協会、全国銀行協会など多くの民間金融団体が参画する普及・推進協議会、その場で

愛称を決定された、こういう経緯があります。  
iDeCoというのは、インディビジュアルアル  
ティブ・デファイアインド・コントリビューション・  
ペンションズ・ブランドという中のそれぞれを取っ  
てiDeCoというふうになったということであ  
ります。

まだまだ名称が届いていないということであり  
ますけれども、引き続き、民間金融団体にしてい  
ても、今お話があった議員会館の下の金融機関でも  
利用されているということでもありますので、しつ  
かりその定着や周知を図っていきたいというふう  
に思っております。

○東徹君 一回アンケート取ってみて、このiD  
eCoというのが国民にとって分かりやすい名前  
なのかどうか、一遍アンケート取ってみたらどう  
ですかね。恐らく多くの人はiDeCoって分か  
らないと思いますよ。

でも、iDeCoは国の制度なんです。そう  
でしょう。これ、国が決めている制度なんです  
から。だから、やっぱりこんな名前じゃ、そりゃ加  
入者増えないのも当然だなというふうに思いま  
す。是非ネーミングも考え直していただきたいと  
思います。

今回の新型コロナウイルスのことによって、今  
非常に景気が悪化しておいて、戦後最悪のおそれ  
とかいうふうなことを言われています。ただでさ  
え、昨年の消費税増税によってGDPも年率換算  
でマイナス七・三％というふうなことが言われて  
おりますし、今回の一月から三月も年率換算でマ  
イナス三・四％というふうな言われています。四  
月から六月期になると年二〇％のマイナスにな  
るのではないかとこの言われている中で、非常  
に、大変経済的には厳しいというふう  
に思います。

我が国でも四月の景気ウォッチャー調査とい  
うのがありますが、現状判断指数はリーマン・  
ショックのときよりも低くて過去最低というふう  
な結果が出ておりまして、二、三か月前の景気に  
関する先行き判断指数も過去最低ということで、

非常にこれ、景気の悪化は深刻な状況にあるわけ  
です。

年金財政というのはよく百年間の均衡に見ると  
いうふうに使われていますけれども、百年に一回  
とも言われているような今回の不景気によって年  
金財政への影響がこれ軽いと言われているのかど  
うか、是非見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(高橋俊之君) 年金財政、御指摘い  
ただきましたように、百年程度の財政均衡期間を  
通じて年金財政の均衡を保たれるように運営する  
という仕組みでございます。

財政検証におきましても、百年間にわたる超長  
期の推計でありますので、足下の一時的な変動に  
とらわれずに、超長期の視点に立つて妥当と考  
えられる範囲での経済前提を設定する必要があります、  
こういったことが専門家の会議でも常々指摘され  
ているところでございます。

また、年金財政は、経済の要素だけではなく  
て、人口要素ですか、あるいは労働参加が進む  
という、働き手が増える、こういった要因の影  
響も大きいわけでございます。

そういった意味で、今般の新型コロナウイルス  
の感染症の年金財政への影響でございますけれど  
も、数十年単位の超長期で見た場合に直ちに影響  
を与えといたったものではないとは考えておりま  
すけれども、感染症の状況をよく見ながら、四年  
後の次期財政検証でも五年ごとにしつかりと点検  
をしてまいりたいと考えてございます。

○東徹君 非常に今回の、昨年の消費税の増税か  
ら含めて、非常に厳しい経済状況だということ  
に思っています。この二十年間見ても、リーマン・  
ショックがあったりとか、それから東日本大震災  
があったりとか、いろいろとあったわけですか  
ら、非常に厳しいというふうな思っています。

これは、年金保険料の上限というものが設定さ  
れておりますけれども、将来引き上げるとい  
うことではないということでしょうか。

○政府参考人(高橋俊之君) 公的年金制度、二〇  
〇四年の改正におきまして、将来の保険料水準の

上限を固定する、そしてまた、その収入の範囲内  
で給付水準を時間を掛けて調整するマクロ経済ス  
ライドの仕組みを導入する、そして将来世代の負  
担が過重なものとなることを避けながら、将来世  
代の給付水準を確保する年金財政のフレーム、こ  
ういったフレームの中で行っているわけござい  
ます。

そういった意味で、足下の一時的な変動を重視  
すべきものではなくて考えていく必要があるわけ  
でございますが、今後とも、その枠組みの中で物  
を考えますと、年金の財政フレームの中でその保  
険料率自体の引上げを行うといったことは検討の  
過程に上がるということではないのではないかな  
と考えてございますが、そもそも人口構造の変  
化、生産年齢人口が減少する中で健康寿命も延び  
ておりますので、できるだけ働き手、労働参加を  
広げていく、そういったこと、あるいは生産性  
の向上ですとか賃金の全体の水準が上がっていく  
と、こういったことの中で支え手が広がったり、  
あるいは賃金水準が上昇して保険料水準が全体と  
して取れると、そういったことの展望もこれまた  
あるのではないかと、あるいはそういったために  
どういったことをしていけばいかと、こういう  
全体の中で年金制度を考えていく必要があるん  
ではないかなと考えてございます。

○東徹君 是非、年金財政検証も今回だけは  
ちよつと前倒しでやった方がいいんじゃないかな  
というふうにも思ったりもしますので、ちよつと  
時間になりましたので、これで質問を終わらせて  
いただきます。

○梅村聡君 日本維新の会の梅村聡です。  
前半は、新型コロナウイルス感染症に対する対  
応について質問をさせていただきたいと思いま  
す。

先週の五月十三日に新型コロナウイルスの抗原  
検査キットが承認をされました。これ、報道ペ  
スでは、この検査キットは、今までPCR検査を  
やっていたような施設、例えば帰国者、接触者外

来ですとかあるいは一部の発熱外来とか、そう  
いったところで使うというふうな報道をされてお  
ります。

一方で、私の問題意識としては、やっぱりこれ  
だけ短時間で判定ができるキットが承認をされ  
たわけですから、例えば今緊急でも発熱の、例え  
ば交通事故の患者さんとか、あるいは発熱をして  
いる心不全の患者さんなんかも結構たらい回しのこ  
とが起きているというふうな言われていますか  
ら、そういった救急外来ですとか、あるいはもつ  
と幅広くいろんな場所での抗原検査キットを使  
えるようにすればいいのではないかと、そういう  
問題意識を持っておりまして、そういう使用の場  
所の拡大、こういった検討というのはされている  
んでしょうか。

○政府参考人(宮崎雅則君) お答え申し上げま  
す。

委員から今御指摘ございましたが、先週十三日  
にこの抗原検査キットが薬事承認され、保険適用  
されておりますが、この検査に当たりましては、  
PCR検査と同様に適切な感染防護策を講じた上  
で検体採取を行っていただく必要があるというこ  
とから、適切な検査実施体制が確保されている医  
療機関等に対して抗原検査キットを供給してい  
くこととしております。

また、この抗原検査キットの特徴として、無症  
状者では検査前確率が低いことが想定されまし  
て、無症状者に対するスクリーニング検査目的の  
使用は適切な検査性能を発揮できないことから現  
時点では推奨されず、感染を疑う症状がある方  
であって検査を実施する必要がある、医師が判断  
した場合に使用するというふうな言われておりま  
す。

五月中は四十万回分の供給見込みというござ  
いまして、帰国者・接触者外来や検査センターに  
つきます。最近の新規感染者数が多い都道府県  
の施設等を優先した上で月末には全国の希望する  
施設に配布していく、あるいは中核的な機能を果  
たしているとか感染リスクが高い医療機関にも優

先的に配布していく、あるいは院内や施設内感染の発生事例のそのクラスター対策として国立感染症研にストックした上で発生した医療機関等で個別に対応するというようなこととしていっているところでございます。

厚生労働省としては、この抗原検査キットを活用することが想定される医療機関において幅広く実施していただけるように周知に努めますとともに、開発企業と協力して更なる生産性の拡大に努めてまいりたいというふうに考えております。

○梅村聡君 今お答えいただいたように、いわゆる感度がPCR検査に比べて低いので、だからその症状がない方にとやっつけていくことというのは余り適切じゃないと、検体採取に関してはPCRと同じ条件が必要だから、ある程度の施設を絞っていくと、そういう答弁をされたんですけども、これ、もう一つ、報道ベースの話によりまして、この抗原検査キットは感度がPCRに比べて低いので、陰性と出たら、陰性と出た人のPCR検査をもう一度やっつてもう一回チェックをするというふうに報道されていますけど、これ、ちょっと数字で考えたら結構な手間になるんじゃないかなと私たち考えているんですけど。

どういふことかといいますと、じゃ、例えば一万人の人に検査をしたとしますと、例えばその病気が、新型コロナウイルスの方が5%いたとしたら患者さんは五百人いるんですね。一万人検査して5%だったら五百人です。仮にPCR検査の感度が70%として、この抗原検査のキットの感度が60%としますと、PCR検査陽性になる人が三百五十人なんです。で、この抗原検査キットで陽性と出る人が三百人なんです。そうしたら、三百五十と三百ですから、この五十人の差を見付けようとするために、抗原検査の三百人以上、九千七百人をもう一回PCR検査しないといけないんですよ。これ、結構大変なことだと思っ

んですね。このPCR検査と抗原検査の感度の差のこの部分を見付けるために、抗原検査に引っかけたこ

なかつた人全員PCRやるとなると、これほぼ一万人も一回検査するのとほとんど作業は変わらないと思うんですけども、これ膨大な、まあ無駄とは言いませんけど、物すごい作業量になって、これ余計現場に負担が掛かるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(宮寄雅則君) お答え申し上げます。

今委員から御指摘ございました抗原検査キット、PCR検査と比較して感度が低いという点も踏まえまして、そのPCR検査の前段階として実施することとして、陰性であった場合に再度PCRを行うということをご想定しておりますが、今の話の流れの中で、抗原検査キットで陽性が出た場合にはもうその段階で確定診断ということになりますので、その分はPCR検査を実施することがなくなりまして、入院措置等を行うことができるので、トータルとしてPCRの実施件数というのは減っていくんじゃないか。要するに、パイが増えなければ、その分、抗原検査で陽性とした分が除かれるので、PCRの分は逆に減っていくんじゃないかということ、実際、現場での負担というのでもそんなに過重にならないんじゃないかというふうに考えておりますし、ただ、PCRにしているのも抗原にしてもそうなんですけれども、そもそも、今の相談センターとか接触者外来の関係は、いろいろとそういう意味で業務が大変になっているということもありませんので、ほかのドライブスルー方式とか検査センターのそういう取組も引き続き進めていって、しっかりと体制はつくつていきたいというふうに考えております。

○梅村聡君 一万人が九千七百人になるから三百人分は助かるという考え方だと思えますけど、現実にはマスでやればほとんど作業量変わらないんじゃないかと思っ

んですね。それよりも、先週私がお話ちょっとさせていたように、感度がこれぐらいの検査なんだと、PCR検査の感度が100%で抗原検査の感度が60%なんだとしたら今の考え方も一つやと思

いますけれども、どっちも100%じゃないんですから、これぐらいの感度のものだというところを世の中に発表されて、100%じゃないんですという前提で検査を進めていけば、九千七百人をもう一回PCRするという作業は私にはなくてもいいんじゃないかなという感想を持っています。ですから、やっぱり感度とか特異度というものをしっかりと調べて、それを世の中に発信していくということは大事なことでないかなというふうな思いをしますので、また是非運用を改善して、あつ、大臣、お答えありましたらお願いいたします。

○国務大臣(加藤勝信君) 局長の話にも入って

いたとは思ってすけれども、取りあえず今、当座です。ね、当座、要するにこの五月に配る部分等を使つて、今委員御指摘のように、PCRとこれがどの程度違うのか。今言った70と60というお話がありました。70と60なのか、70と50なのか、いやいや、70と65なのか、この辺りちょっと見極める必要があるだろうということ、取りあえず実際の実施に当たっては、もう拭うときには二つ一遍に拭つてもらって、大変ですよ、そこは大変なんですけど、ただ、それ一定のサンプルの中でやっつけていこうと思つています。そこで答えが出てくれば、それに依りて、今委員御指摘のように、ほぼ二割だった、だったらこうだという使い方で出てくるんだらどう使うのかという近いものであれば代替的に使つていくという、そして、よりシビアに見なきゃいけないところはPCRでお願いをする、そうでないところは抗原キットで役割分担をするとか、そういうふうな考

えていきたいというふうに思っております。最初の御質問にあつた一般機関等も、まあ拭うという問題ありますから、これが本当に唾液まで行けば随分話がかわつてくるんですけども、い

やあるいは抗原キットが使つてもらえるような、そういう状況を私たちも目指していきたい。そのためにも、これが使えるものであれば、抗原キット、今四十ですけど、来月になったら倍になるということでもあります。それから更なる生産の増量といったものも当然我々としても考えていかなきゃいけないと思つています。

○梅村聡君 是非データを、早く目安を出して

いただくということをお願いしたいと思つています。それではもう一つ、これは先週の本会議場で私も総理に質問したんですけど、ちよつとアビガンの使い方についてお伺いをします。

これは、はつきりしてきたことは、いわゆる企業治験というやり方から、臨床、観察研究のデータをそこに入れて、そして承認を前倒ししていくという、こういうやり方をしたいんですけど、使

方があるのか。今言った70と60というお話がありました。70と60なのか、70と50なのか、いやいや、70と65なのか、この辺りちょっと見極める必要があるだろうということ、取りあえず実際の実施に当たっては、もう拭うときには二つ一遍に拭つてもらって、大変ですよ、そこは大変なんですけど、ただ、それ一定のサンプルの中でやっつけていこうと思つています。そこで答えが出てくれば、それに依りて、今委員御指摘のように、ほぼ二割だった、だったらこうだという使い方で出てくるんだらどう使うのかという近いものであれば代替的に使つていくという、そして、よりシビアに見なきゃいけないところはPCRでお願いをする、そうでないところは抗原キットで役割分担をするとか、そういうふうな考

えていきたいというふうに思っております。最初の御質問にあつた一般機関等も、まあ拭うという問題ありますから、これが本当に唾液まで行けば随分話がかわつてくるんですけども、い

れば使つていただいて、いろんなレベルのいろんな医療機関の中で、状況状況に応じてこのPCR

おり、承認申請もされてございませんので、現時点で投与対象をどうするかということは、申請を待つて、適正使用の在り方を含めて今後検討させていただきます。

ただ、一般論といたしまして、承認後に得られたデータに基づきまして、適正使用の在り方を含めまして安全対策措置の変更ということを行ってございますし、また、先生が、議員がお触れになられた新型コロナウイルス感染症に対する医薬品につきましては、先日出しました通知に基づきまして、承認後に治験等の成績が出れば、それを踏まえまして必要に応じて承認事項の変更なども行っていくこととしております。

ただ、いづれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、承認審査でどのようなことをするか、条件を付けたりするか、あるいは、その後の安全対策をどうするかということは、企業からの申請を待ちまして、得られたデータ、治験に基づきまして有効性、安全性を評価して適切に判断していくことを考えているところでございます。

○梅村聡君 要は、前倒しにしたからこの使い方だということではなくて、やっぱり不断の、データを集めていただいて、一番適切な使い方というのを考えていただければと思います。

済みません、新型コロナウイルス、もう一問だけさせていただきますと思いますが、本来、電話による再診とか、それからオンライン診療、これが臨時的、限定的に今回規制が緩和をされました。二月の当初は、電話再診で、要は今までもらっていた慢性病の薬を継続して出してもらえると。ここから随分広がってきまして、慢性病でも症状が変わった場合でもオーケーだと。そのうち、今までかかっていなかった方も慢性病だったら出せるとか、あるいは、全くの初診でも、そういう特別な地域においては電話初診あるいはオンライン初診ができるということになりましたけど、これはあくまでも臨時的、限定的措置だと思えますけれども、これ、いつまでを臨時的、限定的措置にされる

るんでしょうか。これ、緊急事態宣言とこれは絡んでいのかどうかも含めて、お答えいただけますか。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。新型コロナウイルスの感染が拡大する中におきまして、患者さんと医療従事者双方の安全、安心を確保する観点から、オンライン診療を含みます、電話再診も含みます遠隔医療の活用は重要と考えております。

このため、御指摘のとおり、新型コロナウイルスの感染が拡大し医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた限定的、特例的対応といたしまして、初診も含めまして、医師の責任の下で医学的に可能と判断した範囲におきまして、希望する患者が電話や情報通信機器を用いて診断、処方を受けられることといたしまして、診療報酬におきましても、電話等を用いた初診を行った場合に初診料二百十四点を算定可能とするなどの対応を行ったところでございます。この限定的、特例的対応につきましても、感染が終息するまでの間の対応といたしております、必ずしも緊急事態宣言とリンクしているものではないかと見受けられます。特例を終了する具体的な時期につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大あるいは医療機関等の状況を踏まえながら、今後、専門家も交えて議論した上で検討してまいりたいと考えております。

○梅村聡君 状況を見ながらということだと思いますが、これ、私からの要望なんです、是非、今回の電話診療あるいはオンライン診療が医療機関、患者さんにどんな影響が出ているのかということをしつかり調べていただきたいと思えます。というのは、今のままでいきますと、結局、これ限時的、限定的だから、終わればそれで全てがなくなるということだと思いますけど、やっぱり、例えば在宅医療の現場なんかでも意外と携帯電話を使うということが役に立っているんじゃないかという状況なんかもあると思えますので、是非どういった面があるのかということもピックアップ

していただいて、これが限定的、限時的で終わるのではなくて、恒常的な仕組みとして残っていく部分はどこなのかということも是非考えていただければなというふうに思っております。

それでは、本日の国民年金法等の一部改正案についての質問をさせていただきます。今回、一つの大きなテーマは被用者保険の適用拡大ということになると思えますけれども、二〇一六年十月から今の短時間労働者への適用拡大が行われましたけれども、その対象は五百人以上の事業所だということになっておりました。それ以外の条件は、今回変わるのには企業規模と、あと勤務の見込み期間、ここが今回の法案の中では改正されるというふうに書かれておりますけれども、

ということ、これは、これ学生さんを除外するということについては、この条件は今でも残っているんだと思えます。

一般的には、学生さんというのは高校生、大学生、短大生ということになるかと思いますが、大学院生はどうなのかということなんです。今までは、会社の業務命令等で大学院に行きなさいといった方については、これは適用除外ではありませんが、保険適用される、被用者保険が適用されるということなんです、二十時間になつてきますと、やっぱり大学院の方でも週二十時間働く方というのは出てこられると思うんです。大学院生は、これは今、大学院大学になっていきますが、結構年齢が高かったり御家族を持っていたりするところがあるかと思うので、私は、ここ学生適用除外かもしれませんが、大学院生をどうするかということ、これはテーマとして残ると思うんです。

○政府参考人(高橋俊之君) 学生の適用を除外していることを今運用している理由、経緯でございますけれども、学生につきましては学業修了後に本格的な就労を控えた時期である、その期間は通常は短期間にとどまるということから、学生の期間中の短期間の就労につきましては、前回の適用拡大の際には、被用者としての保障を受ける必

要が比較的高くないでありますとか、あるいは頻繁な入職、退職に伴う事業所の事務負担がある、こういった理由で適用除外とされた経緯がございます。今回もその関係では維持しているわけでございます。

こうした趣旨は大学生のみならず大学院生につきましても変わらないということで、基本的には大学院生も学生要件によって適用除外とした上で、今御指摘いただいたような社会人大学院生のような、雇用関係を存続して、事業主の命によって、事業主の承認を受けた大学院生、これは適用とすると、こういった例外を設けているわけでございます。

その上で、御指摘いただいたように、博士課程在籍者のように学生である期間が比較的長期間に及ぶ方でございますとか、あるいは学び直しの方でございますとか、学生像や働き方の多様化も進んでおりますので、そういった状況の変化も視野に注視しながら、引き続きの今後の検討課題とさせていただきます。

○梅村聡君 特に、週二十時間まで拡大させていただきますから、この博士課程の方というのは、やっぱりこれ年齢も三十代の方も結構おられると思えますので、将来の経済基盤のことも考えたときに是非これは考えていただきたいなというふうに思います。

それからもう一つは、これも五百人超規模の会社では既に起こっている課題だと思えます、いわゆるダブルワークの問題です。これ、三十時間以上という場合は、労働基準法から考えて、なかなかダブルワーク、二つの会社で被用者保険を適用されるということはほとんど考えにくかったんですが、今、五百人超の規模の会社では、ダブルワークで、そして両方の会社で被用者保険が適用されると、こういうことが現実的には起こってきているんだと思えます。これ、手続的に言うと、二つ両方適用される場合は保険料なんかも案分しなければいけませんので、まず従業員本人が自分は両方共に適用される

んだということにまず気付かないと駄目なんです。まあ教えてもらう場合もありますけれど、気付いた上で、正式にはこれ健康保険厚生年金保険所屬選択二以上事業所勤務届、これを作成して年金事務所とかそれから健康保険組合に提出すると、そこから手続がスタートするというところですけれども、これに気付かなければ、後になつて気付いて、一つの会社が、ああ、そうだったのかと改めてまた手続に忙殺されるということが、事務手続上は煩雑なことが起きてくるので、やっぱり今回の、まあ前回の二〇一六年からそんなんですけれども、従業員本人がこの仕組みをきちつと理解をして、自分はその適用対象なんだと気付くように、本人さんへの周知徹底が必要だと思っております、これについてはどういう対策を考えておられますでしょうか。

○政府参考人(日原知己君) 今お話をいただきましたように、被保険者の方が同時に二か所以上の適用事業所に勤務されている場合には、御本人からその二以上事業所勤務届を年金事務所に出していただく必要があるということになってございまして、

現在、こうした被保険者の方に対しては、こうした事務手続の流れ、書類の提出方法については日本年金機構のホームページで周知に努めておりますほか、御指摘の勤務届が未提出であると思われる方に対しては、日本年金機構から文書で提出の勧奨を実施させていただいているというところでございます。

今回の適用拡大に伴いまして、こうした複数の事業所で適用要件を満たす方というのは増加が見込まれますので、この適用拡大の対象となる方あるいは事業者の方に向けた分かりやすいパンフレットを作成していくなど、制度の周知徹底に努めていきたいというふうに考えてございます。

○梅村聡君 従業員というか労働者にきちつと通知をするという、後押しするということと、それから、やっぱり書類も結構ややこしいみたいでして、書き方がどうなんだという、そういう問合せなんかも結構あると言われているので、できるだけその書類の簡略化なんかも進めていただきたいというふうに思います。

同じようなダブルワークが生じたときに、今度は、事業者側にもこういう通知をしていくのか、どうやって事務作業を減らしていくのかということとは結構大事なことだと思っております、今回、五十人超規模まで最終的にはなりますので、やっぱりかなりの企業がその対象になると思っております。

それから、今たまたまダブルワークと私一言で言いましたけど、ダブルワークでも、片一方の会社が例えば季節変動があったりとかしてそのダブル適用が抜けたりとか、あるいは、ダブル適用じゃなかったのに、労働時間が増えてくることによつて結果的には被用者保険にダブルで入るといって、途中で動いていく場合もあると思っております。

ですから、今度は、従業員だけじゃなくて、そういう事業者側へのこういった手続の必要性、これからどんなん言つていかなければいけません、あるいは、今申し上げたような途中で切り替わっていくような複雑なこともありますので、事業者側にどういう対応を考えておられるのか、これもお伺いしたいと思います。

○政府参考人(日原知己君) 今御指摘いただきました事業所側への事務負担の軽減あるいは円滑化という観点で申し上げますと、今後、事業所におきます事務処理、これに関しましてマニュアルを分かりやすい形で整備、周知を図らせていただくということ、それから、この適用拡大に際しましては、日本年金機構の方から企業におきます説明会へ講師を派遣させていただくことを進めたいと考えておりますけれども、そうした中で、この二以上事業所勤務の場合の手続についても御説明をさせていただくと、こういった取組によりまして事業所側の事務負担の円滑化にも努力をしていきたいというふうに考えてございます。

○梅村聡君 本来、今回の法改正の目的は、やっぱり短時間の労働者に対しても将来の経済基盤

を、老後の経済基盤をしっかりと用意するということが本来の目的ですので、このダブルワークで事業所が余りにも忙殺されるというのはちょっと副作用みたいな話ですので、この点に関しては十分対応していただきたいというふうに思います。

もう一つは、前回労災認定のときにもあったんですけれども、ダブルワークの本当の、もつと短時間の方をどうしていくかという課題はあると思っております。

例えば、今、二十時間以上の方は今日のこの内容でいけるかと思っております、例えばA会社で十八時間とB会社で十五時間と、三十時間超えるわけです。だから、以前の基準でいけば十分これは被用者保険適用される方が、現実的にやっぱりここが網が漏れてくるということになると思っております。

今回は、それは法案改正の中では適用の話ではないんですけれども、これから将来にわたつてダブル、トリプルと、いろんな働き方があるわけです。よね。こういった方々をどのように被用者保険で考えていくのか、あるいは、今の一号、国民年金の中でどうしていくのか、こういう議論に関しては審議会等で何か議論が出ているのか、また、その紹介をお願いしたいと思います。

○政府参考人(高橋俊之君) 今御指摘いただきました単独の労働時間、一つ一つの事業所では社会保険適用、二十時間超えないけれども合算すると当たるというような、そういった方につきましても議論、社会保障審議会の年金部会でも議論が出てございます。

ただ、なかなか具体的には課題があるなということでございます。一つは、現行の被用者保険の基本的な枠組みは、事業所単位で適用関係をする、適用関係につきましても事業主が届出等をする責任を設定すること、こういったこととの関係で、どのように整理するかと。また、複数事業所における労働時間や賃金、お互いに、各事業所、相手のことを知らないわけでございます、その把握というのが非常に困難で、実務上実行可能

かどうかと。それからまた、短時間労働者への適用拡大につきまして、現在、週二十時間以上の労働時間要件を設けた上で、まずは企業規模要件を段階的に縮小していき。こういった途上の中で、個々の事業所で労働時間が二十時間未満でも複数合算すると該当すると。やっぱり、こういった課題につきまして、まずは二十時間の規模要件の解消をした次の段階としての議論になるんでしようけれども、そこまですと議論につきまして事業主側の理解も得られるかという、多分幾つかの課題があるかと思っております。

しかしながら、重要な論点ではございますので、労働法制上の進展ですとか社会保険についての様々な課題を含めてどのように整理すべきか、引き続き検討してまいりたいと考えてございまして。

○梅村聡君 私もこれ、ちよつとこまではアイデアがないんですけれども、というのは、とても膨大な鑑定作業ということが必要になってくると思っております。ただ、一方で働き方が多様化してきますので、是非この点は考えていただければなというふうに思います。

もう一つは、今回、国民年金手帳、まあ私も十五年前にもらつたやつがまだあるんですけど、この手帳からいわゆる基礎年金番号通知書への切替えということが今回の法案の中に入っております。私も余り年金手帳を見ることがないので、この質問をするときにちよつと見たら、手帳ですか、何ページかいろいろ書いてありまして、その用語の解説であるとか、それから届出ですね、二号から例えば一号に切り替わつたときはこへ届け出てください、そういうものが書いてあるわけなんですけれども、今回、この基礎年金番号通知書というのは具体的にどんな様式でどんなものが書かれてあるのかと。やっぱりこれ、恐らく二十歳になって最初に届くものだと思いますから、そこ是非、年金の基本的な用語解説とかあるいは届出の仕方とか、どんな種類があるのか、ある

いは今回出ている被用者保険、この適用の条件と  
いうのはどういふものかと、そういうものも同時  
に届け出るような、そういう取組をしていただき  
たいと思うんですが、この点についてはいかがで  
しょうか。

○政府参考人(日原知己君) この度、年金手帳に  
切り替えて交付する予定でありますこの基礎年金  
番号通知書でございますけれども、こちらの記載  
内容につきましては、その基礎年金番号や氏名の  
記載、こちらを基本とする予定でございます。

ただ、御指摘を今いただきましたように、送付  
に当たりましては、引き続き年金制度ですとかそ  
れから被保険者の方に行っていたら届出、ここ  
らに係る周知もいたしますように、お届けをする際  
にはこれ必要な資料を同封したいというふう  
に考えております、具体的にどのような内容のもの  
とすることが効率的、効果的かということをしつ  
かり検討してまいりたいというふうに考えてござ  
います。

○梅村聡君 時間が来たので終わりますけれど  
も、今日のテーマは、これ非常に仕組みとして  
は、さつきiDeCoでもお話が出ましたけど、  
要するに、被保険者本人が自分がどのような状態  
であるかということがなかなか分かりにくいとい  
うのが今の年金、健康保険を始めとする制度の課  
題でありますので、是非、本人がどうすれば知る  
ことができるのか、このことについて十分注意を  
払っていただいて考えていただきたいというふう  
に思っています。

以上で終わります。ありがとうございます。

○委員長(そのだ修光君) 本日の質疑はこの程度  
にとどめ、これにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

五月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、年金制度の機能強化のための国民年金法等  
の一部を改正する法律案

年金制度の機能強化のための国民年金法等の  
一部を改正する法律案  
年金制度の機能強化のための国民年金法等  
の一部を改正する法律

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十  
一号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項ただし書中「その夫が障害  
基礎年金の受給権者であつたことがあるとき、  
又は老齢基礎年金の支給を受けていた」を「老齢  
基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたこと  
がある夫が死亡した」に改める。

第八十七条第三項の表平成三十一年度以後の  
年度に属する月の月分の項中「平成三十一年度」  
を「令和元年度」に改める。

第九十条第一項第三号中「障害者」の下に「  
寡婦その他の同法の規定による市町村民税が課  
されない者として政令で定める者」を加え、同  
項第四号を削り、同項第五号を同項第四号と  
し、同条第四項中、「第三号及び第四号」を「及  
び第三号」に改める。

第九十条の二第一項第二号、第二項第二号及  
び第三項第二号並びに第九十条の三第一項第二  
号中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め  
る。

附則第五条第一項第一号中「もの」の下に「こ  
の法律の適用を除外すべき特別の理由がある者  
として厚生労働省令で定める者を除く。」を加  
え、同項第二号中「者」の下に「この法律の適用  
を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働  
省令で定める者を除く。」を加え、同条第七  
項に次の一号を加える。

五 この法律の適用を除外すべき特別の理由  
がある者として厚生労働省令で定める者とな  
つたとき。

附則第五条第八項中「及び第四号」を「第四  
号及び第五号」に改める。

附則第九条の三の二第一項中「当分の間、」の  
下に「保険料納付済期間等の月数(を、「合算し

た月数」の下に「をいう。第三項において同  
じ。」)を加え、同条第三項中「基準月」を「脱退一  
時金の額は、基準月」に、「第八項において同  
じ。」が平成十七年度に属する月である場合の脱  
退一時金の額は、次の表の上欄に掲げる請求の  
日の属する月の前月までの第一号被保険者とし  
ての被保険者期間に係る請求の日の前日におけ  
る保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免  
除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険  
料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月  
数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の  
一に相当する月数を合算した月数(以下この項  
において「対象月数」という。)に応じて、それぞ  
れ同表の下欄に定める」を「この属する年度にお  
ける保険料の額に二分の一を乗じて得た額に保  
険料納付済期間等の月数に応じて政令で定める  
数を乗じて得た」に改め、同項の表を削り、同  
条第八項を削る。

第二条 国民年金法の一部を次のように改正す  
る。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第二十四条ただし書中「年金給付を受ける権  
利を別に法律で定めるところにより担保に供す  
る場合及び」を削る。

第二十八条第二項各号中「七十歳」を「七十五  
歳」に改める。

第三十六条の三第一項中「八月」を「十月」に、  
「七月」を「九月」に改める。

第三十六条の四第一項中「七月」を「九月」に改  
め、同条第二項中「さかのぼつて」を「遡つて」に  
改める。

第七十四条第四項を削る。

第百六条第一項中、「国民年金手帳」を削る。

第百九条の四第一項第四号を削り、同項第四  
号の二を同項第四号とし、同項第三十五号の二  
中「附則第五条第五項」を「附則第五条第四項」に  
改める。

は、当該違反行為をした」を加える。

第百十二条第三号中「国民年金手帳」を削る。

第百十三条の二中「該当する」の下に「場合に  
は、当該違反行為をした」を加え、同条各号中  
「者」を「とき」に改める。

第百三十条第二項中「附則第九条の二」の下に  
「若しくは第九条の二」を加える。

附則第五条第四項を削り、第五項を第四項  
とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項と  
し、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、  
同項を同条第七項とし、同条第九項中「第六項」  
を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同  
条第十項を第九項とし、第十一項を第十項と  
し、同条第十二項中「第十四項」を「第十三項」  
に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項  
中「附則第五条第十三項」を「附則第五条第十二  
項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第  
十四項中「附則第五条第十四項」を「附則第五条  
第十三項」に改め、同項を同条第十三項とする。

附則第七条の四第二項を削る。

附則第九条の五の見出し中「業務等」を「業務」  
に改め、同条第一項中、「独立行政法人福祉医  
療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権  
の管理及び回収の業務を」を削り、「第十二条第  
一項に規定する債権の」の下に「管理及び回収の  
業務を、当該債権の」を加え、同条第二項を次  
のように改める。

2 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図る  
ため、年金制度の機能強化のための国民年金  
法等の一部を改正する法律(令和二年法律第  
号)第二十八条の規定による改正前の  
独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法  
律第百六十六号)第十二条第一項第十二号に  
規定する小口の資金の貸付けに係る債権の管  
理及び回収の業務を、当該債権の回収が終了  
するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に  
行わせるものとする。

第三条 国民年金法の一部を次のように改正す  
る。

第二十八条第二項中「前項の申出」の下に「第五項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「の申出」の下に「第五項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第一項の規定により老齢基礎年金を支給繰下げの申出をすることができる者が、七十歳に達した日後に当該老齢基礎年金を請求し、かつ、当該請求の際に同項の申出をしないときは、当該請求をした日の五年前の日に同項の申出があつたものとみなす。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 八十歳に達した日以後にあるとき。
- 二 当該請求をした日の五年前の日以前に他の年金たる給付の受給権者であつたとき。

第四十六条第一項中「の申出」の下に「(同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。)」を加える。

(厚生年金保険法の一部改正)  
第四条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号へ中「貨物積みおろし」を「貨物積み卸し」に改め、同号ト中「と殺を」と殺」に改め、同号に次のように加える。

レ 弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業  
第十二条第一号ただし書中「所定の」を「定め」に改め、同号ロ中「者」の下に「であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの」を加え、同条第五号中「二まで」を「八まで」に改め、同号ロ中を削り、ハをロとし、二を八とする。

第二十七条中「事業主」の下に「第百条第一項及び第四項、第百二条第二項並びに第百三条を除き」を加える。

第四十一条第一項ただし書中「年金たる保険給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び」を削る。

第四十三条第二項を次のように改める。

2 受給権者が毎年九月一日(以下この項において「基準日」という。)において被保険者である場合(基準日に被保険者の資格を取得した場合を除く。)の老齢厚生年金の額は、基準日の属する月前の被保険者であつた期間をその計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。ただし、基準日が被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの間に到来し、かつ、当該被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの期間が一月以内である場合は、基準日の属する月前の被保険者であつた期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

第四十三条第三項中「前項の規定にかかわらず」を削る。

第四十四条第一項中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改める。

第六十一条第三項中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改める。

第七十八条の二十六第六項中「同条第三項」を「同条第二項及び第三項」に改める。  
第七十九条第四項を削る。  
第九十二条第一項中「初日から五年を経過したとき」の下に「保険給付の返還を受ける権利は、これを行使することができる時から五年を

経過したとき」を加え、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、若しくはその還付を受ける権利又は保険給付の返還を受ける権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

第百条第一項中「事業主」を「適用事業所若しくは適用事業所であると認められる事業所の事業主又は第十条の同意をした事業主(第四項、第百二条第二項及び第百三条において「適用事業所等の事業主」という。)」に改め、同条第四項中「事業主」を「適用事業所等の事業主」に改める。

第百条の三に次の三項を加える。  
3 実施機関は、厚生労働省令で定めるところにより、当該実施機関を所管する大臣を経由して、厚生年金保険に関する事業状況を把握するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項について厚生労働大臣に報告を行うものとする。

4 前項の規定による報告は、厚生労働大臣及び実施機関を所管する大臣が適当と認める場合には、実施機関を所管する大臣を経由しないで行うことができる。

5 第三項の厚生年金保険に関する事業状況を把握するために必要な事項について、実施機関を所管する行政機関が保有する統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第十項に規定する行政記録情報を用いることにより把握することができる場合には、厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、当該事項について、当該行政機関の長に報告を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該行政機関の長が報告を行った事項については、第三項の規定による報告を行うことを要しない。

ただし書を加える。

ただし、第三十二条の三に掲げる事務は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

第百条の十第一項第十号中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項及び第三項」に改め、同項第三十二号の二の次に次の一号を加える。

三十二の三 第百条の三第三項の厚生年金保険に関する事業状況の把握に係る事務  
第百二条第四号を削り、同条に次の一項を加える。

2 適用事業所等の事業主が、正当な理由がなく、第百条第一項の規定に違反して、文書その他の物件を提出せず、又は当該職員第百条の八第二項において読み替えて適用される第百条第一項に規定する機構の職員を含む。次条において同じ。の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百三条中「事業主」を「適用事業所等の事業主」に改める。

第百三条の二中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改める。

附則第四条の二中「第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、被保険者」を「第二号厚生年金被保険者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 地方公務員等共済組合法第七十四条第二項の規定により同法による長期給付に関する規定の適用を受けない同項に規定する職員は、第三号厚生年金被保険者としてしない。

附則第四条の五第一項中「第百二条」を「第百二条第一項」に改める。  
附則第七条の三第五項中「第四十三条第二項の規定にかかわらず」を削り、同条第六項中「第四十三条第三項」を「又は第三項」に、「第四十三条第三項又は」を「若しくは第三項又は」



とあるのは、控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」とを削る。

附則第二十三条の二第二項中「平成三十八年度」を「令和八年度」に改める。

附則第二十九条第四項中「次の表の上欄に掲げる被保険者期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に」を「被保険者であった期間に応じて政令で」、「少数点を」を「小数点」に改め、同項の表を削る。

附則第三十一条の見出し中「業務等」を「業務」に改め、同条第一項中「独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第二項に規定する債権の管理及び回収の業務を」を削り、「第十二条第一項に規定する債権の」の下に「管理及び回収の業務を、当該債権の」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第百六十六号)第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権の管理及び回収の業務を、当該債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

第五條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第四十四条の三第二項中「前項の申出」の下に「(第五項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「の申出」の下に「(第五項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第一項の規定により老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる者が、その受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後に当該老齢厚生年金を請求し、かつ、当該請求の際に同項の申出をしないときは、当該請求をした日の五年前の日に同項の申出があつたものとみなす。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日以後にあるとき。

二 当該請求をした日の五年前の日以前に他の年金たる給付の受給権者であつたとき。

第七十八条の二十八中「二以上」を「第四十四条の三の規定は、二以上」に、「第四十四条の三の規定を適用する場合においては、一の期間に基づく老齢厚生年金については、一の期間の規定による申出は、他の期間に基づく老齢厚生年金については、他の期間に基づく老齢厚生年金に適用する」とを「同項ただし書を」に、「同条第一項ただし書を」加える。

2 前項の規定により第四十四条の三第一項の規定を適用する場合には、一の期間に基づく老齢厚生年金については、他の期間に基づく老齢厚生年金に適用する」とを「同項ただし書を」に、「同条第一項ただし書を」加える。

3 第一項の規定により第四十四条の三第五項の規定を適用する場合には、一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の同条第一項の申出をしないで行う当該一の期間に基づく老齢厚生年金の請求は、他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後に同項の申出をしないで行う当該一の期間に基づく老齢厚生年金の請求と同時に行為しなければならない。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六條 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条第二項中「平成三十七年六月」を「令和十二年六月」に、「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。

第七條 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十九条第二項中「第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは」を「国民年金法第九十条第一項若しくは」に、「国民年金法を」を「同法」に改め、同項第二号中「第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項第二号から第四号まで」を「国民年金法第九十条第一項第二号及び第三号」に改める。

附則第二十三条第一項第一号中「者」の下に「(国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。)」を加え、同条第八項に次の一号を加える。

三 国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となつたとき。

第八條 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第五項を削り、第六項を第七項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九條 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条第十二項中「五百人」を「百人」に改める。

2 令和六年度から令和九年度までの間における厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「年齢別構成及び所定労働時間別構成(被保険者における特定適用事業所(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第十二項に規定する特定適用事業所をい)、当該特定適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者(同項に規定する特定労働者

附則第十七条の二に次の一項を加える。

2 令和六年度から令和九年度までの間における厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「年齢別構成及び所定労働時間別構成(被保険者における特定適用事業所(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第十二項に規定する特定適用事業所をい)、当該特定適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者(同項に規定する特定労働者

附則第十七条の二に次の一項を加える。

3 令和十年度及び令和十一年度における厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「年齢別構成及び所定労働時間別構成(被保険者における特定適用事業所(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第十二項に規定する特定適用事業所をい)、当該特定適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者(同項に規定する特定労働者

第十條 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十七条第十二項中「百人」を「五十人」に改める。

附則第十七条の二に次の一項を加える。

3 令和十年度及び令和十一年度における厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「年齢別構成及び所定労働時間別構成(被保険者における特定適用事業所(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第十二項に規定する特定適用事業所をい)、当該特定適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者(同項に規定する特定労働者

働者をいう。)の総数が百人以下であるものに限る。)に使用される特定四分の三未満短時間労働者(同条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者をいい、被保険者の資格を有する者に限る。)に相当する者又はその者以外の者の構成をいう。)とする。

附則第四十六条第十二項中「百人」を「五十人」に改める。

(政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)  
 第十一条 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「平成三十七年六月」を「令和十二年六月」に改め、同項第二号中「から第四号まで」を「及び第三号」に改める。

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正)  
 第十二条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の二」に改める。

第九条中「八月」を「十月」に、「七月」を「九月」に改める。

第十条第一項中「七月」を「九月」に改める。

第二章第十六条の次に次の一条を加える。

(未支払の特別障害給付金)

第十六条の二 特定障害者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき特別障害給付金でまだその者に支払っていないものがあるときは、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、子、父母、孫、祖母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支払の特別障害給付金の支払を請

求することができる。

2 未支払の特別障害給付金を受けることができる者の順位は、政令で定める。

3 未支払の特別障害給付金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、その全額について全員のためにしたもののみなし、その一人に対してした支払は、全員に対してしたもののみならず、第三十二条の七第一項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第十六条の二第二項の規定による請求の内容の確認に係る事務  
 (年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正)

第十三条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「七月」を「九月」に改める。

第十三条中「八月」を「十月」に改める。

第十五条第一項及び第二十条第一項中「七月」を「九月」に改める。

第三十五条第一項中「次項」の下に「及び次条第一項」を加える。

第三十六条第一項中「年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者」を「年金生活者支援給付金受給者又は年金生活者支援給付金の支給要件に該当するか否かを調査する必要がある者として政令で定める者」に、「年金生活者支援給付金受給資格者」を「年金生活者支援給付金受給者等」に改める。

第三十七条及び第三十九条中「年金生活者支援給付金受給資格者」を「年金生活者支援給付金受給者等」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)  
 第十四条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項第一号中「国民年金法等の一部を改正する法律」を「国民年金法の規定に基づく障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付(次項において「障害基礎年金等」という。)及び国民年金法等の一部を改正する法律」に改め、同条に次の一項を加える。

3 手当は、受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができるとき(その全額につきその支給が停止されているときを除く。)は、政令で定めるところにより、当該障害基礎年金等の給付(子を有する者に係る加算に係る部分に限る。)の額に相当する額を支給し  
 ない。  
 (国家公務員共済組合法の一部改正)  
 第十五条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。  
 第二条第一項第一号中「使用される者」の下に「二月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないものに限る。第二百二十四条の三において同じ。」を加える。  
 第四十条第一項の表を次のように改める。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	八八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円未満
第四級	一一〇、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円未満
第五級	一一八、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円未満
第六級	一二六、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円未満
第七級	一三四、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円未満
第八級	一四二、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円未満
第九級	一五〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円未満
第一〇級	一六〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円未満
第一級	一七〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円未満
第一二級	一八〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円未満
第一三級	一九〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円未満
第一四級	二〇〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円未満
第一五級	二二〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円未満
第一六級	二四〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円未満
第一七級	二六〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円未満
第一八級	二八〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円未満

第一九級	三〇〇,〇〇〇円	二九〇,〇〇〇円以上	三一〇,〇〇〇円未満
第二〇級	三二〇,〇〇〇円	三一〇,〇〇〇円以上	三三〇,〇〇〇円未満
第二一級	三四〇,〇〇〇円	三三〇,〇〇〇円以上	三五〇,〇〇〇円未満
第二二級	三六〇,〇〇〇円	三五〇,〇〇〇円以上	三七〇,〇〇〇円未満
第二三級	三八〇,〇〇〇円	三七〇,〇〇〇円以上	三九五,〇〇〇円未満
第二四級	四一〇,〇〇〇円	三九五,〇〇〇円以上	四二五,〇〇〇円未満
第二五級	四四〇,〇〇〇円	四二五,〇〇〇円以上	四五五,〇〇〇円未満
第二六級	四七〇,〇〇〇円	四五五,〇〇〇円以上	四八五,〇〇〇円未満
第二七級	五〇〇,〇〇〇円	四八五,〇〇〇円以上	五一五,〇〇〇円未満
第二八級	五三〇,〇〇〇円	五一五,〇〇〇円以上	五四五,〇〇〇円未満
第二九級	五六〇,〇〇〇円	五四五,〇〇〇円以上	五七五,〇〇〇円未満
第三〇級	五九〇,〇〇〇円	五七五,〇〇〇円以上	六〇五,〇〇〇円未満
第三一級	六二〇,〇〇〇円	六〇五,〇〇〇円以上	

第四十条第二項を次のように改める。

2 短期給付等事務(短期給付の額の算定並びに短期給付、介護納付金及び福祉事業に係る掛金及び負担金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。)に関する前項の規定の適用については、同項の表は、次のとおりとする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額	
第一級	五八,〇〇〇円	六三,〇〇〇円未満	
第二級	六八,〇〇〇円	六三,〇〇〇円以上	七三,〇〇〇円未満
第三級	七八,〇〇〇円	七三,〇〇〇円以上	八三,〇〇〇円未満
第四級	八八,〇〇〇円	八三,〇〇〇円以上	九三,〇〇〇円未満
第五級	九八,〇〇〇円	九三,〇〇〇円以上	一〇一,〇〇〇円未満
第六級	一〇四,〇〇〇円	一〇一,〇〇〇円以上	一〇七,〇〇〇円未満
第七級	一一〇,〇〇〇円	一〇七,〇〇〇円以上	一一四,〇〇〇円未満
第八級	一一八,〇〇〇円	一一四,〇〇〇円以上	一二二,〇〇〇円未満
第九級	一二六,〇〇〇円	一二二,〇〇〇円以上	一三〇,〇〇〇円未満
第一〇級	一三四,〇〇〇円	一三〇,〇〇〇円以上	一三八,〇〇〇円未満
第一一級	一四二,〇〇〇円	一三八,〇〇〇円以上	一四六,〇〇〇円未満

第一二級	一五〇,〇〇〇円	一四六,〇〇〇円以上	一五五,〇〇〇円未満
第一三級	一六〇,〇〇〇円	一五五,〇〇〇円以上	一六五,〇〇〇円未満
第一四級	一七〇,〇〇〇円	一六五,〇〇〇円以上	一七五,〇〇〇円未満
第一五級	一八〇,〇〇〇円	一七五,〇〇〇円以上	一九五,〇〇〇円未満
第一六級	一九〇,〇〇〇円	一九五,〇〇〇円以上	二一〇,〇〇〇円未満
第一七級	二〇〇,〇〇〇円	二一〇,〇〇〇円以上	二二〇,〇〇〇円未満
第一八級	二二〇,〇〇〇円	二二〇,〇〇〇円以上	二三〇,〇〇〇円未満
第一九級	二四〇,〇〇〇円	二三〇,〇〇〇円以上	二五〇,〇〇〇円未満
第二〇級	二六〇,〇〇〇円	二五〇,〇〇〇円以上	二七〇,〇〇〇円未満
第二一級	二八〇,〇〇〇円	二七〇,〇〇〇円以上	二九〇,〇〇〇円未満
第二二級	三〇〇,〇〇〇円	二九〇,〇〇〇円以上	三一〇,〇〇〇円未満
第二三級	三二〇,〇〇〇円	三一〇,〇〇〇円以上	三三〇,〇〇〇円未満
第二四級	三四〇,〇〇〇円	三三〇,〇〇〇円以上	三五〇,〇〇〇円未満
第二五級	三六〇,〇〇〇円	三五〇,〇〇〇円以上	三七〇,〇〇〇円未満
第二六級	三八〇,〇〇〇円	三七〇,〇〇〇円以上	三九五,〇〇〇円未満
第二七級	四一〇,〇〇〇円	三九五,〇〇〇円以上	四二五,〇〇〇円未満
第二八級	四四〇,〇〇〇円	四二五,〇〇〇円以上	四五五,〇〇〇円未満
第二九級	四七〇,〇〇〇円	四五五,〇〇〇円以上	四八五,〇〇〇円未満
第三〇級	五〇〇,〇〇〇円	四八五,〇〇〇円以上	五一五,〇〇〇円未満
第三一級	五三〇,〇〇〇円	五一五,〇〇〇円以上	五四五,〇〇〇円未満
第三二級	五六〇,〇〇〇円	五四五,〇〇〇円以上	五七五,〇〇〇円未満
第三三級	五九〇,〇〇〇円	五七五,〇〇〇円以上	六〇五,〇〇〇円未満
第三四級	六二〇,〇〇〇円	六〇五,〇〇〇円以上	六三五,〇〇〇円未満
第三五級	六五〇,〇〇〇円	六三五,〇〇〇円以上	六六五,〇〇〇円未満
第三六級	六八〇,〇〇〇円	六六五,〇〇〇円以上	六九五,〇〇〇円未満
第三七級	七一〇,〇〇〇円	六九五,〇〇〇円以上	七三〇,〇〇〇円未満
第三八級	七五〇,〇〇〇円	七三〇,〇〇〇円以上	七七〇,〇〇〇円未満
第三九級	七九〇,〇〇〇円	七七〇,〇〇〇円以上	八一〇,〇〇〇円未満
第四〇級	八三〇,〇〇〇円	八一〇,〇〇〇円以上	八五五,〇〇〇円未満

第四一級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円未満	九〇五、〇〇〇円未満
第四二級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上	九五五、〇〇〇円未満
第四三級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四四級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円未満
第四五級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上	一、一五〇、〇〇〇円未満
第四六級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一五〇、〇〇〇円以上	一、一七五、〇〇〇円未満
第四七級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上	一、二三五、〇〇〇円未満
第四八級	一、二七〇、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円以上	一、二九五、〇〇〇円未満
第四九級	一、三三〇、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円以上	一、三五五、〇〇〇円未満
第五〇級	一、三九〇、〇〇〇円	一、三五五、〇〇〇円以上	一、三五五、〇〇〇円以上

第四十条第五項中「十七日」の下に「財務省令で定める者にあつては、十一日。以下この条において同じ。」を加える。

第七十二条第二項に次の二号を加える。

三 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの

四 臨時に使用される職員その他の政令で定める職員

第七十二条に次の一項を加える。

4 第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員がその適用を受ける組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に新たに組合員となつたものとみなす。

第七十九条の三第二項中「第一項」を「同項」に改める。

第八十条第一項中「その者が七十歳に達する日の前日までに」を削り、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 退職年金の受給権を取得した日から起算して十年を経過した日(以下この項において十

年経過日」という。)後にある者が前項の申出をしたときは、十年経過日において、同項の申出があつたものとみなす。

第九十四条第二項中「第百十一条第三項」を「第百十一条第五項」に改める。

第九十九条第一項第一号中「同項に規定する国等」を「国」に改め、同条第三項中「国等」を「国」に改め、同条第四項中「又は独立行政法人造幣局若しくは独立行政法人国立印刷局(第百二条第三項において「国等」という。))」を削る。

第百条第二項ただし書中「にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は地方の組合の組合員の資格を取得したとき、」を「及び」に、「又は組合員保険料」を「及び組合員保険料」に改める。

第百二条第三項中「国等」を「国」に改める。

第百二条の二中「第七十四条」を「第七十四条第一項」に改める。

第百十一条第一項中「この法律に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、退職等年金給付については」を「短期給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から二年間、退職等年金給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から

五年間、退職等年金給付の返還を受ける権利はこれを行使することができる時から」に改め、同条第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項に規定する権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

第百十一条第一項の次に次の一項を加える。

2 退職等年金給付の返還を受ける権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

第百二十四条の三中「同条第三項中若しくは独立行政法人国立印刷局とあるのは、」独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構」と、同条第六項から第八項までの規定を「同条第六項中(「行政執行法人」とあるのは「行政執行法人、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの又は国立大学法人等」と、同条第七項及び第八項)に改める。

第百二十五条中「その運営規則を」あつて職員に準ずるものとして政令に改め、「とする」の下に「ほか、必要と技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第百二十六条第一項中「その運営規則を」あつて職員に準ずるものとして政令に改める。

第百二十六条の二第二項中「の組合員」の下に「のうち地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けるもの」を加える。

附則第十三条の次に次の一条を加える。

(日本国籍を有しない者に対する一時金の支給)

第十三条の二 当分の間、組合員期間が一年以上である日本国籍を有しない者であり、かつ、退職している者第三十九条第一項の規定による退職等年金給付の請求を行った者を除く。であつて、当該組合員期間に係る厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求したものは、一時金の支給を請求することができる。ただし、

その者が公務障害年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるときは、この限りでない。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に一時金を支給する。

3 前項の規定による一時金の額は、退職をした日における給付算定基礎額の二分の一に相当する金額とする。この場合において、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日における当該退職等年金給付」とあるのは「退職をした日における一時金」と、「当該給付事由が生じた日」とあるのは「当該退職をした日」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「同項に規定する退職をした日」とする。

4 第二項の規定による一時金の支給を受けたときは、その額の算定の基礎となつた組合員であつた期間は退職等年金給付に関する規定の適用について組合員期間でなかつたものとみなす、当該期間に係る給付算定基礎額は零とみなす。

5 第二項の規定による一時金について第四十条及び第四十九条の規定を適用する場合には、第四十八条中「退職年金」とあるのは「退職年金若しくは一時金」と、第四十九条中「退職年金及び」とあるのは「退職年金及び一時金並びに」とする。

6 第二項の規定による一時金は、第三十九条第一項、第四十四条第一項、第三項及び第四項、第四十六条第一項、第七十五条の九、第百三条、第百六条並びに第百十五条第一項の規定の適用については、退職等年金給付とみなす。

附則第二十条の二第一項中「その運営規則を」あつて、職員に準ずるものとして政令に改め、同条第四項の表第九十九条第四項の項を削り、同表第百十一条第二項の項中「第百十一条第二項」を「第百十一条第三項」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第七部 厚生労働委員会会議録第十二号 令和二年五月十九日 【参議院】

附則第二十條の六第一項中「当該法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。」を削り、「日本郵政共済組合の運営規則を「政令」に改める。

第十六条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第八十條第二項中「前項の申出の下に「第四項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「の申出の下に「次項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。第五項及び次条第七項において同じ。」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「をした日」と「を」同条第四項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。以下この条において同じ。」があつた日」と「をした日」とする」を「があつた日」とする」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 退職年金の受給権者が、退職年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後に当該退職年金を請求し、かつ、当該請求の際に第一項の申出をしないときは、当該請求

求をした日の五年前の日に同項の申出があつたものとみなす。ただし、その者が退職年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日以後にあるときは、この限りでない。

第八十一條第七項中「あるのは、」を「あるのは」に、「をした日」を「同条第四項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。」があつた日」と、「同条第二項」とあるのは「第七十九條第二項」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)  
第十七條 地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「及び」を「その他の」に改め、「のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者を削り、「もの」の下に「し、臨時に使用される者(二月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないものに限る。第百四十二條第一項及び第百四十四條の三第一項において同じ。）」その他の政令で定める者を含まないもの」とを加える。

第四十三條第一項の表を次のように改める。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	八八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円未満
第四級	一一〇、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円未満
第五級	一一八、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円未満
第六級	一二六、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円未満
第七級	一三四、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円未満
第八級	一四二、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円未満

第九級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第一〇級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第一二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第一三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第一四級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第一五級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満
第一六級	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第一七級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第一八級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第一九級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第二一級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第二二級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二三級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二四級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第二五級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二六級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二七級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第二八級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第二九級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第三〇級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満
第三一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	

2 第四十三條第二項を次のように改める。  
短期給付等事務(短期給付の額の算定並びに短期給付、介護保険法第百五十條第一項に規定する納付金(以下「介護納付金」という。))及び福祉事業に係る掛金及び負担金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。に關する前項の規定の適用については、同項の表は、次のとおりとする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	五八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	七三、〇〇〇円未満

第三一級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第三〇級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第二九級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二八級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二七級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第二六級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二五級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二四級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第二三級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第二二級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第二一級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第二〇級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第一九級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第一八級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満
第一七級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第一六級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第一五級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第一四級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第一三級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第一二級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第一一級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第一〇級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第九級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第八級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第七級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第六級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第五級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第四級	八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上	九三、〇〇〇円未満
第三級	七八、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満

第三二級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第三三級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満
第三四級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満
第三五級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満
第三六級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満
第三七級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上	七三〇、〇〇〇円未満
第三八級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上	七七〇、〇〇〇円未満
第三九級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上	八一〇、〇〇〇円未満
第四〇級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上	八五五、〇〇〇円未満
第四一級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上	九〇五、〇〇〇円未満
第四二級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上	九五五、〇〇〇円未満
第四三級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四四級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円未満
第四五級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上	一、一〇五、〇〇〇円未満
第四六級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一〇五、〇〇〇円以上	一、一五五、〇〇〇円未満
第四七級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上	一、二二五、〇〇〇円未満
第四八級	一、二七〇、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円以上	一、二九五、〇〇〇円未満
第四九級	一、三三〇、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円以上	一、三五五、〇〇〇円未満
第五〇級	一、三九〇、〇〇〇円	一、三五五、〇〇〇円以上	

第四十三条第五項中「十七日」の下に「(総務省令で定める者にあつては、十一日。以下この条において同じ。)」を加える。  
 第七十四条の見出し中「種類」を「種類等」に改め、同条に次の三項を加える。  
 2 長期給付に関する規定は、次の各号のいずれかに該当する職員には適用しない。  
 一 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの  
 二 臨時に使用される職員その他の政令で定める職員  
 3 長期給付に関する規定の適用を受ける組合

員がその適用を受けない組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。  
 4 第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員がその適用を受ける組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に新たに組合員となつたものとみなす。  
 第九十四条第一項中「、その者が七十歳に達する日の前日までに」を削り、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項と

し、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 退職年金の受給権を取得した日から起算して十年を経過した日(以下この項において「十年経過日」という。)後にある者が前項の申出をしたときは、十年経過日において、同項の申出があつたものとみなす。

第百八条第二項中「第百四十四条の二十三第三項」を「第百四十四条の二十三第五項」に改める。

第百十三条第一項中「介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金(以下「介護納付金」という。))を「介護納付金」に、「うち同法を「うち介護保険法」に改める。

第百十四条第二項ただし書中「にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は国の組合の組合員の資格を取得したとき、」を「及び」に、「又は組合員保険料」を「及び組合員保険料」に改める。

第百四十一条第一項中「これらの者で常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。で」を「であつて、職員に準ずるものとして」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条第二項中「これらの者で常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。で」を「であつて、職員に準ずるものとして」に改める。

第百四十一条の二及び第百四十一条の三中「をいう。))のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者(地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱ひを受けた者その他主務省令で定める者を含む。))を「であつて、職員に準ずるものとして主務省令で定めるものをいう。」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第百四十一条の四中「受ける者」の下に「であつて、職員に準ずるものとして主務省令で定めるもの」を加え、「のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者(地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱ひを受けた者その他主務省令で定める者を含む。以下この条において同じ。))及び」以下この条及びを削り、「役職員のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者」を「役職員」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第百四十二条第一項中「者及び」を「者その他の」に改め、「のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する国家公務員に準ずる者」を削り、「国から給与を受けない者で政令で定めるもの以外」のものを「臨時に使用される者その他の政令で定める者」に改め、「第九章の二を除き」を削り、同条第二項中「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第百四十四条の二十三第一項中「この法律に基づき給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、退職等年金給付については」を「短期給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から二年間、退職等年金給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から五年間、退職等年金給付の返還を受ける権利はこれを行つてから」に改め、同条第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項に規定する権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

第百四十四条の二十三第一項の次に次の一項を加える。  
2 退職等年金給付の返還を受ける権利の時効については、その援用を要せず、また、その

利益を放棄することができないものとする。附則第十九条の次に次の一条を加える。(日本国籍を有しない者に対する一時金の支給)

第十九条の二 当分の間、組合員期間が一年以上である日本国籍を有しない者であり、かつ、退職している者(第四十二条第一項の規定による退職等年金給付の請求を行つた者を除く。)であつて、当該組合員期間に係る厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が公務障害年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるときは、この限りでない。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に一時金を支給する。

3 前項の規定による一時金の額は、退職をした日における給付算定基礎額の二分の一に相当する金額とする。この場合において、第七十七条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日における当該退職等年金給付」とあるのは「退職をした日における一時金」と、「当該給付事由が生じた日」とあるのは「当該退職をした日」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「同項に規定する退職をした日」とする。

4 第二項の規定による一時金の支給を受けたときは、その額の算定の基礎となつた組合員であつた期間は退職等年金給付に関する規定の適用について組合員期間でなかつたものとみなし、当該期間に係る給付算定基礎額は零とみなす。

5 第二項の規定による一時金について第五十一条及び第五十二条の規定を適用する場合には、第五十一条中「退職年金」とあるのは「退職年金若しくは一時金」と、第五十二条中「退職年金及び」とあるのは「退職年金及び一時金並びに」とする。

6 第二項の規定による一時金は、第四十二条第一項、第四十七条第一項、第三項及び第四項、第四十九条第一項、第八十五条、第百七条、第百二十条並びに第百四十四条の二十六第一項の規定の適用については、退職等年金給付とみなす。

附則第四十条の三の二中「並びに介護保険法」を「」並びに「介護納付金」に、「国民健康保険法」を「」、国民健康保険法」に、「並びに介護保険法」と、「並びに介護納付金」とあるのは「」を「」並びに「介護納付金」と、「後期高齢者支援金等並びに介護納付金」とあるのは「後期高齢者支援金等」に改める。

第十八条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第九十四条第二項中「前項の申出の下に」第四項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。を「」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「の申出」の下に「次項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。第五項及び次条第七項において同じ。を」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「をした日」とを「(同条第四項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。以下この条において同じ。があつた日」と、「をした日」とを「があつた日」とする」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 退職年金の受給権者が、退職年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日以後に当該退職年金を請求し、かつ、当該請求をした日の五年前の日に同項の申出があつたものとみなす。ただし、その者が退職年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日以後にあるときは、この限りでな

い。第九十五条第七項中「あるのは」を「あるのは」に、「をした日の」を「(同条第四項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。)があつた日」と、「同条第二項」とあるのは「第九十条第二項」に改める。

(私立学校教職員共済法の一部改正)  
 第十九条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項を次のように改める。

2 短期給付等事務(短期給付(第二十条第一項及び第三項に規定する短期給付をいう。以下同じ。)の額の算定並びに短期給付、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)並びに福祉事業に係る掛金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。)に関する前項の規定の適用については、同項の表は、次のとおりとする。

標準報酬月額 等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	五八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	七三、〇〇〇円未満
第三級	七八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円未満
第四級	八八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円未満
第五級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第六級	一〇四、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円未満
第七級	一一〇、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円未満
第八級	一一八、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円未満
第九級	一二六、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円未満
第十級	一三四、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円未満
第十一級	一四二、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円未満
第十二級	一五〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円未満
第十三級	一六〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円未満
第十四級	一七〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円未満
第十五級	一八〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円未満
第十六級	一九〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円未満
第十七級	二〇〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円未満
第十八級	二二〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円未満

第十九級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第二十級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第二十一級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第二十二級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第二十三級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第二十四級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第二十五級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二十六級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二十七級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第二十八級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上	四五〇、〇〇〇円未満
第二十九級	四七〇、〇〇〇円	四五〇、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第三十級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第三十一級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第三十二級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第三十三級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満
第三十四級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満
第三十五級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満
第三十六級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満
第三十七級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上	七三〇、〇〇〇円未満
第三十八級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上	七七〇、〇〇〇円未満
第三十九級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上	八一〇、〇〇〇円未満
第四十級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上	八五五、〇〇〇円未満
第四十一級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上	九〇五、〇〇〇円未満
第四十二級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上	九五五、〇〇〇円未満
第四十三級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四十四級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円未満
第四十五級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上	一、一一五、〇〇〇円未満
第四十六級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上	一、一七五、〇〇〇円未満
第四十七級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上	一、二三五、〇〇〇円未満

第四十八級	一、二七〇、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円未満
第四十九級	一、三三〇、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円以上
第五十級	一、三九〇、〇〇〇円	一、三五五、〇〇〇円未満
		一、三五五、〇〇〇円以上

第二十五条の表以外の部分中「及び第三項」を、「第二項及び第五項」に、「附則第十四条」を「から第十四条まで」に改め、同条の表に次のように加える。

附則第十三条	第四十九条の	私立学校教職員共済法第五条の
の二第五項	第四十九条中	同法第五条中
附則第十三条の二第六項	第七十五条の九、第百三条、第百六条並びに第百十五條第一項	並びに第七十五条の九並びに私立学校教職員共済法第二十四条第三項及び第三十六條並びに同法第三十八條において準用する第百三条第三項及び第百六條

第三十四条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
 2 前項に規定する権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

(確定給付企業年金法の一部改正)  
 第二十条 確定給付企業年金法平成十三年法律第五十号の一部を次のように改正する。  
 目次中「第八十二条の五」を「第八十二条の六」に、「第九十一条の二十八」を「第九十一条の二十九」に、「第九十一条の二十九」を「第九十一条の三十二」を「第九十一条の三十一」第九十一条の三十二に改める。

第四条第一号中「第八十二条の四第一項」を「第八十二条の五第一項」に改める。  
 第三十六条第二項第一号中「六十五歳を七十歳」に改める。  
 第五十六条第三項中「第八十二条の四第一項及び第八十二条の五第一項」を「第八十二条の五第一項及び第八十二条の六第一項」に改める。  
 第八十二条の三第一項中「第九十一条の二十七第一項において同じ。」又は「を」第九十一条の二十八第一項において同じ。」又は「に」第九十一条の二十七第一項において同じ。」の「を」次条第一項及び第九十一条の二十八第一項において

同じ。の二に改め、この条、第九十一条の十八第三項及び第九十一条の二十七において「を」を「を」第九十一条の二十八第四項に改める。  
 第九章中第八十二条の五を第八十二条の六とし、第八十二条の四を第八十二条の五とし、第八十二条の三の次に次の一項を加える。  
 (確定給付企業年金から個人型確定拠出年金への残余財産の移換)  
 第八十二条の四 終了制度加入者等(第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等)をいい、遺族給付金の受給権を有していた者を除く。以下この条において同じ。は、個人型年金加入者の資格を取得したときは、終了した確定給付企業年金の清算人に同項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)の国民年金基金連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があったときは、国民年金基金連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。  
 3 国民年金基金連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第八十九条第

六項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。  
 4 国民年金基金連合会は、第二項の規定により残余財産の移換を受けたときは、その旨を当該終了制度加入者等に通知しなければならない。  
 5 前各項に定めるもののほか、確定給付企業年金から個人型確定拠出年金への残余財産の移換に関し必要な事項は、政令で定める。  
 第九十一条の二第二項中「第九十一条の二十六及び第九十一条の二十七」を「第九十一条の二十七及び第九十一条の二十八」に改める。  
 第九十一条の十八第一項第一号中「次項第一号の下に」及び「第三号」を加え、「第九十一条の二十六第四項並びに第九十一条の二十七第三項」を「第九十一条の二十三第一項及び第二項、第九十一条の二十七第四項並びに第九十一条の二十八第三項」に改め、同条第二項に次の一項を加える。  
 三 確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定により同項に規定する個人別管理資産の移換を受け、第九十一条の二十三第一項の規定により同項に規定する企業型年金加入者であった者又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。  
 第九十一条の十八第三項中「第九十一条の二十六第一項又は第九十一条の二十七第一項」を「第九十一条の二十七第一項又は第九十一条の二十八第一項」に改める。  
 第九十一条の三十一第一項中「第九十一条の二十九第一項第一号」を「第九十一条の三十第一項第一号」に改め、同条第二項中「第九十一条の二十九第一項第二号」を「第九十一条の三十第一項第二号」に改め、第十一章第四節中同条を第九十一条の三十二とする。  
 第九十一条の三十中「及び終了制度加入者等」を「終了制度加入者等及び企業型年金加入者であった者」に改め、同条ただし書中「第九十一

条の二十六第二項若しくは第九十一条の二十七第二項」を「第九十一条の二十七第二項若しくは第九十一条の二十八第二項」に改め、同条を第九十一条の三十一とし、第九十一条の二十九を第九十一条の三十とする。  
 第十一章第三節中第九十一条の二十八を第九十一条の二十九とし、第九十一条の二十七を第九十一条の二十八とする。  
 第九十一条の二十六第一項中「又は第九十一条の二十三第三項」を「第九十一条の二十三第三項又は第九十一条の二十三第一項」に改め、同条を第九十一条の二十七とする。  
 第九十一条の二十五中「に係る措置及び終了制度加入者等」を「終了制度加入者等及び企業型年金加入者であった者」に改め、同条を第九十一条の二十六とする。  
 第九十一条の二十四中「及び第九十一条の二十一第三項」を「第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十三第一項」に改め、同条を第九十一条の二十五とし、第九十一条の二十三を第九十一条の二十四とし、第九十一条の二十二の次に次の一項を加える。  
 (企業型年金加入者であった者に係る措置)  
 第九十一条の二十三 連合会が第九十一条の十八第二項第三号に掲げる業務を行っている場合にあつては、連合会は、確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定により同項に規定する個人別管理資産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、同条第一項に規定する企業型年金加入者であった者(以下「企業型年金加入者であった者」という。又はその遺族に対し、老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うものとする。)

2 連合会は、前項の規定により老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該企業型年金加入者であった者又はその遺族に通知しなければならない。  
 3 第九十一条の十九第六項の規定は、前項の

第九十一条の十九第六項の規定は、前項の

規定による通知について準用する。

第百八十八条第一項中「第九十一条の三十一第三項を」第九十一条の三十二第三項に改め、「忌避したの下に」場合には、当該違反行為をした」を加える。

第百九十条第一号中「第九十一条の三十一第三項を」第九十一条の三十二第三項に改める。  
第百九十二条第二号中「又は第九十一条の二十第五項」を「第九十一条の二十第五項」に改め、「含む。」の下に「又は第九十一条の二十三第二項」を加え、同条第三号中「及び第九十一条の二十二第八項」を「第九十一条の二十二第八項及び第九十一条の二十三第三項」に改める。  
(確定拠出年金法の一部改正)

第二十一条 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。  
第三条第五項第二号中「百人」を「三百人」に改める。

第六条第一項中「定める変更」を「定める軽微な変更」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三条第三項第五号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項の変更については、この限りでない。

第三十四条(自出しを含む。)中「七十歳」を「七十五歳」に改める。

第三十七条第一項中「七十歳」を「七十五歳」に改め、同条第二項中「七十歳」を「七十五歳」に、「すべて」を「全て」に改める。

第四十八条の三中「前条」の下に「第七十三条において準用する場合を含む。」を加える。

第五十五条第二項第四号の二中「百人」を「三百人」に改める。

第七十三条中「の規定は連合会を」及び第四十八条の二(資料提供等業務に係る部分)に限る。以下この条において同じ。の規定は連合会に改め、「第二十二條」の下に「及び第四十八條の二」を加え、「の規定に必要技術的読替えを」及び第四十八條の二の規定に必要技術的読替えに改める。

第八十九条第一項第三号中「及び住所」を削る。

附則第三条第一項第三号中「一月以上三年以下」を「政令で定める期間内」に改める。

第二十二条 確定拠出年金法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条の六」を「第五十四条の七」に改める。

第二条第六項中「厚生年金保険の被保険者」とは、六十歳未満の厚生年金保険の被保険者でない」を削る。

第三条第一項中「企業型年金に係る規約において第三項第六号の二に掲げる事項を定める場合にあっては、六十歳に達した日の前日において当該厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者であった者で六十歳に達した日以後引き続き第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者であるもの(当該規約において定める六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達していない者に限る。)のうち政令で定める者を含む。以下この項を「第九條第二項第二号に該当する者を除く。以下この項及び第二項、次条第三項(第五條第四項、第六條第二項及び第四十六條第三項において準用する場合を含む。)及び第四項、第五條第二項(第六條第二項において準用する場合を含む。)並びに第四十六條第一項」に改め、同条第三項第一号中「第五十四條の五」を「第五十四條の六」に改め、同項第六号中「次号に掲げる事項を定める場合にあっては、第九條第一項ただし書の規定により企業型年金加入者となる者を含む。同項を除き、以下同じ。」を削り、同項第六号の二を削る。

第四条第一項第二号の二を削る。

第九条第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入者としてしない。

一 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて企業型年金規約で一定の資格を定めた場合における当該資格を有しない者

二 企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者(第十一条中「とき」の下に「第五号に該当するに至ったとき(厚生労働省令で定める場合に限る。)」を加え、同条第六号のように改める。

六 企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者となったとき。

第十五条第一項第一号中「企業型年金規約において六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められている企業型年金の」を削り、「第十一條第二号を「第十一條各号(第一号及び第三号を除く。)」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第三十三条第一項中「あつた者」の下に「当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権者又は他の企業型年金の企業型年金加入者を除く。以下この項において同じ。」を加え、「(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権者を除く。)」を削り、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、企業型年金加入者であつた者であつて六十歳以上七十五歳未満のものは、通算加入者等期間を有しない場合であっても、企業型年金加入者となつた日その他の厚生労働省令で定める日から起算して五年を経過した日から企業型記録関連連運管理機関等に老齢給付金の支給を請求することができる。

第三十四条中「企業型年金加入者」の下に「又は企業型年金加入者」を加える。

第五十四条の六中「資産管理運用機関等」の下に「企業年金連合会」を加え、第二章第八節中同条を第五十四条の七とし、第五十四条の五を

第五十四条の六とし、第五十四条の四の次に次の一条を加える。

(企業型年金加入者であつた者の個人別管理資産の移換)

第五十四条の五 企業型年金の企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、第十五條第一項第一号に規定する企業型年金運用指図書を除く)は、企業年金連合会の規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関からその個人別管理資産の移換を受けることができ、当該個人別管理資産の移換を申し出ることができる。

2 企業型年金の資産管理機関は、前項の規定による申出があつたときは、企業年金連合会に当該申出をした者の個人別管理資産を移換するものとする。

第六十二条第一項第二号中「六十歳未満の厚生年金保険の被保険者」を「国民年金法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者」に、「(第三項第七号を「第四項第六号」に改め、同項に次の一号を加える。

四 国民年金法附則第五條第一項の規定による被保険者(同項第一号に掲げる者を除く。)

第六十二条第四項中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第五号」を「第四号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

七 個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者となつたとき。

八 第二項第二号に掲げる者となつたとき。

第六十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え



確定拠出年金法第五十四  
条の五及び第五十四条の  
七

企業年金連合会

存続連合会

附則第四十条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 附則第三十八條第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四條の五第二項の規定により同項に規定する個人別管理資産の移換を受け、附則第四十九條の二第一項の規定により同項に規定する企業型年金加入者であった者又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

附則第四十条第八項中「確定拠出年金法第四十八條の二」の下に「(同法第七十三條において準用する場合を含む。)」を加え、「同法」を「同法第四十八條の二」に改める。

附則第四十一條第二号中「第六号」を「第七号」に改める。

附則第四十九條の次に次の一条を加える。  
(企業型年金加入者であった者に係る措置)  
第四十九條の二 存続連合会が附則第四十条第二項第六号に掲げる業務を行っている場合にあっては、存続連合会は、附則第三十八條第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四條の五第二項の規定により同項に規定する個人別管理資産の移換を受け、附則第四十九條の二第一項の規定により同項に規定する企業型年金加入者であった者(以下「企業型年金加入者であった者」という。)又はその遺族に対し、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

2 存続連合会は、前項の規定により存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこととなったときは、その旨を当該企業型年金加入者であった者又はその遺族に

第七部 厚生労働委員会会議録第十二号 令和二年五月十九日【参議院】

通知しなければならない。

3 附則第四十六條第六項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

附則第五十一條中「及び第四十八條第三項」を「、第四十八條第三項及び第四十九條の二第一項」に改める。

附則第五十二條中「に係る措置及び解散基金加入員等に係る措置並びに確定給付企業年金中途脱退者に係る措置及び改正後確定給付企業年金中途脱退者、改正後確定給付企業年金加入者」に「に係る措置に」を「及び企業型年金加入者であった者に係る措置に」に改める。

附則第五十七條第一項及び第四項、第五十八條第一項ただし書及び第四項並びに第五十九條第一項ただし書及び第三項中「若しくは第四十七條第三項」を「、第四十七條第三項若しくは第四十九條の二第一項」に改める。

附則第七十一條第二項中「及び改正後確定給付企業年金法」を「、改正後確定給付企業年金法」に改め、「終了制度加入者等」の下に「及び企業型年金加入者であった者」を加える。

附則第八十二條中「改正後厚生年金保険法の」を「厚生年金保険法の」に、「みなして、改正後厚生年金保険法を」みなして、同法に、「第九十二條第一項、第二項及び第四項」に改める。

附則第九十三條第二号中「第四十九條第七項において準用する場合を含む。」の下に、「附則第四十九條の二第二項を加え、又は附則第六十一條第三項を」を、「附則第六十一條第三項」に改め、「第六十一條第七項」の下に、「附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第

九十一條の二第五項又は附則第六十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の三第五項(附則第六十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の四第四項及び附則第六十三條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の五第七項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「及び第四十九條第八項を」を「、第四十九條第八項及び第四十九條の二第三項」に、「又は附則第六十一條第三項」を「附則第六十一條第三項」に改め、「第六十一條第八項において準用する改正前厚生年金保険法第六十條第七項」の下に「又は附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の二第六項(附則第六十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の三第六項、附則第六十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の四第五項及び附則第六十三條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の五第八項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十五条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。  
附則第五條第二項の表改正前厚生年金保険法第三十一條第二項の項を次のように改める。

改正前厚生年金保険法第百三十一條第二項	申出をした者に 十一條第二項	申出をした者に 十一條第二項	申出(令和二年改正法第五條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四條の三第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。以下この項において同じ。)をした者に
改正前厚生年金保険法第百三十二條第四項及び第百三十三條	申出	申出	申出(令和二年改正法第五條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四條の三第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。)
改正前厚生年金保険法第百三十三條の二第二項	申出	申出	申出(令和二年改正法第五條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四條の三第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。)

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)  
第二十六条 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「六十歳」を「六十五歳」に改める。  
第十三条第二号ただし書中「又は第三号」を削り、同条第五号中「六十歳」を「六十五歳」に改める。

第二十条第二項を削る。  
第二十二條中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第二十八条中「農業者老齢年金は」を削り、「者が六十五歳に達したときに、その者に支給する」を「六十五歳以上の者は、基金に農業者老齢年金の支給の請求をすることができる」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 前項の請求があつたときは、その請求があつた日から、その者に農業者老齢年金を支給する。

第二十八条の次に次の一条を加える。  
(七十五歳到達時の支給)  
第二十八条の二 保険料納付済期間を有する者が前条の規定により農業者老齢年金の支給の請求をすることなく七十五歳に達したときは、基金は、その者に農業者老齢年金を支給する。

第三十一条第一項中「特例付加年金は」を削り、「が次の各号のいずれかに該当するとき、その者に支給する」を「であつて次の各号のいずれにも該当するものは、基金に特例付加年金の支給の請求をすることができる」に改め、同項第一号中「者であつて農業を営む者でなくなつたもの(所有権に基づいてその農業に供していた農地(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地(同法第四十三條第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む)をいう。以下同じ。の全てについて所有権を移転した者その他

の政令で定める者に限る。)が、六十五歳に達したときを「こと」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 農業を営む者でないもの(所有権に基づいてその農業に供していた農地(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地(同法第四十三條第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む)をいう。以下同じ。の全てについて所有権を移転した者その他)の政令で定める者に限る。)であること。  
第三十一条第一項に次の一号を加える。  
三 六十五歳以上であること。  
第三十一条第二項中「又は第二号」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項の請求があつたときは、その請求があつた日から、その者に特例付加年金を支給する。  
第三十六条第二項中「第二十二條第三項」を「第二十二條第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。  
第四十五条第一項中「農業者年金の被保険者」の下に「(六十歳未満の者に限る。以下この条において同じ。)」を加える。

附則第二条第一項中「者であつて」を削り、「であるもの」を「(者(農業者年金の被保険者でない者に限る。))に改め、「当分の間」の下に「第二十八條第一項の規定にかかわらず」を加え、同条第二項中「第二十八條の規定にかかわらず」を削り、同条の次に次の一条を加える。  
(農業者老齢年金の特例)  
第二条の二 第十一条の規定は、当分の間、前条第二項の規定による農業者老齢年金の受給権者については、適用しない。

附則第三条第一項中「者であつて次の各号のいずれにも該当するものうち」を削り、「である者」を「の者であつて次の各号のいずれにも

該当するもの(農業者年金の被保険者でない者に限る。))に改め、「当分の間」の下に「第三十一条第一項の規定にかかわらず」を加え、同項ただし書中「第三十一条第一項ただし書を「同項ただし書」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「附則第二条第一項」に改め、同条第三項中「第三十一条第一項の規定にかかわらず」を削り、同条第四項中「前項」とあるのは「前項」とあるのは「に改め、「同項第一号又は第二号」とあるのは「同項第一号」とを削る。  
(労働者災害補償保険法の一部改正)  
第二十七条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。  
第十二条の五第二項ただし書を削る。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)  
第二十八条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第三十条」を「第二十九條」に、「第三十一条」第三十三條」を「第三十條」第三十二條」に改める。  
第三條第二項を削る。  
第五條中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。  
第十二條第一項中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、同条第五項中「第三十三條第三号」を「第三十二條第三号」に改める。

第十四條第一項中「第六号、第十二号及び第十三号」を「及び第六号」に改める。  
第十五條第四号及び第五号を削る。  
第十六條第二項中「同条第四号に掲げる業務に係る勘定及び同条第五号に掲げる業務に係る勘定」を削る。  
第十七條第一項及び第二十條中「第六号及び第十二号」を「及び第六号」に改める。  
第二十四條第一項中若しくは医療を「又は医療」に改め、「又は厚生年金等受給権者若し

くは労災年金受給権者の生活の安定に資するため」を削り、「第六号、第十二号及び第十三号」を「及び第六号」に改める。  
第二十五條第一項中「第三十二條」を「第三十一条」に改める。  
第二十九條を削り、第三十條を第二十九條とする。  
第五章中第三十一条を第三十條とし、第三十二条を第三十一条とし、第三十三條を第三十二条とする。  
附則第五條の二第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
2 機構は、第十二條第一項及び前項に規定する業務のほか、次の各号に掲げる期間において、当該各号に定める業務を行う。  
一 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第九号。以下「令和二年改正法」という。)  
第二十八條の規定による改正前の第十二條第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権の回収が終了するまでの期間 当該債権の管理及び回収の業務  
二 令和二年改正法第二十八條の規定による改正前の第十二條第一項第十三号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権の回収が終了するまでの期間 当該債権の管理及び回収の業務

附則第五條の二第四項を次のように改める。  
4 機構は、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第四條第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び独立行政法人労働者健康安全機構法(平成十四年法律第七十一号)附則第二条第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額により資本金を増加するものとする。  
附則第五條の二第五項中「及び第二項に規定する」を「に規定する業務及びこれに附帯する」に、「並びに第三項に規定する業務(以下この条

において「承継教育資金貸付けあつせん業務」を「第二項第一号に定める業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「年金担保債権管理回収業務」という。）並びに同項第二号に定める業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「労災年金担保債権管理回収業務」に、「及び「承継教育資金貸付けあつせん勘定」を、「年金担保債権管理回収勘定」及び「労災年金担保債権管理回収勘定」に改め、同条第十八項中「及び承継教育資金貸付けあつせん業務」を、「年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務」に、「第三十三条第二号」を第三十二条第二号に、「第十二条第一項第十二号に掲げる」を「第十二条第一項に規定する」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十七項中「から第三項まで」を「及び第三項」に改め、「及び承継教育資金貸付けあつせん業務」を削り、「第六項又は第七項」を「第八項又は第九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同項の次に次の三項を加える。

22 第二項第一号及び第三項の規定により機構が年金担保債権管理回収業務を行う場合には、令和二年改正法附則第八十六条の規定による改正後の特別会計に関する法律第一百一十一条第六項第一号へ中「第十六条第二項」とあるのは、「第十六条第二項及び独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」とする。

23 第二項第二号及び第三項の規定により機構が労災年金担保債権管理回収業務を行う場合には、令和二年改正法附則第八十六条の規定による改正後の特別会計に関する法律第九十九条第一項第一号ホ中「第十四条第三項及び」とあるのは「第十四条第三項」と、「の規定

とあるのは「及び独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項の規定」とする。

24 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第三条から第九号までの規定は、第一項に規定する業務及び第二項各号に定める業務を行う場合について準用する。

附則第五条の二第十六項中「から第三項まで」を「及び第三項」に改め、「及び承継教育資金貸付けあつせん業務」を削り、「第六項又は第七項」を「第八項又は第九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項中「から第三項まで」を「及び第三項」に改め、「及び承継教育資金貸付けあつせん業務」を削り、「第六項又は第七項」を「第八項又は第九項」に、「納付金は」を「納付金は、」に改め、「し、同条第六項第一号へ中「独立行政法人福祉医療機構法第十六条第二項」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第十三項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」と、同法百二十四条第九項中「第十六条第二項」とあるのは「附則第五条の二第十三項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」とを削り、同項を同条第十九項とし、同条第十四項中「から第三項まで」を「及び第三項」に改め、「及び承継教育資金貸付けあつせん業務」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第十三項中「及び承継教育資金貸付けあつせん業務」を、「年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務」に改め、同項の表第五項第二項の項を削り、同表第十四条第一項の項中「規定する業務」の下に「及び同条第二項各号に定める業務」を加え、同項の次に次のように加える。

第十四条第二項	金融機関	金融機関その他政令で定める法人
前項		前項（附則第五条の二第十七項の規定によ

附則第五条の二第十三項の表第十四条第三項の項を次のように改める。	第一項	第一項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十四条第三項	金融機関	金融機関その他政令で定める法人

附則第五条の二第十三項の表第十六条第二項の項の次に次のように加える。	勘定	勘定並びに附則第五条の二第五項に規定する年金担保債権管理回収勘定及び労災年金担保債権管理回収勘定
第十六条第二項	前項	前項（同条第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）
同項	前項	前項

附則第五条の二第十三項の表第十六条第二項の項の次に次のように加える。	前二項	前二項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する前条の規定を適用する場合を含む。）
第十七条第一項	業務	業務並びに附則第五条の二第二項第一号に定める業務
第十七条第二項及び第三項	前項	前項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条第六項	前各項	前各項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する第一項から第三項までの規定を適用する場合を含む。）
第二十条	業務	業務並びに附則第五条の二第二項第一号に定める業務
第二十一条第一項	前二条	前二条（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する前条の規定を適用する場合を含む。）
第二十一条第二項	前項	前項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第十四条第一項	第十四条第一項(附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
金融機関	金融機関その他政令で定める法人
同条第二項及び第三項	第十四条第二項及び第三項(附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

附則第五条の二第十三項の表第二十四条第一項の項を次のように改める。

第二十四条第一項	又は医療 図るため	若しくは医療 図るため、又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)若しくは国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく年金たる給付(厚生年金保険法に基づく年金たる給付(厚生年金保険法に基づく年金たる給付)にあっては、政府が支給するものに限る。)の受給権者若しくは労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づく年金たる給付の受給権者の生活の安定に資するため
掲げる業務	掲げる業務並びに附則第五条の二第二項に規定する業務及び同条第二項各号に定める業務	

附則第五条の二第十三項の表第二十四条第一項の項の次に次のように加える。

第二十四条第二項	前項	前項(附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
----------	----	--------------------------------------

附則第五条の二第十三項の表第二十五条第一項及び第二十七条第一号の項、第二十九条の項及び第三十二条の項を次のように改める。

第二十五条第一項	第十四条第一項	第十四条第一項(附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
金融機関(第二十一条第二項)	金融機関その他政令で定める法人(第二十一条第二項(附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))	
金融機関を	金融機関その他政令で定める法人を	
第三十一条	第三十一条(附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	

第二十五条第二項	前項	前項(附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第二十五条第三項	第一項	第一項(附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

附則第五条の二第十三項の表に次のように加える。

第二十七条第一号	第十四条第一項	第十四条第一項(附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第二十七条第三号	第十六条第一項	第十六条第一項(附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第三十一条	第二十五条第一項	第二十五条第一項(附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)
同項	同項	第二十五条第一項

附則第五条の二第十三項を同条第十七項とし、同条第十二項中「前項」を「第十三項」に、「又は承継教育資金貸付けあっせん勘定を」を「又は承継教育資金貸付けあっせん勘定を」に、「又は前項の規定により労災年金担保債権管理回収勘定を」に、「承継教育資金貸付けあっせん勘定を」に、「労災年金担保債権管理回収勘定を」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十一項中「又は承継教育資金貸付けあっせん業務」を削り、「ときは、それぞれを」と改め、「に改め、又は承継教育資金貸付けあっせん勘定を削り、「それぞれのを」を「に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

14 機構は、年金担保債権管理回収業務を終えたときは、年金担保債権管理回収勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際年金担保債権管理回収勘定に属する資産及び負債を年金特別会計に帰属させるものとする。ただし、令和二年改正法第二十八条の規定による改正前の第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを受けていた者が死亡し、その相続人から担保に供された厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)又は国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく年金たる給付の支払を受けた金銭をもって当該担保に係る貸付金の弁済に充当した後の残余の金銭の支払の請求があった場合におけるその支払に係る資産及び負債は、政令で定めるところにより、承継債権管理回収勘定に帰属させるものとする。

る。  
15 機構は、労災年金担保債権管理回収業務を終えたときは、労災年金担保債権管理回収勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際労災年金担保債権管理回収勘定に属する資産及び負債を労働保険特別会計に帰属させるものとする。  
附則第五条の第二十項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 機構は、令和二年改正法第二十八条の規定の施行の際同条の規定による改正前の第十五条第四号に掲げる業務に係る勘定に属する資産及び負債を年金担保債権管理回収勘定に帰属させるものとする。  
7 機構は、令和二年改正法第二十八条の規定の施行の際同条の規定による改正前の第十五条第五号に掲げる業務に係る勘定に属する資産及び負債を労災年金担保債権管理回収勘定に帰属させるものとする。  
附則第五条の第三十三項中「第三十三号」を「第三十二号第二号」に改める。  
附則第五条の五第一項中「及び第二項並びに」を「から第三項まで及び」に改め、同条第三項中「第三十三号第二号」を「第三十二号第二号」に改める。

(健康保険法の一部改正)  
第二十九条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項第二号中「所定の」を「定めた」に改め、同号口中「者」の下に「であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの」を加え、同項第九号中「二」を「八」に改め、同号中口を削り、八を口とし、二を八とし、同条第三項第一号ト中「とさつ」を「と殺」に改め、同号に次のように加える。

レ 弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業  
第三条第八項第一号中「所定の」を「定めた」に改め、同号口中「者」の下に「であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの」を加える。  
附則第五条の四及び第五条の六中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。  
附則第五条の七中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

(施行期日)  
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中国民法法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第百条の三の改正規定、同法第百条の十第一項の改正規定(同項第十号の改正規定を除く。)及び同法附則第二十三条の二第一項の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中国民法法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。次号及

び附則第四十二号から第四十五号までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第二十条及び第六十四号の改正規定、附則第五十五号中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第二十三条第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七条の規定 公布の日  
二 第四条中厚生年金保険法第二十七条、第百条、第百二条及び第百三条並びに附則第四条の五第一項の改正規定並びに附則第四十二条中昭和六十年国民年金等改正法附則第四十六条の改正規定 公布の日から起算して二十日を経過した日  
三 第二十一条中確定拠出年金法第三条第五項第二号、第六条第一項及び第五十五条第二項第四号の二の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日  
四 第十四条及び附則第十三条の規定 令和三年三月一日  
五 第一条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第四条中厚生年金保険法附則第二十九条第四項の改正規定、第七条の規定、第二十一条中政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項第二号の改正規定、第十五条中国国家公務員共済組合法第九十九条、第百二条第三項及び第百二十四条の三の改正規定並びに同法附則第二十条の二第四項の改正規定(同項の表第百十一条第二項の項の改正規定を除く。)、第二十一条中確定拠出年金法附則第三条第一項第三号の改正規定、附則第三条

から第五条まで、第十条、第二十八条、第四十六条及び第四十七条の規定、附則第四十九条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。第九号及び附則第四十九条において「平成八年厚生年金等改正法」という。)附則第五十四条の改正規定並びに附則第五十五条中平成二十四年一元化法附則第四十九号第四号の改正規定 令和三年四月一日  
六 第二条中国民法法第三十六条の三第一項及び第三十六条の四の改正規定、第十二条中特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条及び第十条第一項の改正規定並びに第十三条中年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二条第一項、第十三条、第十五条第一項及び第二十条第一項の改正規定 令和三年八月一日  
七 第二十条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第二十二号の規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八条第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項及び改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項の改正規定を除く。)、同法附則第四十条第二項及び第四十一条第二号の改正規定、同法附則第四十九号の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第五十一条、第五十二条、第五十七条から第五十九条まで、第七十一条第二項及び第九十三条の改正規定、第二十六条中独立行政法人農業者年金基金法第十一条、第十三条及び第四十五条第一項の改正規定、同法附則第二条第一項の改正規定(当分の間)の下に、「第二十八条第一項の規定にかかわらず」を加える部分を除く。)、同条の次に一条を加える改正規定、同

から第五条まで、第十条、第二十八条、第四十六条及び第四十七条の規定、附則第四十九条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。第九号及び附則第四十九条において「平成八年厚生年金等改正法」という。)附則第五十四条の改正規定並びに附則第五十五条中平成二十四年一元化法附則第四十九号第四号の改正規定 令和三年四月一日  
六 第二条中国民法法第三十六条の三第一項及び第三十六条の四の改正規定、第十二条中特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条及び第十条第一項の改正規定並びに第十三条中年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二条第一項、第十三条、第十五条第一項及び第二十条第一項の改正規定 令和三年八月一日  
七 第二十条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第二十二号の規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八条第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項及び改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項の改正規定を除く。)、同法附則第四十条第二項及び第四十一条第二号の改正規定、同法附則第四十九号の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第五十一条、第五十二条、第五十七条から第五十九条まで、第七十一条第二項及び第九十三条の改正規定、第二十六条中独立行政法人農業者年金基金法第十一条、第十三条及び第四十五条第一項の改正規定、同法附則第二条第一項の改正規定(当分の間)の下に、「第二十八条第一項の規定にかかわらず」を加える部分を除く。)、同条の次に一条を加える改正規定、同

から第五条まで、第十条、第二十八条、第四十六条及び第四十七条の規定、附則第四十九条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。第九号及び附則第四十九条において「平成八年厚生年金等改正法」という。)附則第五十四条の改正規定並びに附則第五十五条中平成二十四年一元化法附則第四十九号第四号の改正規定 令和三年四月一日  
六 第二条中国民法法第三十六条の三第一項及び第三十六条の四の改正規定、第十二条中特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条及び第十条第一項の改正規定並びに第十三条中年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二条第一項、第十三条、第十五条第一項及び第二十条第一項の改正規定 令和三年八月一日  
七 第二十条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第二十二号の規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八条第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項及び改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項の改正規定を除く。)、同法附則第四十条第二項及び第四十一条第二号の改正規定、同法附則第四十九号の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第五十一条、第五十二条、第五十七条から第五十九条まで、第七十一条第二項及び第九十三条の改正規定、第二十六条中独立行政法人農業者年金基金法第十一条、第十三条及び第四十五条第一項の改正規定、同法附則第二条第一項の改正規定(当分の間)の下に、「第二十八条第一項の規定にかかわらず」を加える部分を除く。)、同条の次に一条を加える改正規定、同

から第五条まで、第十条、第二十八条、第四十六条及び第四十七条の規定、附則第四十九条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。第九号及び附則第四十九条において「平成八年厚生年金等改正法」という。)附則第五十四条の改正規定並びに附則第五十五条中平成二十四年一元化法附則第四十九号第四号の改正規定 令和三年四月一日  
六 第二条中国民法法第三十六条の三第一項及び第三十六条の四の改正規定、第十二条中特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条及び第十条第一項の改正規定並びに第十三条中年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二条第一項、第十三条、第十五条第一項及び第二十条第一項の改正規定 令和三年八月一日  
七 第二十条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第二十二号の規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八条第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項及び改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項の改正規定を除く。)、同法附則第四十条第二項及び第四十一条第二号の改正規定、同法附則第四十九号の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第五十一条、第五十二条、第五十七条から第五十九条まで、第七十一条第二項及び第九十三条の改正規定、第二十六条中独立行政法人農業者年金基金法第十一条、第十三条及び第四十五条第一項の改正規定、同法附則第二条第一項の改正規定(当分の間)の下に、「第二十八条第一項の規定にかかわらず」を加える部分を除く。)、同条の次に一条を加える改正規定、同

法附則第三条第一項の改正規定(「当分の間」の下に「第三十一条第一項の規定にかかわらず」を加える部分及び「第三十一条第一項ただし書」を「同項ただし書」に改める部分を除く。並びに同条第二項の改正規定、附則第二十六條、第二十九條から第三十三條まで及び第八十九條から第九十一條までの規定並びに附則第九十二條中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の七十七の四の項の改正規定 令和四年五月一日

八 第四条中厚生年金保険法第六條第一項第一号及び第十二條並びに附則第四條の二の改正規定、第九條の規定、第十五條中国国家公務員共済組合法第二条第一項第一号、第四十條、第七十二條、第二百二條の二及び第二百二十五條から第二百二十六條の二まで並びに附則第二十二條の二第一項及び第二十二條の六第一項の改正規定、第十七條中地方公務員等共済組合法第二条第一項第一号、第四十三條、第七十四條、第一百十三條第一項及び第四百四十一條から第四百四十二條まで並びに附則第四十條の三の二の改正規定、第十九條中私立学校教職員共済法第二十二條第二項の改正規定、第二十三條の規定、第二十九條の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)並びに次条第三項並びに附則第十四條、第十九條及び第二十四條の規定 令和四年十月一日

九 第三條、第五條、第十六條、第十八條及び第二十五條並びに附則第七條、第十一條、第十八條、第二十三條、第四十三條及び第四十五條の規定、附則第四十九條中平成八年厚生年金等改正法附則第三十三條の二の改正規定並びに附則第五十條、第五十二條及び第五十四條の規定 令和五年四月一日  
十 附則第九十六條の規定 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)附則第一條第五号に定める日

十一 第十條の規定 令和六年十月一日  
(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百二十二号)第六條第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項(次項に定める事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第四條の三第一項に規定する財政の現況及び見通し、厚生年金保険法第二條の四第一項に規定する財政の現況及び見通し等を踏まえ、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、前条第八号に掲げる規定の施行後五年を目途として、当該規定による改正後の確定拠出年金法の施行の状況等を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(寡婦年金に関する経過措置)  
第三条 第一条の規定による改正後の国民年金法第四十九條第一項の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(以下「第五号施行日」という。)以後に死亡した同項に規定する夫について適用し、第五号施行日前に死亡した第一条の規定による改正前の国民年金法第四十九條第一項に規定する夫に係る寡婦年金の支給要件については、なお従前の例による。  
(国民年金保険料の免除に関する経過措置)  
第四条 第一条の規定による改正後の国民年金法第九十條から第九十條の三までの規定、第七條

の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九條の規定及び第十一條の規定による改正後の政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四條の規定は、令和三年における国民年金法第九十條第一項第一号、国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九條第二項第一号及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四條第一項第一号の厚生労働省令で定める月の翌月以後の期間に係る国民年金法第八十七條第一項に規定する保険料について適用する。  
(国民年金法による脱退一時金の額に関する経過措置)

第五条 国民年金法第五條第一項に規定する保険料納付済期間(同法第七條第一項第一号に規定する第一号被保険者に係るものに限る。)、同法第五條第四項に規定する保険料四分の三免除期間、同法第五項に規定する保険料半額免除期間及び同法第六項に規定する保険料四分の一免除期間が令和三年四月前までの期間である場合における同法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

(老齢基礎年金の支給の繰下げに関する経過措置)  
第六条 第二条の規定による改正後の国民年金法第二十八條の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、七十歳に達していない者について適用する。

(七十歳に達した日後の老齢基礎年金の請求に関する経過措置)  
第七条 第三条の規定による改正後の国民年金法第二十八條の規定は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日(以下「第九号施行日」という。)の前日において、七十一歳に達していない者について適用する。  
(老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置)  
第八条 第四条の規定による改正後の厚生年金保

険法第四十四條の三の規定は、施行日の前日において、老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。  
(改正後の厚生年金保険法における時効に関する経過措置)

第九条 第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第九十二條第一項(保険給付の返還を受ける権利に係る部分に限る。及び第二項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利及び同項に規定する権利について適用する。  
(厚生年金保険法による脱退一時金の額に関する経過措置)

第十条 被保険者期間が令和三年四月前までの期間である場合における厚生年金保険法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。  
(受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の老齢厚生年金の請求に関する経過措置)

第十一条 第五條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四條の三の規定は、第九号施行日の前日において、老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)  
第十二條 次の各号に掲げる者が、令和二年八月一日(以下この条において「起算日」という。)から起算して六月を経過する日までの間に年金生活者支援給付金の支給に関する法律第五條、第十二條、第十七條又は第二十二條の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する年金生活者支援給付金(同法第二十五條第一項に規定する年金生活者支援給付金をいう。以下この条において同じ。)の支給は、同法第六條第一項(同法第十四條、第十九條及び第二十四條において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該各号に定める月から始める。

一 起算日において年金生活者支援助給付金の支給要件に該当している者(起算日において当該支給要件に該当するに至った者を除く。)  
令和二年八月

二 起算日から令和二年十二月三十一日までの間に年金生活者支援助給付金の支給要件に該当するに至った者。その者が当該認定の請求に係る年金生活者支援助給付金の支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)  
第十三条 次の各号に掲げる者が、令和三年六月三十日までの間に児童扶養手当法第六条の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童扶養手当の支給は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める月から始める。

一 令和三年三月一日において現に児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給要件に該当している者(同日において当該支給要件に該当するに至った者を除く。)であつて第十四条の規定による改正後の児童扶養手当法第十三条の二第二項第一号に規定する障害基礎年金等(次号において「障害基礎年金等」という。)を受けているもの 同月

二 令和三年三月一日から同年六月三十日まで間に児童扶養手当の支給要件に該当するに至った者であつて障害基礎年金等を受けているもの。その者が当該認定の請求に係る児童扶養手当の支給要件に該当するに至った日又は障害基礎年金等の受給権を有するに至った日のいずれか遅い日の属する月の翌月

2 前項第一号に掲げる者に対する児童扶養手当の支給に関し、児童扶養手当法第十三条の三の規定を適用する場合には、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日」とあるのは、「令和三年三月一日」とする。

3 令和三年二月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

(改正後の国家公務員共済組合法における標準報酬に関する経過措置)  
第十四条 附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日(以下「第八号施行日」という。)前に国家公務員共済組合の組合員の資格を取得して、第八号施行日まで引き続きその資格を有する者(国家公務員共済組合法第二百六十六条の五第二項に規定する任意継続組合員及び令和四年十月から標準報酬を改定されるべき者を除く。)のうち、同年九月の標準報酬の月額が九万八千円であるもの(当該標準報酬の月額となった報酬の月額が九万三千円以上であるものを除く。)の標準報酬は、当該標準報酬の月額となった報酬月額を第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第四十条第一項及び第二項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、第八号施行日において改定するものとする。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、令和四年十月から令和五年八月までの各月の標準報酬とする。

(改正後の国家公務員共済組合法における退職年金の支給の繰下げに関する経過措置)  
第十五条 第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第八十条の規定は、施行日の前日において、七十歳に達していない者について適用する。

(改正後の国家公務員共済組合法における時効に関する経過措置)  
第十六条 第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第一百一十一条第一項(退職等年金給付の返還を受ける権利に係る部分に限る。)、第二項及び第四項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利及び同項に規定する権利について適用する。

(改正後の国家公務員共済組合法における日本国籍を有しない者に対する一時金の支給に関する経過措置)  
第十七条 第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第九十条の規定は、施行日の前日において、七十歳に達していない者について適用する。

務員共済組合法附則第十三条の二の規定は、施行日前に厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求した者が、施行日以後に第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十三条の二第二項の規定による一時金の支給を請求した場合についても、適用する。

(受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の国家公務員共済組合法による退職年金の請求に関する経過措置)  
第十八条 第十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第八十条の規定は、第九号施行日の前日において、七十一歳に達していない者について適用する。

(改正後の地方公務員等共済組合法における標準報酬に関する経過措置)  
第十九条 第八号施行日前に地方公務員共済組合の組合員の資格を取得して、第八号施行日まで引き続きその資格を有する者(地方公務員等共済組合法第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員及び令和四年十月から標準報酬を改定されるべき者を除く。)のうち、同年九月の標準報酬の月額が九万八千円であるもの(当該標準報酬の月額となった報酬月額が九万三千円以上であるものを除く。)の標準報酬は、当該標準報酬の月額となった報酬月額を第十七条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第四十三条第一項及び第二項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、第八号施行日において改定するものとする。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、令和四年十月から令和五年八月までの各月の標準報酬とする。

(改正後の地方公務員等共済組合法における退職年金の支給の繰下げに関する経過措置)  
第二十条 第十七条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第九十四条の規定は、施行日の前日において、七十歳に達していない者につ

いて適用する。  
(改正後の地方公務員等共済組合法における時効に関する経過措置)  
第二十一条 第十七条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第四百四十四条の二十三第一項(退職等年金給付の返還を受ける権利に係る部分に限る。)、第二項及び第四項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利及び同項に規定する権利について適用する。

(改正後の地方公務員等共済組合法における日本国籍を有しない者に対する一時金の支給に関する経過措置)  
第二十二条 第十七条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法附則第十九条の二の規定は、施行日前に厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求した者が、施行日以後に第十七条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法附則第十九条の二第二項の規定による一時金の支給を請求した場合についても、適用する。

(受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の地方公務員等共済組合法による退職年金の請求に関する経過措置)  
第二十三条 第十八条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第九十四条の規定は、第九号施行日の前日において、七十一歳に達していない者について適用する。

(改正後の私立学校教職員共済法における標準報酬月額に関する経過措置)  
第二十四条 第八号施行日前に私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得して、第八号施行日まで引き続きその資格を有する者(同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百六十六条の五第二項に規定する任意継続加入者及び令和四年十月から標準報酬月額を改定されるべき者を除く。)のうち、同年九月の標準報酬月額が八万八千円であるもの(当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が八万三千円以

上であるものを除く。)の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二條第二項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、第八号施行日において改定するものとする。

2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、令和四年十月から令和五年八月までの各月の標準報酬月額とする。

(改正後の私立学校教職員共済法における時効に関する経過措置)

第二十五條 第十九條の規定による改正後の私立学校教職員共済法第三十四條第二項の規定は、施行日以後に生ずる同項に規定する権利について適用する。

(確定給付企業年金から個人型確定拠出年金への残余財産の移換に関する経過措置)

第二十六條 第二十條の規定による改正後の確定給付企業年金法第八十二條の四第一項の規定は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日(以下「第七号施行日」という。)以後に同法第八十九條第六項に規定する終了制度加入者等となつた者について適用する。

(確定拠出年金法による老齢給付金に関する経過措置)

第二十七條 第二十一條の規定による改正後の確定拠出年金法第三十四條(同法第七十三條において準用する場合を含む。)の規定は、施行日の前日において、七十歳に達していない者について適用する。

(確定拠出年金法による脱退一時金に関する経過措置)

資格を喪失している者についても、適用する。(確定拠出年金の加入者の資格に関する経過措置)

第二十九條 附則第一条第七号に掲げる規定の施行の際現に企業型年金(確定拠出年金法第二十二條に規定する企業型年金をいう。)の老齢給付金(同法第二十八條第一号の老齢給付金をいう。)の受給権を有する企業型年金加入者については、第二十二條の規定による改正後の確定拠出年金法(以下「第七号新確定拠出年金法」という。)第十一條第六号の規定は適用せず、第七号施行日以後も引き続き企業型年金加入者とする。

(企業型年金加入者であつた者の個人別管理資産の企業年金連合会への移換に関する経過措置)

第三十條 第七号新確定拠出年金法第五十四條の五第一項の規定は、第七号施行日以後に第七号新確定拠出年金法第十一條の規定により企業型年金加入者の資格を喪失した者について適用する。

(第七号新確定拠出年金法による脱退一時金に関する経過措置)

第三十一條 第七号新確定拠出年金法附則第二条の二の規定は、第七号施行日前に既に企業型年金加入者の資格を喪失している者についても、適用する。

第三十二條 第七号新確定拠出年金法附則第三条の規定は、第七号施行日前に既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失している者についても、適用する。

(企業型年金加入者であつた者の個人別管理資産の存続連合会への移換に関する経過措置)

第三十三條 第二十四條の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八條第三項の規定により読み替へて適用する第七号新確定拠出年金法第五十四條の五第一項の規定は、第七号施行日以後に第七号新確定

拠出年金法第十一條の規定により企業型年金加入者の資格を喪失した者について適用する。(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四條 第二十六條の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法第二十二條、第二十二條、第二十八條、第二十八條の二及び第三十一條の規定は、施行日の前日において六十五歳に達していない者に係る独立行政法人農業者年金基金法による年金である給付について適用し、同日において六十五歳に達している者に係る同法による年金である給付については、なお従前の例による。

第三十五條 施行日前にされた第二十六條の規定による改正前の独立行政法人農業者年金基金法第二十二條第二項の規定による請求であつて、この法律の施行の際、当該請求に基づく裁定がされていないものについては、なお従前の例による。

(独立行政法人福祉医療機構が施行日前に受けた申込みに係る貸付けに関する経過措置)

第三十六條 独立行政法人福祉医療機構は、第二十八條の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法(以下「改正後機構法」という。)第十二條第一項第十二号又は第十三号に規定する小口の資金の貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する小口の資金の貸付けの業務は、改正後機構法附則第五条の二第二項第一号又は第二号に定める業務とみなす。

(業務の委託の認可に関する経過措置)

第三十七條 第二十八條の規定の施行の際現に改正前機構法第十四條第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けて行っている金融機関への

改正前機構法第十二條第一項第十二号及び第十三号に規定する業務の一部の委託については、施行日以後は、改正後機構法附則第五条の二第十七項の規定により読み替へて適用する改正後機構法第十四條第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けて行っている委託とみなす。

(独立行政法人福祉医療機構債券に関する経過措置)

第三十八條 第二十八條の規定の施行の際現に発行されている改正前機構法第十二條第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る改正前機構法第十七條第一項に規定する独立行政法人福祉医療機構債券については、なお従前の例による。

(独立行政法人福祉医療機構による貸付金の弁済に充当した後の残余の金銭の支払の業務)

第三十九條 独立行政法人福祉医療機構は、改正後機構法附則第五条の二第五項に規定する年金担保債権管理回収業務を終えた後、改正後機構法第十二條第一項に規定する業務のほか、当分の間、次に掲げる業務を行うことができる。

一 改正後機構法附則第五条の二第十四項に規定する貸付金の弁済に充当した後の残余の金銭の支払を行う業務

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項各号に掲げる業務に要する費用は、改正後機構法附則第五条の二第五項の規定にかかわらず、承継債権管理回収助定(同項に規定する承継債権管理回収助定をいう。)から支出するものとする。

3 第一項各号に掲げる業務は、改正後機構法第三十二條第二号の規定の適用については、改正後機構法第十二條第一項に規定する業務とみなす。

(秘密保持義務に関する経過措置)

第四十條 改正前機構法第十二條第一項第十二号及び第十三号に規定する業務に関して職務上知ることのできた秘密については、施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(昭和六十年国民年金等改正法の一部改正)

第四十二条 昭和六十年国民年金等改正法の一部を次のように改正する。

附則第十八条第五項中「七十歳」を「七十五歳」に、「五年」を「十年」に改める。

附則第二十条中「平成三十八年四月一日」を「令和八年四月一日」に改める。

附則第三十四条第四項第一号中「附則第九条の二」の下に「若しくは第九条の二の二」を加える。

附則第四十六条中「第百二条」を「第百二条第一項」に改める。

附則第六十四条中「平成三十八年四月一日」を「令和八年四月一日」に改める。

第四十三条 昭和六十年国民年金等改正法の一部を次のように改正する。

附則第十八条第五項中「は」を「十年を経過した日」の下に「と、同条第五項中「七十歳に達した日」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して五年を経過した日」と、「八十歳に達した日」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日」を加える。

附則第八十二条第三項中「申出」の下に「同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。附則第八十四条第三項及び第四項において同じ。」を加える。

(昭和六十年国民年金等改正法による支給の繰下げに関する経過措置)

第四十四条 附則第四十二条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項の規定は、施行日の前日において、老齢基

礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

(受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の昭和六十年国民年金等改正法による老齢基礎年金の請求に関する経過措置)

第四十五条 附則第四十三条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項の規定は、第九号施行日の前日において、老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十六条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律、昭和六十年法律第百五号。附則第七十八条において「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。の一部を次のように改正する。

附則第三十一条第一項中「国等」を「第九十九条第四項(共済法附則第二十条の二)第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。」に規定する国等をいう。以下この条及び附則第六十四条第四号において同じ。」を「国」に改め、同条第二項中「国等」を「国」に改める。

附則第六十四条第四号中「国等」を「国」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十七条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項第一号中「者」の下に「国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。」を加え、同条第八項に次の一号を加える。

三 国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となつたとき。

第四十八条 国民年金法等の一部を改正する法律

の一部を次のように改正する。

附則第十一条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

附則第十八条第三項中「第四十四条第一項中」の下に「第四十三條第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、を加える。

附則第十九条第三項中「第四十四條第一項中」の下に「第四十三條第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、を加え、同条第五項中「その年齢に達した当時」との下に、「第四十三條第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、を加える。

附則第二十条第三項中「第四十四條第一項中」の下に「第四十三條第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、を加え、同条第五項中「その年齢に達した当時」との下に、「第四十三條第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、を加える。

附則第二十一条第一項中「附則第十一条第二項に規定する支給停止調整開始額」を「第四十六条第三項に規定する支給停止調整額」に、「支給停止調整開始額」を「支給停止調整額」と、

「次の各号に掲げる場合に」に「それぞれ当該各号に定める額」を「総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額」に改め、同項ただし書中、「当該各号に掲げる場合において」を削り、同項各号を削る。

附則第二十七条第十五項から第十七項までの規定中「第四十三條第三項」を「第四十三條第二項又は第三項」に改める。

附則第三十条第二項から第四項までの規定中「第四十三條第三項」を「第四十三條第二項又は第三項」に改める。

(平成八年厚生年金等改正法の一部改正)

第四十九条 平成八年厚生年金等改正法の一部を次のように改正する。

附則第十六条第十四項中「第九十二条第二項」を「第九十二条第三項」に改める。

附則第三十三条の二に次の一項を加える。

2 旧適用法人施行日前期間を有する者が老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日以後に厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をしないで当該老齢厚生年金の請求を行った場合(同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされる場合に限る。)における前条第一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第五十四条第一項第二号中「国等(同項に規定する国等をいう。第三項第二号において同じ。)」を「国」に改め、同条第三項第二号中「国等」を「国」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第四項中「申出」の下に「同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。附則第二十三条第三項及び第二十四条第五項において同じ。」を加える。

(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第五十一条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金

保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号。次条から附則第五十四条までにおいて「協定実施特例法」という。)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「同条第六項を「同条第五項」に、「同条第九項を「同条第八項」に改める。

第十八条第一項中「二年を経過する日」を「一年を経過した日(以下この条において「二年経過日」という。))に、「六十六歳に達した日」を「六十六歳に達した日」に、「起算して一年を経過した日」を「二年経過日」に、「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した日」を「二年経過日」に、「七十歳を七十五歳に、「起算して五年」を「起算して十年」に、「五年を経過した日」を「十年経過日」に改める。

第五十二条 協定実施特例法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「は「十年経過日」の下に「」と、同条第五項中「七十歳に達した日」とあるのはその受給権を取得した日から起算して五年を経過した日」と、「八十歳に達した日」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日」を加える。

(協定実施特例法による支給の繰下げに関する経過措置)

第五十三条 附則第五十一条の規定による改正後の協定実施特例法第十八条第一項の規定は、施行日の前日において、老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

(受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の協定実施特例法による老齢基礎年金の請求に関する経過措置)

第五十四条 附則第五十二条の規定による改正後の協定実施特例法第十八条第一項の規定は、第九号施行日の前日において、老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。

(平成二十四年一元化法の一部改正) 第五十五条 平成二十四年一元化法の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「第四十六条第一項に規定する支給停止調整額」を「第四十六条第三項に規定する支給停止調整額」に、「次条第二項においてを」を「以下」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる場合に並び、それぞれ当該各号に定める額が」を削り、「改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に「厚生年金保険法附則第十二条第一項に」に改め、」との合計額の下に「から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額が、当該合計額」を加え、同項各号を削る。

附則第十五条第一項中「改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第五項を「厚生年金保険法附則第十一条」に、「定める額を、相当する額」に改め、同条第二項中「改正後厚生年金保険法附則第十二条第一項各号に定める額を「厚生年金保険法附則第十二条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額」に、「改正後厚生年金保険法附則第十二条第一項の」を「同項の」に、「同条第一項各号に定める額」を「同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額」に改め、同条第三項中「改正後厚生年金保険法附則第十二条第一項及び第五項」を「厚生年金保険法附則第十二条」に改める。

附則第十七条第二項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第二十三条第三項中「平成四十年まで」を「令和十年まで」に、「平成三十八年十月」を「令和八年十月」に、「平成三十九年十月分及び平成四十年十月分」を「令和九年十月分及び令和十年十月分」に改める。

附則第三十六条第六項中「平成三十七年十月一日以後」を「令和七年十月一日以後」に改め、

同項の表中「平成三十七年十月一日」を「令和七年十月一日」に、「平成三十八年九月三十日」を「令和八年九月三十日」に、「平成三十八年十月一日」を「令和八年十月一日」に、「平成三十九年九月三十日」を「令和九年九月三十日」に、「平成三十九年十月一日」を「令和九年十月一日」に、「平成四十年九月三十日」を「令和十年九月三十日」に、「平成四十年十月一日」を「令和十年十月一日」に、「平成四十一年九月三十日」を「令和十一年九月三十日」に、「平成四十一年十月一日」を「令和十一年十月一日」に、「平成四十二年九月三十日」を「令和十二年九月三十日」に、「平成四十二年十月一日」を「令和十二年十月一日」に、「平成四十三年九月三十日」を「令和十三年九月三十日」に、「平成四十三年十月一日」を「令和十三年十月一日」に、「平成四十四年九月三十日」を「令和十四年九月三十日」に、「平成四十四年十月一日」を「令和十四年十月一日」に、「平成四十五年九月三十日」を「令和十五年九月三十日」に、「平成四十五年十月一日」を「令和十五年十月一日」に、「平成四十六年九月三十日」を「令和十六年九月三十日」に、「平成四十六年十月一日」を「令和十六年十月一日」に改める。

附則第四十九条第四号中「国等(同項に規定する国等をいう。以下この号において同じ。)」を「国」に、「国等」を「国」に改める。

附則第六十条第六項中「平成三十七年十月一日以後」を「令和七年十月一日以後」に改め、同項の表中「平成三十七年十月一日」を「令和七年十月一日」に、「平成三十八年九月三十日」を「令和八年九月三十日」に、「平成三十八年十月一日」を「令和八年十月一日」に、「平成三十九年九月三十日」を「令和九年九月三十日」に、「平成三十九年十月一日」を「令和九年十月一日」に、「平成四十年九月三十日」を「令和十年九月三十日」に、「平成四十年十月一日」を「令和十年十月一日」に、「平成四十一年九月三十日」を「令和十一年九月三十日」に、「平成四十一年十月一日」を「令和十一年十月一日」に、「平成四十二年九月三十日」を「令和十二年九月三十日」に、「平成四十二年十月一日」を「令和十二年十月一日」に改める。

三十日」を「令和十二年九月三十日」に、「平成四十二年十月一日」を「令和十二年十月一日」に、「平成四十三年九月三十日」を「令和十三年九月三十日」に、「平成四十三年十月一日」を「令和十三年十月一日」に、「平成四十四年九月三十日」を「令和十四年九月三十日」に、「平成四十四年十月一日」を「令和十四年十月一日」に、「平成四十五年九月三十日」を「令和十五年九月三十日」に、「平成四十五年十月一日」を「令和十五年十月一日」に、「平成四十六年九月三十日」を「令和十六年九月三十日」に、「平成四十六年十月一日」を「令和十六年十月一日」に改める。

附則第八十五条第一項の表中「平成三十二年三月」を「令和二年三月」に、「平成三十三年三月」を「令和三年三月」に、「平成三十四年三月」を「令和四年三月」に、「平成三十五年三月」を「令和五年三月」に、「平成三十六年三月」を「令和六年三月」に、「平成三十七年三月」を「令和七年三月」に、「平成三十八年三月」を「令和八年三月」に、「平成三十九年三月」を「令和九年三月」に、「平成四十年三月」を「令和十年三月」に、「平成四十一年三月」を「令和十一年三月」に、「平成四十二年三月」を「令和十二年三月」に改め、同条第二項中「平成四十一年八月までの月分」を「令和十一年八月までの月分」に改め、同項第一号中「平成三十九年三月」を「令和九年三月」に、「平成四十年三月」を「令和十年三月」に、「平成四十一年三月」を「令和十一年三月」に、「平成四十二年三月」を「令和十二年三月」に改める。

附則第二百二十二条中「給付」を「給付(これらの給付のうち国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二条第十号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。))並びに」に、「並びに附則第七十九条に規定する年金

給付」を「給付(これらの給付のうち国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二条第十号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。))並びに」に、「並びに附則第七十九条に規定する年金

である給付を(これらの給付のうち地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二条第一項第三十三号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。)に改め、(前条の規定による改正後の)を削る。

(公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十六条 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第六号中「平成三十三年四月一日を(令和三年四月一日)に改める。

(船員保険法の一部改正)

第五十七条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五十一条ただし書を削る。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十八条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第二百一条を次のように改める。

第二百一条 削除

附則第三百三十九条第一項中「附則第五条の二第六項及び第七項」を「附則第五条の二第八項及び第九項」に改め、同条第二項中「附則第三百三十七条の規定による改正後の」を削る。

(船員保険法に基づく年金受給権者に関する経過措置)

第五十九条 第二十八条の規定の施行の際現に前条の規定による改正前の雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百一条の規定により改正前機構法第十二条第一項第十二号に規定する厚生年金等受給権者とみなされて同号に規定する小口の資金の貸付けを受けている者に対する当該貸付けに係る債権については、改正後機構法附則第五条の二第二項第一号に規定する債権

とみなして、同項の規定を適用する。

(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の一部改正)

第六十条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)次条及び附則第八十一条第一項において「年金給付遅延加算金支給法」という)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(受給権の保護)」に改め、同条第二項を削る。

(保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の受給権者に関する経過措置)

第六十一条 第二十八条の規定の施行の際現に前条の規定による改正前の年金給付遅延加算金支給法第四条第二項の規定により保険給付遅延特別加算金(年金給付遅延特別加算金支給法第二条に規定する保険給付遅延特別加算金をいう。附則第八十条第一項及び第二項並びに第八十一条第一項において同じ。)又は給付遅延特別加算金(年金給付遅延特別加算金支給法第三条に規定する給付遅延特別加算金をいう。附則第八十条第一項及び第二項並びに第八十一条第一項において同じ。)の支給を受ける権利をそれぞれ当該保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の計算の基礎となる厚生年金保険法による保険給付又は国民年金法による給付の受給権とみなされて改正前機構法第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを受けている者に対する当該貸付けに係る債権については、改正後機構法附則第五条の二第二項第一号に規定する債権とみなして、同項の規定を適用する。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第六十二条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項を削り、同条第三項中

「第一項を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第六十三条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項ただし書を削る。

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部改正)

第六十四条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十条ただし書を削る。

(消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律の一部改正)

第六十五条 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項ただし書を削る。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正)

第六十六条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項ただし書を削る。

(証人等の被害についての給付に関する法律の一部改正)

第六十七条 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条ただし書を削る。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第六十八条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項ただし書を削る。

第七十一条中「同条第二項ただし書中「年金たる補償」とあるのは「年金たる補償に相当する補償」とあるのを「年金たる補償に相当する補償」とに改める。

補償」とを削る。

(株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第六十九条 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号から第八号までを削る。

附則第二項を削り、附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一条を加える。

(恩給等を担保とした貸付けの業務の特例)

第二条 公庫は、第十条第一項及び株式会社日本政策金融公庫法第十一条に規定する業務のほか、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第

号。以下「令和二年改正法」という)附則第六十九条の規定による改正前の第二条第一項第三号から第八号までに掲げる給付若しくは補償、令和二年改正法附則第五十五条の規定による改正前の厚生年金保険法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第二百二十二条の規定により令和二年改正法附則第六十九条の規定による改正前の第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第二条第十号に規定する恩給公務員期間又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十三年法律第五十三号)第二条第一項第三十三号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものを除く)又は令和二年改正法附則第七十三条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号)附則第一条、令和二年改正法附則第七十四条の規定による改正前の国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十

八年法律第一号)附則第十七条若しくは令和二年改正法附則第七十六条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号)附則第三十五条の規定により令和二年改正法附則第六十九条の規定による改正前の第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付を受ける権利を担保とした貸付けに係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第十条第二項中「前項の業務」とあるのは、「前項の業務及び附則第二条第一項に規定する業務」とする。

3 第三条から第九条までの規定は、第一項に規定する業務を行う場合について準用する。  
(株式会社日本政策金融公庫が施行日前に受けた申込みに係る貸付けに関する経過措置)  
第七十条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条に規定する業務のほか、当分の間、株式会社日本政策金融公庫が施行日前に受けた申込みに係る前条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項第三号から第八号までに掲げる給付若しくは補償、附則第五十五条の規定による改正前の平成二十四年一元化法附則第二百二十二条の規定により前条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第二条第十号に規定する恩給公務員期間又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)第二条第一項第三十三号に規定する恩給公務員期間を有する者を除く。)又は附則第七十三条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法

の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号。次条第一項及び附則第七十三条において「平成十三年統合法」という。)附則百一条、附則第七十四条の規定による改正前の国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)附則第十七条若しくは附則第七十六条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号。以下「平成二十三年地共済改正法」という。)附則第三十五条の規定により前条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付を受ける権利を担保とした貸付けの業務を行うことができる。

2 前項の規定により株式会社日本政策金融公庫が同項に規定する業務を行う場合には、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第十条第二項中「前項の業務」とあるのは、「前項の業務及び年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第七十条第一項に規定する業務」とする。

3 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第三条から第九号までの規定は、第一項に規定する業務を行う場合について準用する。  
(沖繩振興開発金融公庫が施行日前に受けた申込みに係る貸付けに関する経過措置)  
第七十一条 沖繩振興開発金融公庫は、沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条に規定する業務のほか、当分の間、沖繩振興開発金融公庫が施行日前に受けた申込みに係る附則第六十九条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項第三号から第八号までに掲げる給付若しくは補償、附則第五十五条の規定による改正前の平成二十四年一元化法附則第二百二十二条の規定により附則第六十九条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫が

行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第二条第十号に規定する恩給公務員期間又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)第二条第一項第三十三号に規定する恩給公務員期間を有する者を除く。)又は附則第七十三条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法

行い恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第二条第十号に規定する恩給公務員期間又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)第二条第一項第三十三号に規定する恩給公務員期間を有する者を除く。)又は附則第七十三条の規定による改正前の平成十三年統合法附則百一条、附則第七十四条の規定による改正前の国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)附則第七十六条の規定による改正前の平成二十三年地共済改正法附則第三十五条の規定により附則第六十九条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付を受ける権利を担保とした貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する業務は、沖繩振興開発金融公庫法の適用については、同法第十九条第一項第二号に規定する恩給等を担保とした小口の資金の貸付けの業務とみなす。  
(沖繩振興開発金融公庫法の一部改正)  
第七十二条 沖繩振興開発金融公庫法の一部を次のように改正する。

附則第六条及び第七条を次のように改める。  
(業務の特例)  
第六条 公庫は、第十九条に規定する業務のほか、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第一号。以下「令和二年改正法」という。)附則第六十九条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項第三号から第八号までに掲げる給付若しくは補償、令和二年改正法附則第五十五条の規定による改正前の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第二百二十二条の規定により令和二年改正法附則第六十九条の規定による

改正前の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第二条第十号に規定する恩給公務員期間又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)第二条第一項第三十三号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものを除く。)又は令和二年改正法附則第七十三条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成二十三年法律第一号)附則百一条、令和二年改正法附則第七十四条の規定による改正前の国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)附則第十七条若しくは令和二年改正法附則第七十六条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号)附則第三十五条の規定により令和二年改正法附則第六十九条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付を受ける権利を担保とした貸付けに係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うことができる。

2 前項に規定する業務は、この法律の適用にについては、第十九条第一項第二号に規定する恩給等を担保とした小口の資金の貸付けの業務とみなす。  
第七条 削除  
(平成十三年統合法の一部改正)  
第七十三条 平成十三年統合法の一部を次のように改正する。

附則第十六条第五項中「、廃止前農林共済法」の下に「第三十三号第二項」を加え、同条第七項中「旧制度農林共済法」の下に「第三十三号第

二項、)を加え、同条第二十一項中「第九十二条第二項」を「第九十二条第三項」に改める。

附則第百一条を次のように改める。

第百一条 削除

(国会議員互助年金法を廃止する法律の一部改正)

第七十四条 国会議員互助年金法を廃止する法律の一部を次のように改正する。

附則第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

(国会議員互助年金法を廃止する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法の一部改正)

第七十五条 国会議員互助年金法を廃止する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項ただし書を削る。

(平成二十三年地共済改正法の一部改正)

第七十六条 平成二十三年地共済改正法の一部を次のように改正する。

附則第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

(受給権の保護に関する経過措置)

第七十七条 国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法第三条に規定する給付で年金とし

て給されるものについては、同条の規定にかかわらず、国家公務員共済組合法による改正前の国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号。次条において「昭和二十三年国家公務員共済組合法」という。)第二十八条第二項の規定は、適用しない。

第七十八条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三条第一項及び第二項並びに第九十二条に規定する給付で年金として給されるもの(同法第三条第一項に規定する退職料等及び同条第二項に規定する退職年金条例の通算退職年金を除く。)については、同法第三条第

第七部 厚生労働委員会会議録第十二号 令和二年五月十九日【参議院】

一項及び第二項並びに第九十二条の規定にかかわらず、平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第四十九条ただし書(年金である給付を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合に係る部分に限る。)の規定、昭和二十三年国家公務員共済組合法第二十八條第二項の規定、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五十二号)第一条の規定による改正前の地方公務員共済組合法附則第二条の規定による廃止前の市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)第二十八條第二項の規定、昭和六十年国家公務員共済改正法附則の規定によりその例によることとされる昭和六十年国家公務員共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第四十九条ただし書(年金である給付を受ける権利を国民金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合に係る部分に限る。)の規定、昭和五十六年改正前地方公務員等共済組合法(以下この条において「昭和五十六年改正前地方公務員等共済組合法」という。)第二百二條において準用する昭和五十六年改正前地方公務員等共済組合法第五十一条ただし書(年金である給付を受ける権利を国民金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

第七十九条 平成二十三年地共済改正法附則第二条、第八条及び第九条に規定する給付については、これらの規定にかかわらず、平成二十三年

地共済改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第六十七條の三ただし書(年金である共済給付金を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(受給権の保護の例外に関する経過措置)

第八十条 この法律の施行の際現に担保に供されている年金である給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

2 附則第三十六条第一項、第七十条第一項及び第七十一条第一項に規定する申込みに係る年金である給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 附則第五十五条の規定による改正後の平成二十四年一元化法附則第二百二條の規定により附則第六十九條の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付(平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項及び第六十五条第一項に規定する年金た

る給付に限る。)を受ける権利については、第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十一条第一項の規定は、なおその効力を有する。

(受給権の保護に関する特例)

第八十一条 第二十八条の規定の施行の際現に改正前機構法第十二條第一項第十二号の規定による小口の資金の貸付けを受けている者(施行日以後に附則第三十六条第一項の規定により改正前機構法第十二條第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを受ける者を含む。)は、当該者が独立行政法人福祉医療機構に担保に供している厚生年金保険法若しくは国民年金法に基づく年金たる給付を受ける権利が消滅し、又はこれらの給付の全額の支給が停止された場合にお

いて、他に厚生年金保険法若しくは国民年金法に基づく年金たる給付(その全額の支給を停止されている給付を除き、厚生年金保険法に基づく年金たる保険給付にあつては政府が支給するものに限る。)若しくは保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利を有し、又は新たにこれらの受給権を取得したときは、第二条の規定による改正後の国民年金法第二十四条、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十一条第一項及び附則第六十条の規定による改正後の年金給付遅延加算金支給法第四条の規定にかかわらず、これらの受給権を独立行政法人福祉医療機構に担保に供することができる。

2 第二十八条の規定の施行の際現に改正前機構法第十二條第一項第十三号の規定による小口の資金の貸付けを受けている者(施行日以後に附則第三十六条第一項第十三号に規定する小口の資金の貸付けを受ける者を含む。)は、当該者が独立行政法人福祉医療機構に担保に供している労働者災害補償保険法に基づく年金たる給付を受ける権利が消滅した場合において、新たに同法に基づく年金たる保険給付を受ける権利を有することとなったときは、第二十七条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第十二條の五第二項の規定にかかわらず、当該年金たる保険給付を受ける権利を独立行政法人福祉医療機構に担保に供することができる。

(社会保険労務士法の一部改正)

第八十二条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十七号中「第十二條第一項第十二号及び第十三号並びに」を削る。

(介護保険法の一部改正)

第八十三条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三百三十四條第一項第二号中「を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供して

四五

いる」を「支給が停止されている」に改める。  
（年金保険者の市町村に対する通知に関する経過措置）

第八十四条 老齢等年金給付（介護保険法第百三十一條に規定する老齢等年金給付をいう。）を受ける権利を担保に供している者に係る年金保険者（同条に規定する年金保険者をいう。）については、前条の規定による改正前の介護保険法第百三十四條第一項の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の場合における国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十六條の四及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百十條の規定の適用については、これらの規定中「までの規定」とあるのは、「までの規定（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第八十三條の規定による改正前の介護保険法第百三十四條第一項の規定を含む。）」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）  
第八十五条 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。  
附則第七條第一項第五号中「附則第五條の二第十三項」を「附則第五條の二第十七項」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）  
第八十六条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。  
第九十九條第一項第一号ホ中「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十六條第二項」を削る。

第百十一條第二項第一号トを削り、同号チを同号トとし、同条第三項第一号中リを削り、又をリとし、ルを又とし、同条第六項第一号ハ中「独立行政法人福祉医療機構法第十六條第二項及び」を削り、同項第二号ホを削り、同号ヘを

同号ホとする。  
第百十四條第一項第一号中「同法」を「国民年金法」に改め、同条第九項を削る。  
（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十七條 改正後機構法附則第五條の二第十七項の規定により読み替えて適用する改正後機構法第十六條第二項の規定による納付金に相当する金額は、前条の規定による改正前の特別会計に関する法律第百十一條第二項、第三項及び第六項並びに第百十四條第九項の規定の例により、年金特別会計の業務勘定から同会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に繰り入れるものとする。この場合において、前条の規定による改正前の特別会計に関する法律第百十一條第六項第二号ホ中「厚生年金勘定」とあるのは、「国民年金勘定及び厚生年金勘定」とする。

（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）  
第八十八條 株式会社日本政策金融公庫法の一部を次のように改正する。  
附則第三十八條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。  
第三十八條 削除  
附則第三十九條に見出しとして「業務の委託の特例」を付し、同条第一項中「及び前条」を削り、「の小口の教育資金」の下に「同表第二号の下欄に掲げる小口の教育資金をいう。」を加える。

（中小企業退職金共済法の一部改正）  
第八十九條 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。  
第三十一條の三第一項及び第六項中「第八十二條の四第一項」を「第八十二條の五第一項」に、「第五十四條の五」を「第五十四條の六」に改める。  
（法人税法の一部改正）  
第九十條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八十四條第一項中「積立て」の下に「同法第九十一條の二十五（準用規定）において準用する場合を含む。」を加え、「積立金を」と改め、同条第三項中「の運用に関する契約」の下に「（同法第九十一條の二十五において準用する場合を含む。）を加え、同条第二項を「同法第六十六條第二項」に、「運用に関する契約」を「運用に関する契約及びこれに類する契約」として政令で定める契約を」に改める。  
（印紙税法の一部改正）  
第九十一條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。  
別表第三確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三十條第三項（裁定）に規定する給付又は同法第九十一條の十八第四項第一号（連合会の業務）に掲げる事業及び同法第九十一條の二十三第二項（裁定）に規定する給付に関する文書の項中「第九十一條の二十三第二項」を「第九十一條の二十四第二項」に改める。  
（住民基本台帳法の一部改正）  
第九十二條 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。  
別表第一中七十一の五の項を削り、七十一の六の項を七十一の五の項とし、七十一の七の項を七十一の六の項とし、七十一の八の項を七十一の七の項とし、同表の七十七の四の項中、「

第四号若しくは第五号」を「若しくは第四号から第六号まで」に改める。  
（放送大学学園法及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正）  
第九十三條 次に掲げる法律の規定中「第三十四條第二項」を「第三十四條第三項」に改める。  
一 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第十一條第三項  
二 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十六條第二項  
（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）  
第九十四條 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。  
第百八條第五項中「第三十一條第一項各号」を「第三十一條第一項第一号」に改める。  
（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）  
第九十五條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。  
別表第一の七十九の項を次のように改める。

第七十九 削除

別表第二の百七の項中「地方税関係情報」の下に「又は住民票関係情報」を加える。  
第九十六條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第二の百七の項中

全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	を	全国健康保険
別表第二の百七の項中			法務大臣

協会	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改める。

(政令への委任)

第九十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案

(衆議院修正に係る条文のみを掲載  
小字及び一は修正)

(児童扶養手当法の一部改正)

第十四条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項第一号中「国民年金法等の一部を改正する法律」を「国民年金法の規定に基づく障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付(次項において「障害基礎年金等」という。)及び国民年金法等の一部を改正する法律」に改め、同条に次の一を加える。

3 手当は、受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができるとき(その全額につきその支給が停止されているときを除く。)は、政令で定めるところにより、当該障害基礎年金等の給付(子を有する者に係る加算に係る部分に限る。)の額に相当する額を支給しない。

4 第一項各号列記以外の部分及び前項の政令を定めるに当たつては、監護等児童が二人以上である受給資格者に支給される手当の額が監護等児童が一人である受給資格者に支給される手当の額を下回ることのないようにするものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第百条の三の改正規定、同法第百条の十第一項の改正規定(同項第十号の改正規定を除く。)及び同法附則第二十三条の二第一項の改正規定、第六條の規定、第十一条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項<sup>○から第五項まで</sup>及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中国国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中使用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第二十

三条第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七条の規定 公布の日

二 第四条中厚生年金保険法第二十七条、第百二條、第百二條及び第百三條並びに附則第四条の五第一項の改正規定並びに附則第四十二条中昭和六十年国民年金等改正法附則第四十六条の改正規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第二十一条中確定拠出年金法第三條第五項第二号、第六條第一項及び第五十五條第二項第四号の二の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第十四條及び附則第十三條の規定 令和三年三月一日

五 第一条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第四条中厚生年金保険法附則第二十九條第四項の改正規定、第七條の規定、第十九條中政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四條第一項第二号の改正規定、第十五條中国公務員共済組合法第九十九條、第二百二條第三項及び第二百二十四條の三の改正規定並びに同法附則第二十条の二第四項の改正規定(同項の表第一百一條第二項の改正規定を除く。)、第二十一条中確定拠出年金法附則第三條第一項第三号の改正規定、附則第三條から第五條まで、第十條、第二十八條、第四十六條及び第四十七條の規定、附則第四十九條中厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。第九号及び附則第四十九條において「平成八年厚生年金等改正法」という。)附則第五十四條の改正規定並びに附則第五十五條中平成二十四年一元化法

附則第四十九條第四号の改正規定 令和三年四月一日

六 第二条中国国民年金法第三十六条の三第一項及び第三十六条の四の改正規定、第十二條中特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九條及び第十條第一項の改正規定並びに第十三條中年金生活者支援助給金の支給に関する法律第二条第一項、第十三條、第十五條第一項及び第二十条第一項の改正規定 令和三年八月一日

七 第二十条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第二十二條の規定、第二十四條中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五條第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百條の十第一項第十号の改正規定を除く。)、同法附則第三十八條第二項の表の改正規定、同條第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百條の十第一項第十号の項及び改正後確定拠出年金法第四十八條の二の項の改正規定を除く。)、同法附則第四十条第二項及び第四十一条第二号の改正規定、同法附則第四十九條の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第五十一条、第五十二條、第五十七條から第五十九條まで、第七十一条第二項及び第九十三條の改正規定、第二十六條中独立行政法人農業者年金基金法第十一條、第十三條及び第四十五條第一項の改正規定、同法附則第二條第一項の改正規定(「当分の間」の下に、「第二十八條第一項の規定にかかわらず」を加える部分を除く。)、同條の次に一條を加える改正規定、同法附則第三條第一項の改正規定(「当分の間」の下に、「第三十一条第一項の規定にかかわらず」を加える部分及び「第三十一条第一項ただし書」を「同項ただし書」に改める部分を除く。)並びに同條第二項の改正規定、附則第二十六條、第二十九條から第三十三條まで及び第八十九條から第九十一条までの規定並びに

附則第九十二条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の七十七の四の項の改正規定 令和四年五月一日

八 第四条中厚生年金保険法第六條第一項第一号及び第十二条並びに附則第四条の二の改正規定、第九條の規定、第十五條中国家公務員共済組合法第二条第一項第一号、第四十條、第七十二條、第二百二條の二及び第二百二十五條から第二百二十六條の二まで並びに附則第二十二條の二第一項及び第二十條の六第一項の改正規定、第十七條中地方公務員等共済組合法第二条第一項第一号、第四十三條、第七十四條、第二百十三條第一項及び第四百四十一條から第四百四十二條まで並びに附則第四十條の三の二の改正規定、第十九條中私立学校教職員共済法第二十二條第二項の改正規定、第二十三條の規定、第二十九條の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)並びに次条第三項並びに附則第十四條、第十九條及び第二十四條の規定 令和四年十月一日

九 第三條、第五條、第十六條、第十八條及び第二十五條並びに附則第七條、第十一條、第十八條、第二十三條、第四十三條及び第四十五條の規定、附則第四十九條中平成八年厚生年金等改正法附則第三十三條の二の改正規定並びに附則第五十條、第五十二條及び第五十四條の規定 令和五年四月一日

十 附則第九十六條の規定 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)附則第一條第五号に定める日

十一 第十條の規定 令和六年十月一日

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度に

ついて、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第十二号)第六條第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項(次項に定める事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第四條の三第一項に規定する財政の現況及び見通し、厚生年金保険法第二條の四第一項に規定する財政の現況及び見通し等を踏まえ、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の検討は、これまでの国民年金法第四條の三第一項に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険法第二條の四第一項に規定する財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法第十六條の二第一項に規定する調整期間の見通しと比較して、国民年金法第三十四條第一項に規定する調整期間の見通しと比較して長期化し、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)附則第二條第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額の同項第三号に掲げる額に対する比率に占める同項第一号に掲げる額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを踏まえて行うものとする。

4 政府は、国民年金の第一号被保険者に占める雇用者の割合の増加の状況、雇用によらない働き方をする者の就労及び育児の実態等を踏まえ、国民年金の第一号被保険者の育児期間に係る保険料負担に対する配慮の必要性並びに当該育児期間について措置を講ずることとした場合におけるその内容及び財源確保の在り方等について検討を行うものとする。

5 政府は、国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

13 6 政府は、前条第八号に掲げる規定の施行後五年を目途として、当該規定による改正後の確定拠出年金法の施行の状況等を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、

必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

五月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げに関する請願(第八五五号)

一、安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願(第八五六号)

一、若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請願(第八五七号)(第八五八号)(第八五九号)(第八六一号)(第八六二号)(第八六三号)(第八六四号)(第八六五号)(第八六六号)(第八六七号)(第八六八号)(第八六九号)(第八七〇号)(第八七一号)(第八七二号)(第八七三号)

一、花粉症の薬、湿布等を医療保険の対象から外さないことに関する請願(第八七五号)

第八五五号 令和二年四月二十八日受理

福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げに関する請願

請願者 京都市 神崎明日香 外百九十三名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第八五六号 令和二年四月二十八日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 京都市 寺井光義 外二千六百八十一名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第八五七号 令和二年四月二十八日受理

若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請願

請願者 長野県北安曇郡池田町 勝家歩 外九百九十九名

紹介議員 羽田雄一郎君

二〇一九年度の年金は、物価が1%増だということに僅か0.1%増の改定にとどまった。賃金の0.6%増を基準に、マクロ経済スライド0.2%減と前年度見送られた0.3%減を合わせて差し引いたためである。七年間で物価は5.3%上がったにもかかわらず、年金は0.8%も下がった。国は、制度の持続可能性、世代間の公平などと明確な論拠もない理由で年金を長年にわたって減らし続けるマクロ経済スライドを導入し、二〇一五年四月に初めて発動した。そして、二〇一六年末に成立した年金カット法によるマクロ未調整分の繰越分の合算を実施したことで、国はどんな状況でも年金を減らし続けるというマクロ経済スライドが持つ冷酷さが一層明らかになった。基礎年金は満額でも「健康的な生活」(憲法第二十五条)には程遠く、そこから医療・介護保険料が差し引かれて可処分所得は減り続け、高齢者の貧困が広がっている。

ついては、高齢者の現在と若い人の将来の生活を成り立たなくする年金引下げの仕組みを、若い人も高齢者も安心して暮らせる年金制度をつくるため、次の事項について実現を図られたい。

一、年金引下げはやめること。際限のない年金引下げの仕組みである「マクロ経済スライド」は廃止すること。

二、六十五歳の年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。

三、年金は隔月支給ではなく、国際標準の毎月支給にすること。

四、全額国庫負担による「最低保障年金制度」を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分月三・三万円を全ての高齢者に支給すること。

五、年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者の

ために運用すること。

第八五八号 令和二年四月二十八日受理

若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請願

請願者 東京都足立区 松原豊子 外九百九十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第八五七号と同じである。

第八五九号 令和二年四月二十八日受理

若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請願

請願者 和歌山県日高郡みなべ町 池田美久 外九百九十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第八五七号と同じである。

第八六一号 令和二年四月三十日受理

若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請願

請願者 神戸市 中田ひさ子 外八千四百四十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第八五七号と同じである。

第八六二号 令和二年四月三十日受理

若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請願

請願者 兵庫県洲本市 池田勉 外八千四百四十九名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第八五七号と同じである。

第八六三号 令和二年四月三十日受理

若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請願

請願者 神戸市 伊藤節子 外八千四百四十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第八五七号と同じである。

第八六四号 令和二年四月三十日受理

若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請願

請願者 沖縄県那覇市 金城由季 外八千四百四十九名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第八五七号と同じである。

第八六五号 令和二年四月三十日受理

若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請願

請願者 神戸市 糠野恭子 外八千四百四十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第八五七号と同じである。

第八六六号 令和二年四月三十日受理

若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請願

請願者 兵庫県赤穂郡上郡町 清水幸三 外八千四百四十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第八五七号と同じである。

第八六七号 令和二年四月三十日受理

若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請願

請願者 兵庫県洲本市 荒井平 外八千四百六十一名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第八五七号と同じである。

第八六八号 令和二年四月三十日受理

若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請願

請願者 兵庫県南あわじ市 塩濱武仁 外

八千四百四十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第八五七号と同じである。

第八六九号 令和二年四月三十日受理

若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請願

請願者 兵庫県南あわじ市 古川一夫 外八千四百四十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第八五七号と同じである。

第八七〇号 令和二年四月三十日受理

若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請願

請願者 兵庫県淡路市 福谷民子 外八千四百四十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第八五七号と同じである。

第八七一号 令和二年四月三十日受理

若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請願

請願者 兵庫県洲本市 清水将矢 外八千四百四十九名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第八五七号と同じである。

第八七二号 令和二年四月三十日受理

若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請願

請願者 兵庫県洲本市 山本達也 外八千四百四十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第八五七号と同じである。

第八七三号 令和二年四月三十日受理

若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請願

請願者 兵庫県淡路市 堂脇真司 外八千四百四十九名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第八五七号と同じである。

第八七五号 令和二年五月七日受理

花粉症の薬、湿布等を医療保険の対象から外さないことに関する請願

請願者 大阪府吹田市 坂口道倫 外二千四百九十八名

紹介議員 倉林 明子君

健康保険組合連合会(健保連)が二〇一九年八月、花粉症のOTC類似薬の保険適用除外・自己負担率の引上げを求める提言を発表し、大きな波紋を広げている。九月初めのNHKの世論調査では、花粉症治療薬の全額自己負担に六四％の人が反対している(賛成は二〇％)。今回の健保連の提言は花粉症の薬を対象にしているが、これまでも湿布薬、保湿剤、漢方や風邪薬などを医療保険給付から外すことが検討され、国民の大きな反対の世論で見送られてきた。刻一刻と変化する病状に適切な治療をすることは重症化を防ぐことにつながる。医師の管理を離れて安易に薬局やドラッグストアで薬を購入し続けられ、軽症、中等症、重症といった病状の重症度に応じた適切な治療のタイミングを失うことになる。病状の悪化と重症化はかえって医療費の上昇を招き、何より患者に不利益をもたらすことになる。患者である被保険者は多額の保険料を納めており、花粉症になればその治療のため、薬剤を含め保険給付されるのが当然である。 ついては、国民が安心して医療を受けられるよう、次の事項について実現を図られたい。

- 一、花粉症薬、湿布薬など医療保険対象の医薬品の保険外しは行わないこと。
- 二、花粉症薬、湿布薬など医療保険対象の医薬品の保険給付に医学的理由のない制限(回数、量など)を設けないこと。